

## 令和 2 年度

# 福祉事務所等生活保護担当職員研修(新任)

と き：令和 2 年 7 月 30 日 (木) ~31 日 (金)  
と ころ：沖縄産業支援センター



氏 名	
-----	--

沖縄県社会福祉協議会  
沖縄県福祉人材研修センター  
電話 (098) 882-5703

# 目次

1. 実施要項及び日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 開講式・オリエンテーション・・・・・・・・・・5
3. <講義>  
「生活保護の運用と自立支援」・・・・・・・・・・6
4. <講義>  
「利用支援事業/定着支援センターについて」・・42
5. <講義>  
「生活福祉資金貸付事業について」・・・・85
6. <講義>  
「ひきこもり支援は総合力だ」・・・・・・・・・・99
7. <講義・演習>  
「相談援助職の記録の書き方」・・・・134
8. <グループワーク>  
「記録のフォーマットを作ってみよう」・・・・134

# 令和2年度 福祉事務所等生活保護担当職員研修(新任) 実施要項

## 1 目 的

本研修は、福祉事務所等の生活保護担当新任職員を対象に、社会福祉の概要、生活保護行政の基本的知識及び職務遂行に必要な基礎的技術を習得することを目的とする。

## 2 研修目標

- (1) 生活保護行政に携わる職員として基礎的知識や技術と共に、基本的な心得・姿勢を習得する。
- (2) ケース記録の目的および意義を理解するとともに、ケース記録作成におけるポイントを理解する。

3 主 管 沖縄県子ども生活福祉部 福祉政策課

4 主 催 沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター

5 期 日 令和2年7月30日(木)～7月31日(金) ※研修内容詳細は、別紙プログラム参照

6 研修会場 沖縄産業支援センター

7月30日(木):中ホール 7月31日(金):大ホール

住所 〒901-0152 那覇市字小禄 1831 番地 1

※インターネットによるオンライン(ZOOM)配信も行います

7 定 員 (1) 県総産業支援センター：90名 ※定員に達し次第締め切ります。

(2) オンライン配信による定員はありません

※参加申込書に希望する参加方法についてご記入ください

## 8 参加対象

- (1) 生活保護業務を担当する現業員で、経験年数1年未満の者
- (2) 本研修未受講者で、福祉事務所長等が受講を必要と認めた者

9 受講料 無料

10 申込期限 令和2年7月17日(金) 必着

## 11 オンライン(ZOOM)による研修参加について

- ・オンライン参加者には、個別に申込者限定の専用アドレス(URL)をお知らせします。
- ・配信は ZOOM にて行います。各福祉事務所におけるインターネット環境の確認をお願いいたします。  
※インターネットにおいて ZOOM が閲覧できる環境であれば問題ありません。スマートフォン、タブレット端末による視聴も可能です。  
なお、パソコンで ZOOM 研修へ参加される方は、次の 3 つの機器が必要になります。
  - ①ウェブカメラ(自分の顔を写すために必要です。マイク内蔵のものが多くあります。)
  - ②マイク(自分の声を相手に届けるために必要です。WEB カメラに内蔵されているマイクでも構いません。)
  - ③スピーカー(相手の声を聴くために必要です。ヘッドセットやイヤホンでも構いません。)
- ・その他オンライン参加で、気になる点がある際は、事務局までお問い合わせください。

## 12 申込方法

別紙「受講申込書」に必要事項を御記入の上、当センターあてにメール・FAXにてお申込ください。

## 13 受講者の決定

先着順に受講申込書を受付いたします。なお、本センターにおける受講について、定員超過等により受講できない場合には、その旨連絡いたします。また、申込後に受講できない事情が生じた時は、速やかに当センターまで御連絡ください。

## 14 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたお願い

- (1) 感染拡大防止の観点から、研修会場は各参加者との距離を保つため、入場人数を制限しております。状況により来場をお断りすることもございますので、あらかじめご了承ください。なお、感染拡大防止の観点から、オンライン(ZOOM)配信での参加も可能ですので、ぜひ御活用ください。
- (2) 研修会場に来場する際は、下記の点をすべて満たしたうえでご参加ください。
  - ① 自宅で必ず検温を行い、その結果を 別紙「健康状態申告書」(氏名、連絡先の記入を含む)に記入の上、会場の受付でご提出ください。
  - ② マスクの着用
- (3) 次の項目に該当する方は、研修会への参加自粛をお願いいたします。
  - ① 発熱の症状がある方(体温 37.5度以上)
  - ② 風邪の症状がある方
  - ③ 過去14日間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方
  - ④ 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方
  - ⑤ 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、体調に不調のある方
- (4) 本研修会の参加者で感染者が出た場合には、下記の点についてご協力をお願いします。
  - ③ 保健所の聞き取り調査への協力
  - ④ 濃厚接触者となった場合、接触してから14日間を目安に自宅待機をすること

## 15 個人情報の取扱いについて

「受講申込書」及び「健康状態報告書」に記載された個人情報は、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他の目的に利用することはありません。

なお、当研修の受講者名簿に、氏名・所属等を掲載いたしますので、御了承ください。

## 16 その他

- (1) 研修当日、受講生は生活保護手帳をご用意ください。
- (2) 研修期間中の遅刻・無連絡欠席、正当な理由のない研修途中での早退は御遠慮ください。
- (3) 研修会場は、駐車台数に限りがあり、近隣には有料駐車場也没有ないので、なるべく公共交通機関を利用するか、お乗り合わせの上御来場ください。

## 17 申込・問合せ先

沖縄県社会福祉協議会・福祉人材研修センター（担当：上間）

住所 〒903-8603 那覇市首里石嶺町4-373-1 西棟3階

TEL 098-882-5703 FAX 098-887-1071

Mail : kensyuu@okishakyo.or.jp

令和2年度 福祉事務所等生活保護担当職員研修（新任）

研修内容及び日程

期日	時間	内 容	
7月30日（木） 【研修会場・沖縄県産業支援センター】	9:20~9:50	受付	
	9:50~10:00	開講式・オリエンテーション	
	10:00~11:00 (60分)	【講義】 「生活保護の制度における施策と動向」	沖縄県子ども生活福祉部 参事 塩野 勝明 氏
	11:00~12:00 (60分)	【講義】 「利用支援事業/定着支援センターについて」	沖縄県社会福祉協議会 利用支援センター/定着支援センター 所長 久根次 薫 氏
	12:00~13:00	昼 食	
	13:00~14:00 (60分)	【講義】 「生活福祉資金貸付事業について」	沖縄県社会福祉協議会 民生部 部長 大木 陽一郎
	14:00~14:10	休 憩	
	14:10~16:10 (120分)	【講義】 「ひきこもり支援は総合力だ」	沖縄県立総合精神保健福祉センター 相談指導班 保健師 伊禮 嘉宣 氏
7月31日（金）	9:15~9:30	受付	
	9:30~12:00 (150分)	【講義・演習】 (仮)「相談援助職の記録の書き方」	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授 玉木 千賀子 氏
	12:00~13:00	昼 食	
	13:00~16:30 (210分)	【グループワーク】 「記録のフォーマットを作ってみよう」	《スーパーバイザー・助言者》 沖縄大学 教授 玉木 千賀子 氏
	16:30~	閉講・アンケート	

※研修内容は、天候・講師等の都合により変更する場合があります。

---

## 開講式・オリエンテーション

---

### 1. 主催者あいさつ

社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会  
沖縄県福祉人材研修センター 所長 渡嘉敷 聡

### 2. オリエンテーション

\*\*\* 研修開始にあたって \*\*\*

#### (1) 研修資料について

受付時にお渡しした資料は次のとおりです。

- ① 研修資料（本資料、日常生活自立支援事業パンフレット、沖縄県地域生活定着支援センターパンフレット）
- ② アンケート用紙
- ③ 受講者名簿

#### (2) 研修日程及び時間について

研修内容及び日程表（P4）のとおりです。

#### (3) アンケートのお願いについて

今後の本研修会充実のため、アンケートにご協力ください。  
なお、用紙は研修最終日、閉講後にご提出ください。

#### (4) 昼食について

お弁当ご持参の方は、研修会場内をご利用ください。  
また、当センター1階にはコンビニがございますので、どうぞ御利用下さい。

#### (5) 電話の利用・取り次ぎについて

外部からの呼出しや伝言等については、緊急時を除き原則行いません。  
また、携帯電話等をお持ちの方は、講義中はマナーモードに切り替えていただくか、電源を切るなど、他の受講者の迷惑にならないようご注意ください。

#### (6) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたお願い

- ・「健康状態申告書」は受付にて必ず提出してください。
- ・研修中は、常にマスクの着用をお願いいたします。
- ・受付にアルコール消毒液を準備しておりますので、こまめにアルコール除菌をお願いします。

○その他ご不明な点などは、事務局までお尋ねください。

---

**【講 義】**

**「生活保護の制度における施策と動向」**

**沖縄県子ども生活福祉部**

**参事 塩野 勝明**

---





## 生活保護の運用と自立支援



令和2年7月

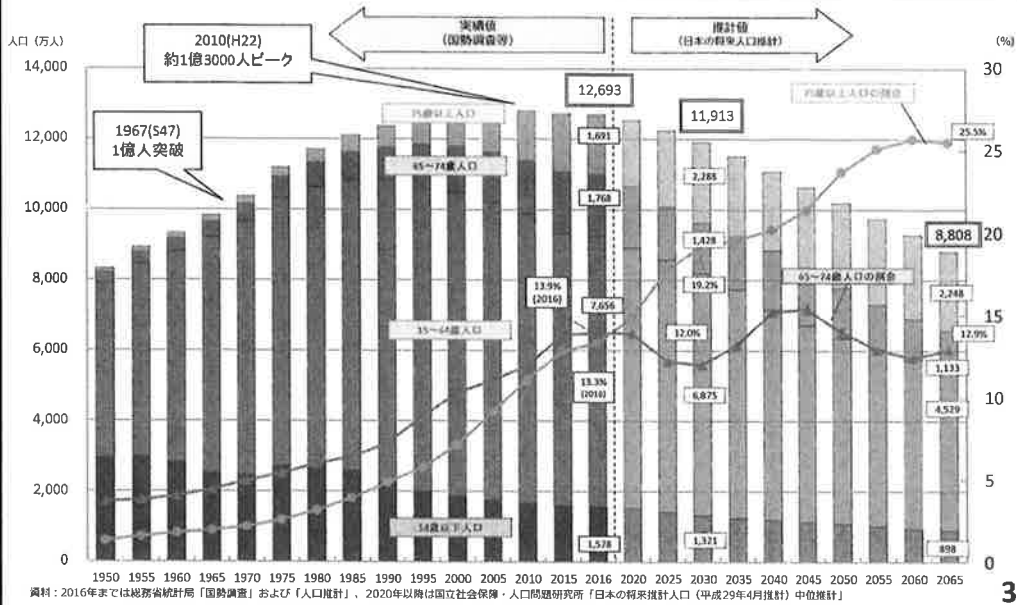
1

(1) 高齢化等の状況

2

### 【全国】日本の人口動態、一層の高齢化の進行

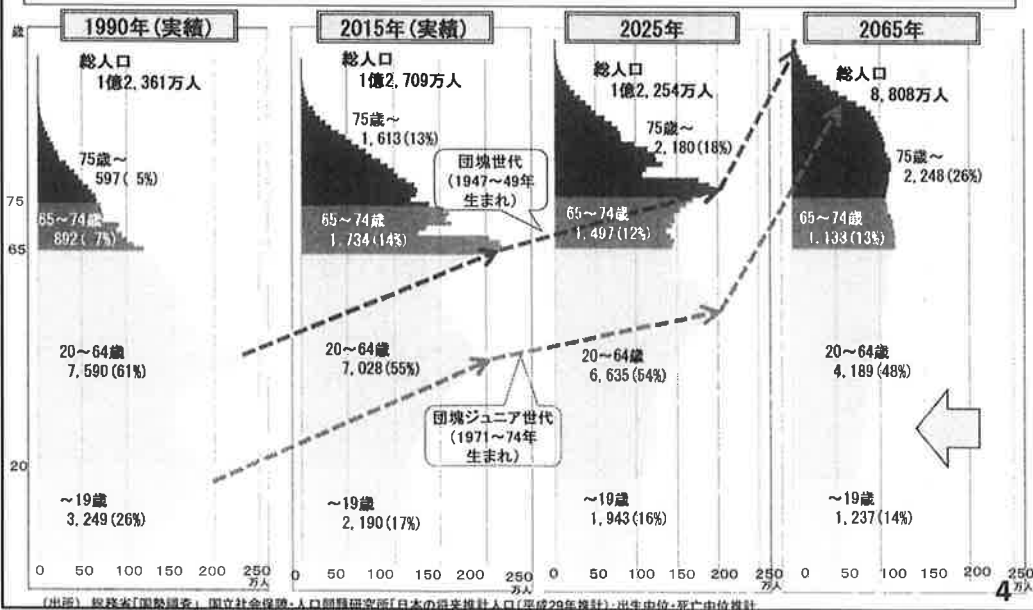
今後、総人口が減少する一方、高齢者(特に75歳以上の高齢者)の占める割合は増加していく。



3

### 【全国】日本の人口ピラミッドの変化

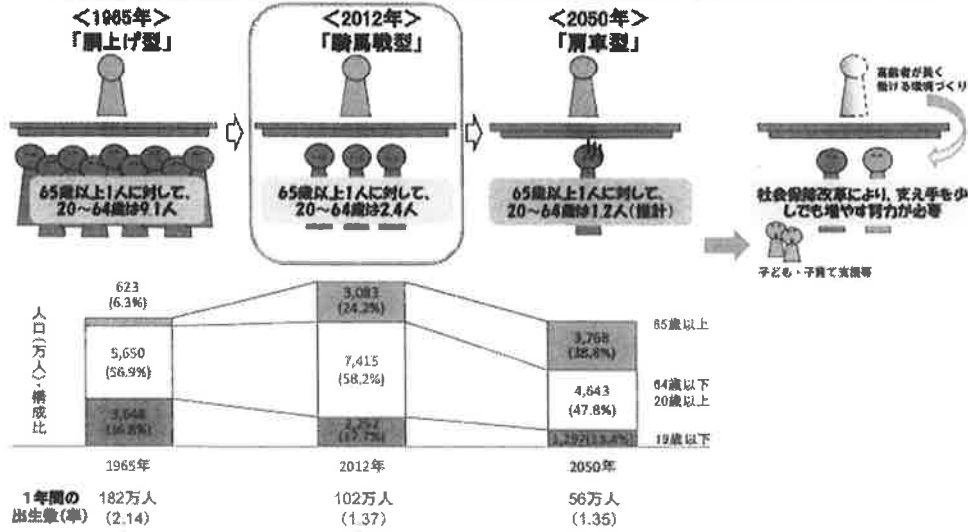
○団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。  
 ○2065年には、人口は8,808万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約38%となる。



4

## 「肩車型」社会へ

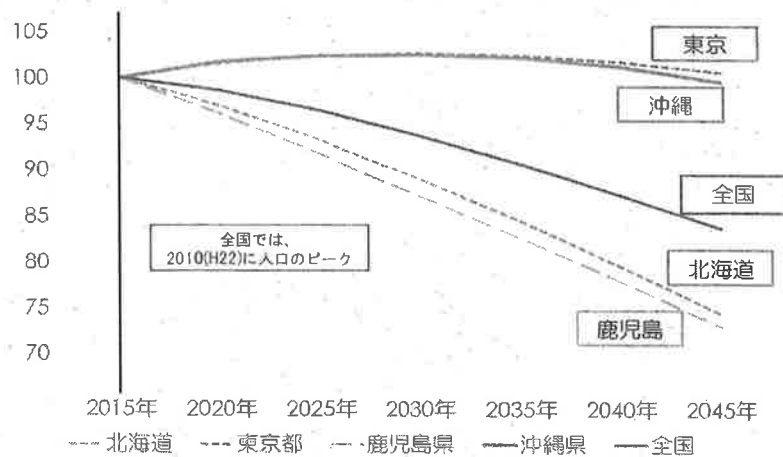
今後、急速に高齢化が進み、やがて、「1人の若者が1人の高齢者を支える」という厳しい社会が訪れることが予想されています。



5

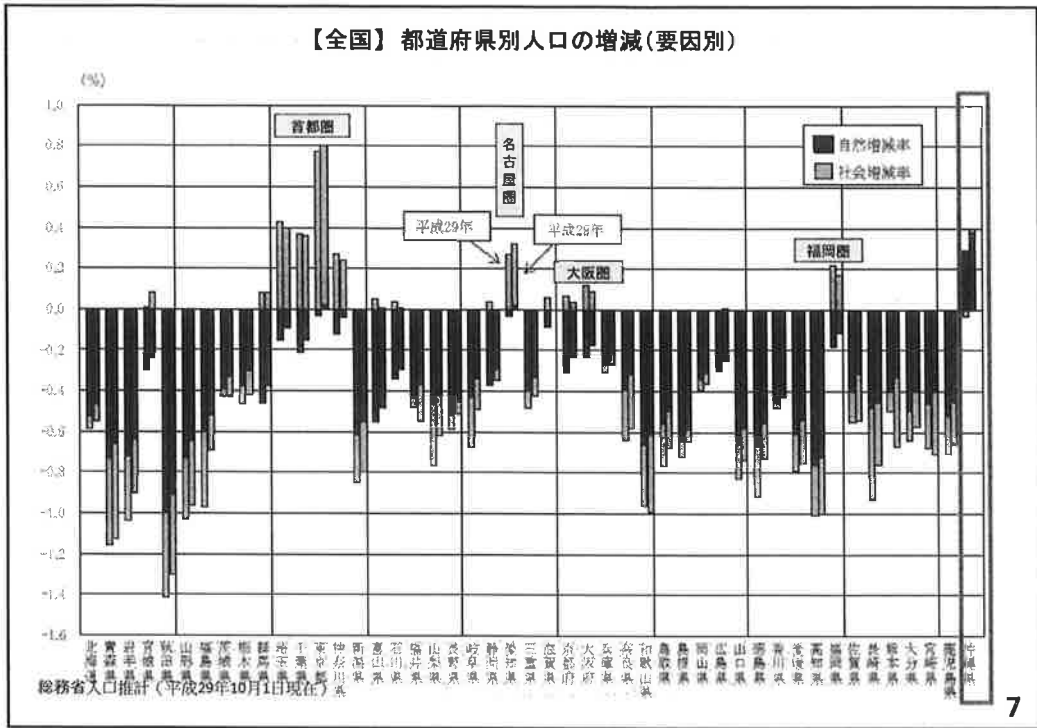
## 地域別人口推移

平成30年(2018)年集計(平成27年を100とした時の指数)



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より(平成30年集計)

6



### 【全国と沖縄県】全国と沖縄県の年齢別人口比較

○15歳未満の人口構成割合 → 全国1位

○15歳以上64歳未満の人口構成割合 → 全国3位

○一方、65歳以上の人口構成割合 → 全国で一番低い

➡ 稼働年齢層が厚い

	15歳未満		15~64歳未満		65歳以上	
	人口(人)	構成割合	人口(人)	構成割合	人口(人)	構成割合
<b>全国</b>	15,886,810	12.6%	76,288,736	60.7%	33,465,441	26.6%
<b>沖縄県</b>	247,206	17.4%	892,109	62.9%	278,337	19.6%

↓

上位5都道府県

①沖縄県  
②滋賀県  
③佐賀県  
④愛知県  
⑤宮崎県

↓

上位5都道府県

①東京都  
②神奈川県  
③沖縄県  
④埼玉県  
⑤愛知県

↓

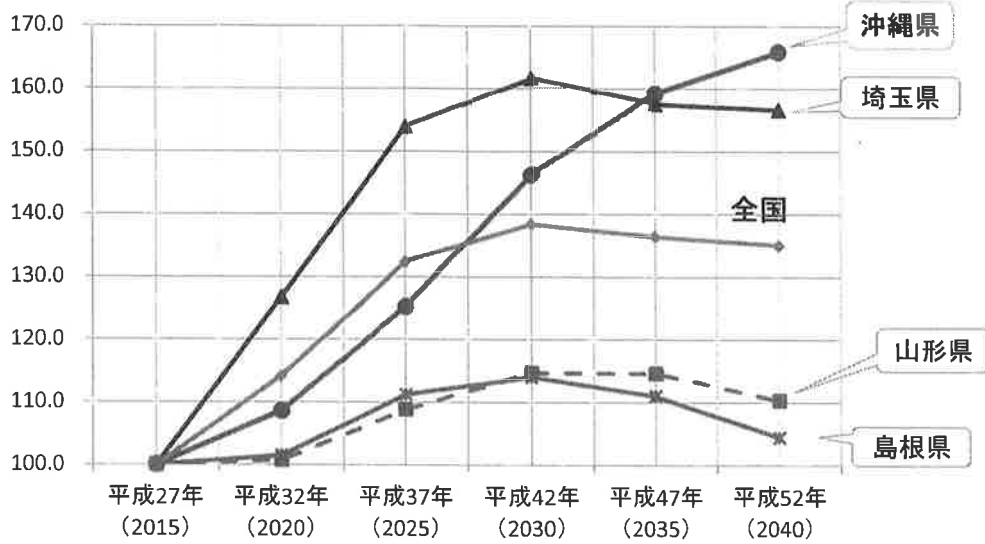
下位5都道府県

③滋賀県  
④神奈川県  
⑤愛知県  
⑥東京都  
⑦沖縄県

出典:平成27年国勢調査(平成27年10月1日現在)

8

【全国、沖縄県】75歳以上人口の将来推計(平成27年度の人口を100とした場合の指数)



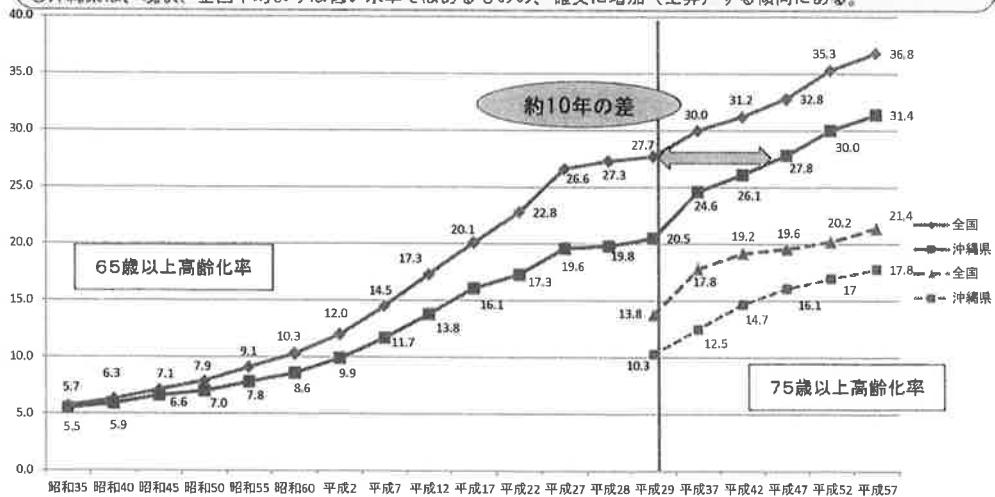
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より作成

【全国、沖縄県】全国と沖縄県の高齢化率の比較

○高齢化率(平成29年)

65歳以上	沖縄県	20.5%	全国	27.7%
75歳以上	"	10.3%	"	13.8%

○沖縄県は、現状、全国平均よりは低い水準ではあるものの、確実に増加(上昇)する傾向にある。



出典:平成27年までは、「国勢調査」による確定値。平成28、29年は、全国値は総務省人口推計、県値は「市町村住民台帳推計値(毎年10.1時点)」。平成37年度以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」。

## 沖縄の子どもを取り巻く現状

指 標	沖 縄	全 国	順 位
子どもの貧困率（沖縄H26年、全国H27年）	29.9%	13.9%	—
子どもがいる大人が1人の世帯の貧困率（沖縄H26年、全国H27年）	58.9%	50.8%	—
10代の出産割合（H29年）	2.4%	1.0%	1 位
離婚率（人口千人当たり）（H29年）	2.44件	1.70件	1 位
母子世帯出現率（沖縄H30年、全国H28年）	4.88%	2.47%	—
中学校卒業後進路未決定率（H29年度）	1.7%	0.6%	1 位
高等学校の中途退学率（H29年度）	2.0%	1.3%	1 位
高等学校進学率（H30年5月）	97.4%	98.8%	47 位
大学等進学率（H30年5月）	39.7%	54.7%	47 位
若年無業者率（H29年）	3.1%	2.1%	—
※参考 小学校の不登校児童数（児童千人当たり）（H29年度）	7.8人	5.4人	—
※参考 中学校の不登校生徒数（生徒千人当たり）（H29年度）	37.0人	32.5人	—
※参考 高等学校の不登校生徒数（生徒千人当たり）（H29年度）	27.6人	15.1人	—

11

## 子どもの貧困の背景

### 全国的な背景

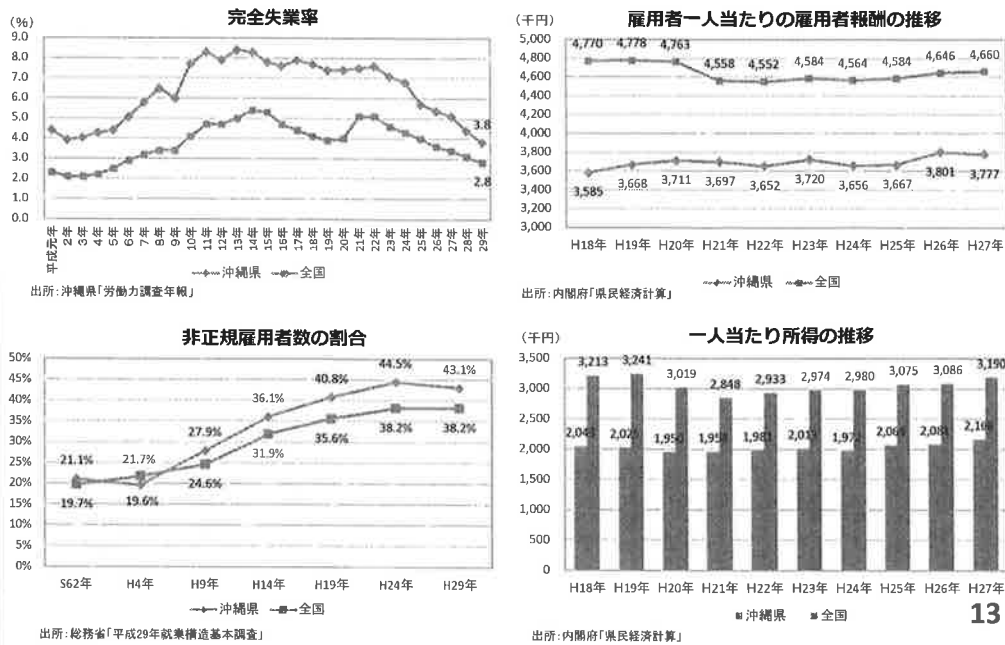
- 背景 1 厳しい経済雇用情勢が家計に影響
- 背景 2 核家族化や少子化の進展による子育て家庭の養育力の低下
- 背景 3 地域のつながりの希薄化による子育て支援機能の低下 等

沖縄県において、特に厳しい状況となっている要因としては、

- 1 産業振興の遅れ
- 2 失業率が高水準で推移
- 3 一人あたりの県民所得が全国最下位
- 4 ひとり親家庭の出現率が高いこと

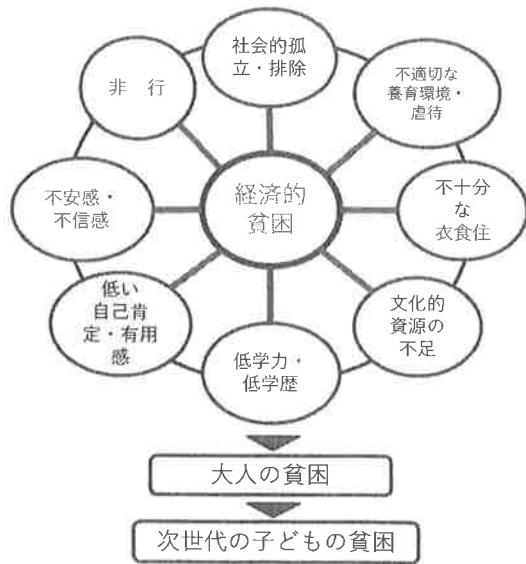
12

## 背景 1 厳しい経済雇用情勢



13

## 子どもの貧困のイメージ図



子どもの貧困とは、生まれ育つ家庭が低所得であることだけでなく、低所得に起因して複合的な困難が発生し、大人に至る成長や教育のプロセスで多くの不利に置かれる状況まで踏み込んだ現象を意味する

14

## (2) 生活保護制度の概要 等

15

## 生活保護制度の位置づけ (法体系)

### 日本国憲法

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

### 生活保護法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(無差別平等)

第二条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護(以下「保護」という。)を、無差別平等に受けることができる。

(最低生活)

第三条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(保護の補足性)

第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

16



## 生活保護制度の概要

### ◎ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障  
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

#### 最低生活の保障

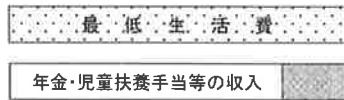
① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等

◇保護の開始時に調査  
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)  
◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。  
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

支給される保護費

#### 自立の助長

- ・ケースワーカーや就労支援員による就労指導・支援

17

## 生活保護の「基本原理」と「原則」

### 4つの「基本原理」

- ①最低限度の生活の保障と自立の助長  
…憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を具現化するもの
- ②無差別平等  
…原因を問わない
- ③健康で文化的な生活水準
- ④保護の補足性  
…資産、能力その他あらゆるものを活用することが要件  
…扶養義務者による扶養や他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先

### 4つの「原則」

- ①申請保護の原則  
…要保護者、その扶養義務者又は同居の親族の申請に基づいて開始
- ②基準及び程度の原則  
…要保護者の需要を基とし、その者の金銭・物品で満たすことのできない不足分を補う  
…要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他の事情を考慮した最低限の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつこれを超えないもの
- ③必要即応の原則  
…要保護者の年齢別、性別、健康状態等個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮
- ④世帯単位の原則

18

## 生活保護の目的、被保護者の生活上の義務

生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）

### 【法律の目的】

#### 第1条

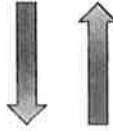
この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、

① 国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する

とともに、

② その自立を助長する

ことを目的とする。



### 【被保護者の生活上の義務】

#### 第60条

被保護者は、

① 常に、能力に応じて勤労に励み、

② 自ら、健康の保持及び増進に努め、

③ 収入、支出、その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、

④ その他生活の維持及び向上

に努めなければならない。

19

## 生活保護の要件等

### 基本的な考え方

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

### 資産の活用

・ 土地・家屋は、原則売却

（ただし、現に居住の用に供されているものについては、処分価値が著しく大きいものを除き、保有を容認）

・ 自動車については、原則売却

（ただし、障害者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が通勤、通院、通所及び通学のため必要とする場合は、保有を容認）

・ 預貯金は、原則収入認定

（ただし、保護開始時に保有する金銭のうち、最低生活費の5割は保有を容認）

・ 年金、児童扶養手当等

（本人が手続をすれば受給できる給付等は活用することが必要）

### 能力の活用

稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力を有するか否か、②その稼働能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、の3つの要素により判断。

現実稼働能力があり、本人の有している資格、生活歴、職歴等から適切と判断され得る職場があるにもかかわらず、働く意思がない者は要件を欠くと判断するが、稼働能力も働く意思もあり、求職活動を行っているが現実働く場がない者については要件を満たしているものと判断。

### 扶養の優先

福祉事務所は、民法に定める扶養義務者（三親等以内の直系血族、兄弟姉妹等）について扶養の可能性を調査。特に、親子関係にある者に対しては、実地調査も行うなど重点的に実施。扶養義務者からの仕送り等があればこれを収入認定する。

20

◎ 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。(生活保護法第8条第2項)

生活を営む上で生じる費用	対応する扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用(年齢別に算定) ②光熱水費等の世帯共通の費用(世帯人員別に算定)を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。(障害者加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払(本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払(本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

※勤労控除：就労収入のうち一定額を控除する仕組み。就労収入額に比例して控除額が増加。

21

◎ 生活扶助額の例 (平成30年10月時点)

世帯モデル	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	157,170円	131,900円
高齢者単身世帯(68歳)	78,470円	64,420円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	118,880円	98,660円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	184,160円	156,860円

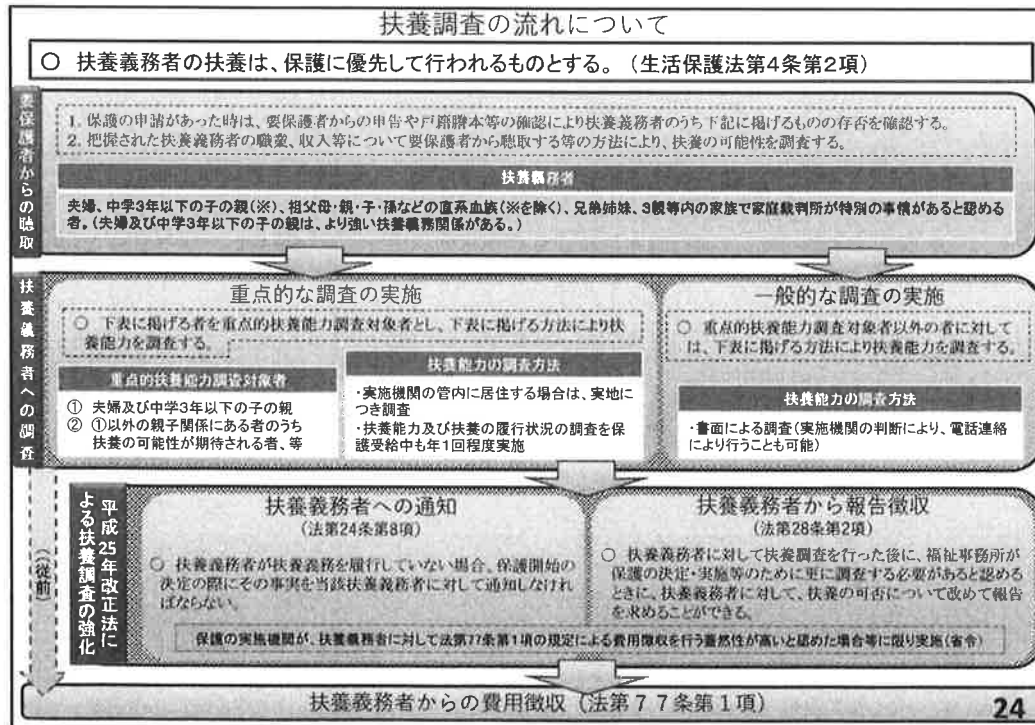
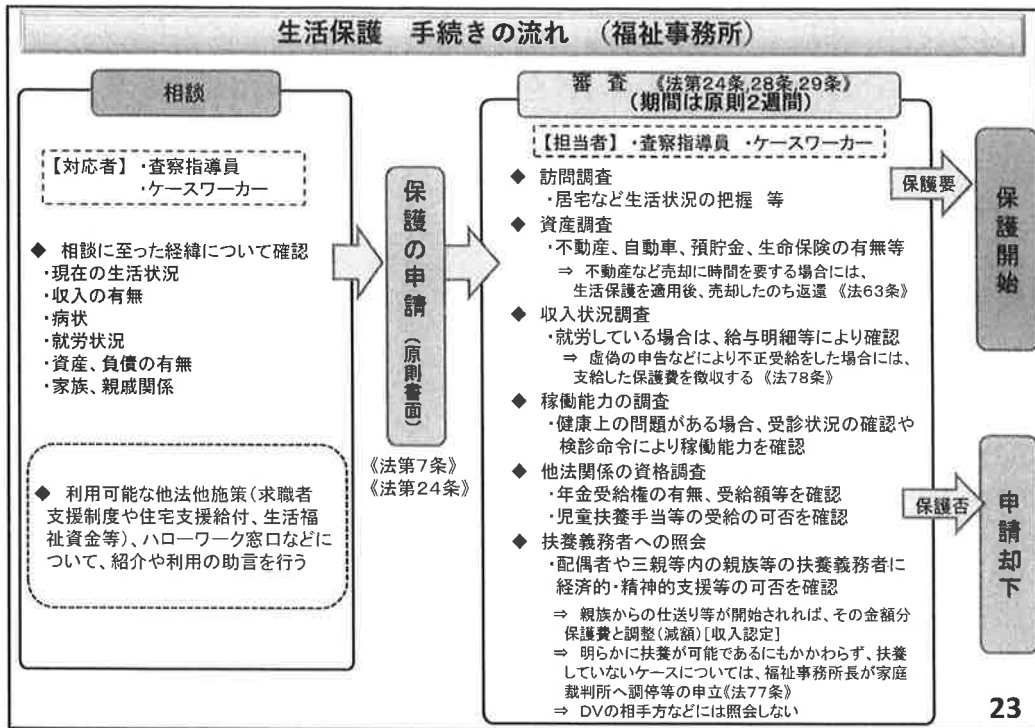
※ 児童養育加算及び母子加算を含む。

(注)上記以外に、その世帯の状況や必要な事情に応じて、「冬季加算」などの各種加算や「住宅扶助費(家賃)」や「教育扶助費(教育費)」が現金給付されるとともに、「医療扶助費(医療費)」や「介護扶助費(介護費)」が現物給付される。

◎ 保護の実施機関と費用負担

- ・ 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(保護の実施機関)が実施。
- ・ 保護の実施機関は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- ・ 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

22



## 福祉事務所とケースワーカー

### 1. 福祉事務所

【設置主体】都道府県と市が、福祉事務所を設置。町村は、任意設置。

【所掌事務】

市町村福祉事務所…生活保護、老人福祉、障害者福祉、児童福祉など  
都道府県福祉事務所…生活保護中心

【か所数】

1, 247カ所（都道府県208、市996、町村43）（平成29年4月1日現在）

### 2. ケースワーカー

福祉事務所には、被保護者の訪問指導、面接相談、各種調査や生活指導を行う現業員（ケースワーカー）が配置されている。

【定数の標準数】＜社会福祉法第16条＞

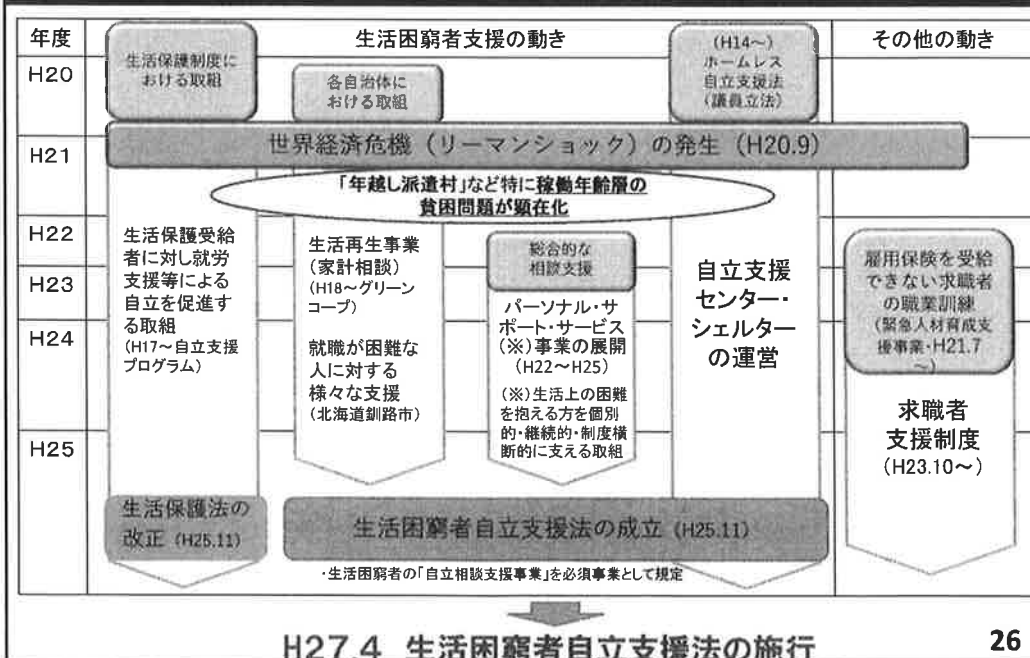
市…被保護世帯数が240以下の場合：標準数3、被保護世帯数が80増すごとに1追加  
都道府県…被保護世帯390以下の場合：標準数6、被保護世帯数が65増すごとに1追加

【配置状況】

全国の生活保護担当のケースワーカー数：18, 501人（平成29年総務省地方公共団体定員管理調査）

ケースワーカー1人当たり受け持ち世帯数：88. 5世帯

## 生活困窮者支援の経緯



# 生活困窮者自立支援制度の概要



## 生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

### 1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

### 2. 制度のめざす目標

#### (1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状況に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

#### (2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

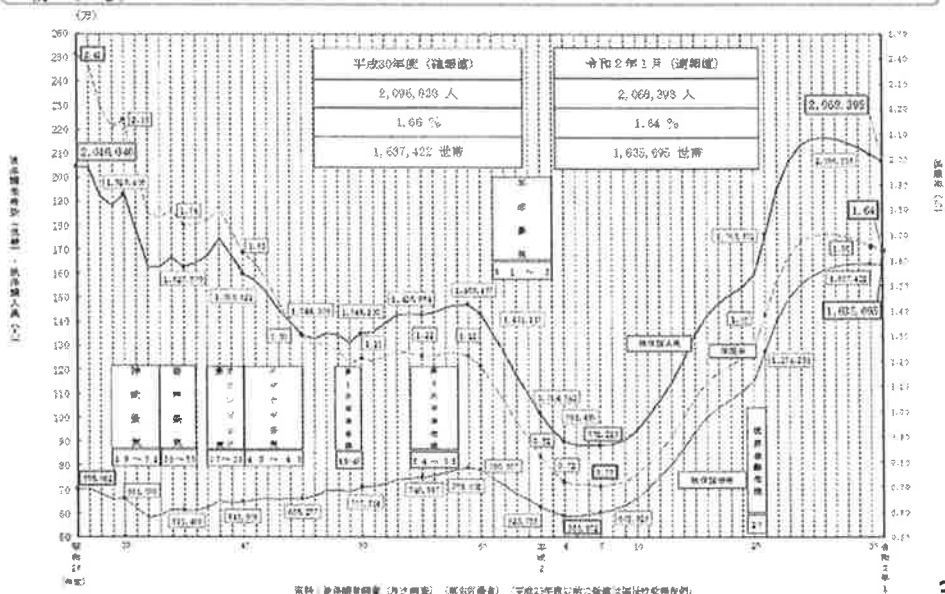
### 3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1) 包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就業の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な課題に対応する。
- (2) 個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3) 早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4) 継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5) 分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

### (3) 全国における生活保護の現状

#### 被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

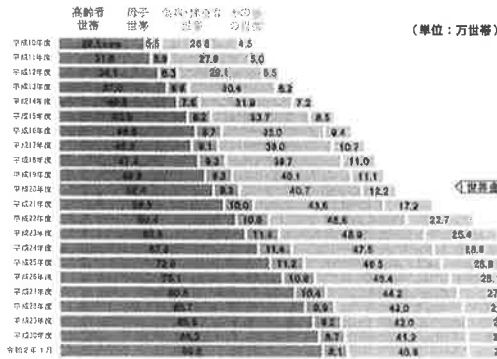
- 生活保護受給者数は約207万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。
- 生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯が増加している一方、高齢者世帯以外の世帯は減少傾向が続いている。



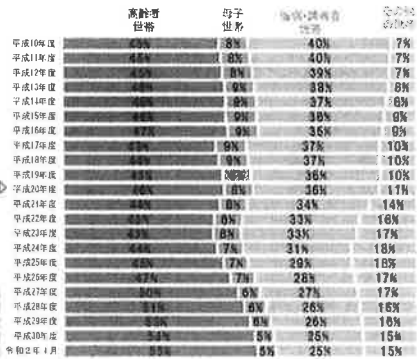
### 世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きくなり上昇した。近年、景気回復等の影響により「高齢者世帯」以外の世帯は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



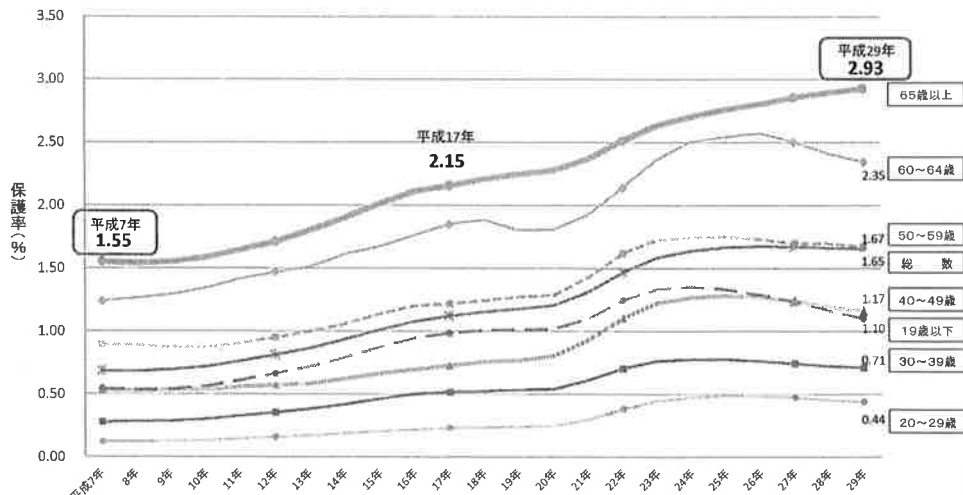
※ 高齢者世帯の91.6%が単身世帯（令和2年1月）。  
注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。  
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）（令和2年1月分は速報値）

#### 世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 単身世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身の障害のため掛けない者である世帯
- 保護者世帯：世帯主が入院（分権型入居施設投入所を含む。）しているか、在宅急病加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため掛けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

### 年齢階級別 保護率の年次推移

○ 年齢階級別の保護率の推移をみると、近年は65歳以上で上昇傾向が続く一方、それ以外の年齢階級では横ばい若しくは低下傾向となっている。

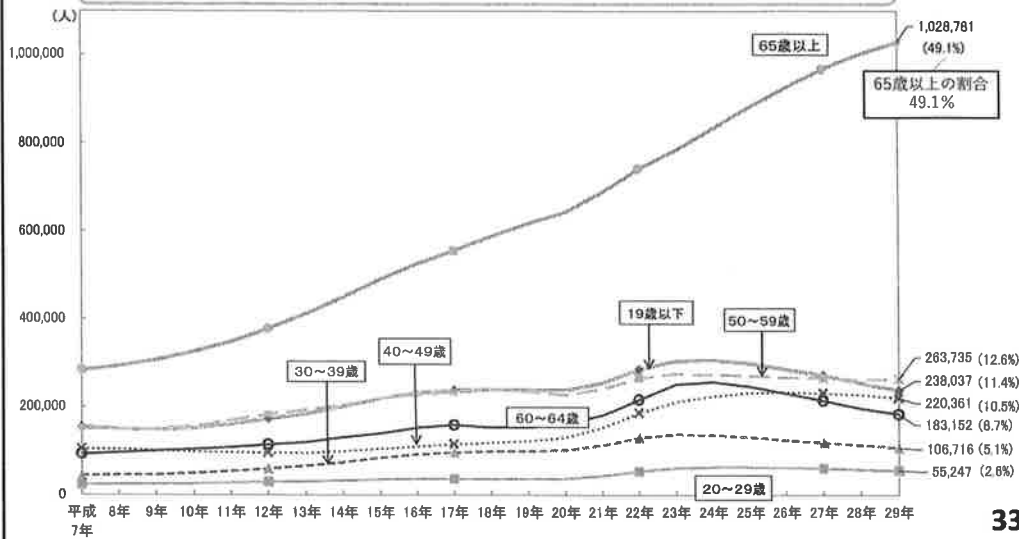


資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（平成23年以前は被保護者全国一斉調査）



### 年齢階級別被保護人員の年次推移

- 年齢別の被保護人員としては、65歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、全体の49.1%は65歳以上の者。

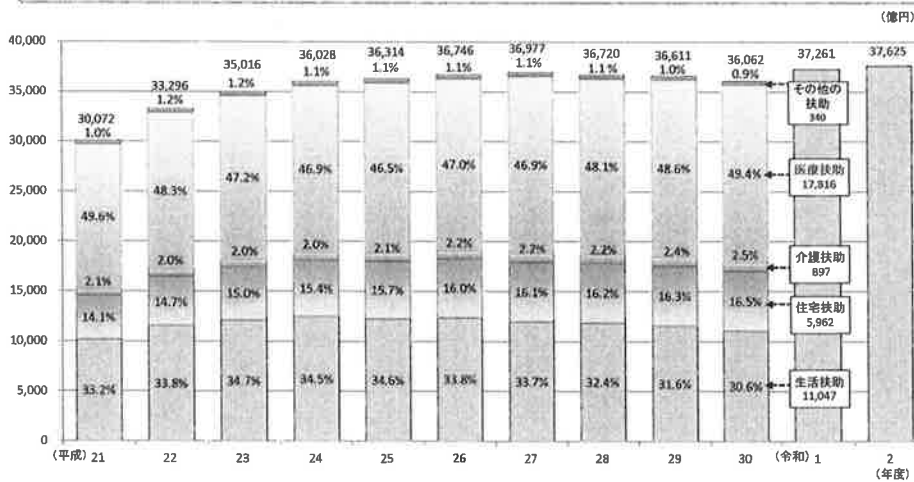


資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（平成23年以前は被保護者全国一斉調査）

33

### 生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は約3.8兆円(令和2年度当初予算(案))。
- 実績額の約半分は医療扶助。



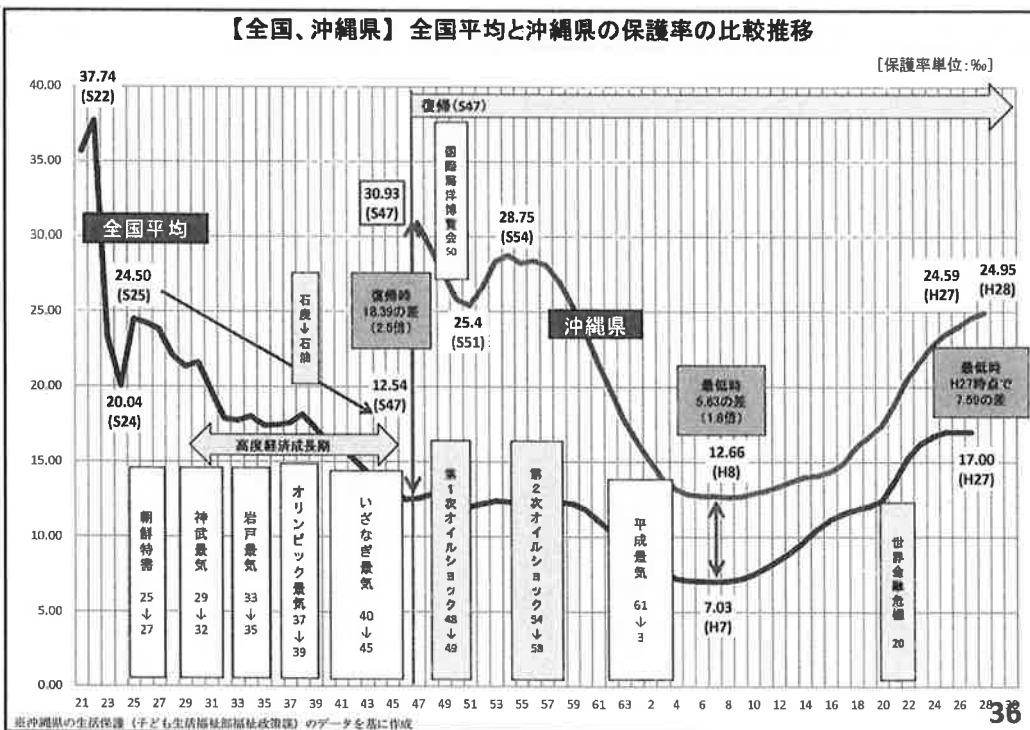
資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 平成30年度までは実績額、令和元年度は補正後予算額、令和2年度は当初予算額(案)
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

34

(4) 沖縄県における生活保護の状況

【全国、沖縄県】全国平均と沖縄県の保護率の比較推移



都道府県・指定都市・中核市別保護率(令和2年4月時点)

○全国平均保護率:1.64%(1.52%)

○都道府県別保護率

○指定都市別保護率

○中核市別保護率

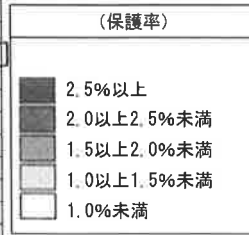
上位10都道府県	
	保護率(%)
大阪府	3.13 (3.20)
北海道	2.99 (2.90)
高知県	2.63 (2.61)
沖縄県	2.62 (2.08)
福岡県	2.40 (2.41)
青森県	2.34 (2.08)
東京都	2.18 (2.22)
長崎県	2.06 (2.00)
東京都	2.04 (1.95)
鹿児島県	1.87 (1.80)

保護率(%)	
大阪市	4.95 (5.49)
札幌市	3.61 (3.38)
堺市	3.04 (2.81)
神戸市	2.93 (2.95)
京都市	2.89 (3.02)
福岡市	2.68 (2.39)
北九州市	2.43 (2.21)
千葉市	2.13 (1.67)
熊本市	2.04 (1.81)
名古屋市	2.03 (1.87)
広島市	2.00 (2.12)
川崎市	1.96 (2.08)
旭川市	1.89 (1.11)
横浜市	1.83 (1.72)
岡山市	1.80 (1.66)
仙台市	1.67 (1.51)
さいたま市	1.51 (1.32)
新潟市	1.19 (1.21)
静岡市	1.31 (1.00)
浜松市	0.90 (0.85)

上位10市	
	保護率(%)
商社市	4.55 (4.15)
堺市	4.12 -
尼崎市	3.90 (3.61)
旭川市	3.70 (3.77)
河内市	3.66 (3.81)
高知市	3.45 (3.17)
寝屋川市	3.13 -
青森市	3.03 (2.72)
長崎市	2.98 (2.76)
八尾市	2.90 -

下位10都道府県	
	保護率(%)
静岡県	0.86 (0.67)
山形県	0.83 (0.76)
滋賀県	0.78 (0.74)
群馬県	0.77 (0.61)
山形県	0.74 (0.55)
石川県	0.62 (0.56)
岐阜県	0.59 (0.51)
福井県	0.54 (0.41)
長野県	0.51 (0.49)
富山県	0.36 (0.30)

下位10市	
	保護率(%)
那覇市	0.98 (0.93)
福井市	0.97 -
高崎市	0.91 -
長野市	0.89 (0.67)
倉沢市	0.88 (0.77)
山形市	0.87 -
豊後市	0.55 (0.61)
豊田市	0.54 (0.58)
岡崎市	0.52 (0.52)
富山市	0.51 (0.38)



注1:指定都市及び中核市数値は再掲  
注2:括弧内は10年前(平成22年度)の保護率

資料:被保護者調査 月次調査(厚生労働省) (平成22年度は福祉行政報告例) ※令和2年4月分は速報値

【沖縄県】 沖縄県内の福祉事務所【16福祉事務所】

地域	福祉事務所名	市町村名		地域	福祉事務所名	市町村名	
			島部				島部
北部	①名護市福祉事務所	名護市		南部	⑦那覇市福祉事務所	那覇市	
		国頭村			⑧浦添市福祉事務所	浦添市	
		大宜味村			⑨糸満市福祉事務所	糸満市	
	②北部福祉事務所	東村			⑩豊見城市福祉事務所	豊見城市	
		今帰仁村			⑪南城市福祉事務所	南城市	
		本部町			⑫南部福祉事務所	西原町	
伊江村	○	与那原町					
伊平屋村	○	南風原町					
伊是名村	○	久米島町	○				
中部	③宜野湾市福祉事務所	宜野湾市				渡嘉敷村	○
	④沖縄市福祉事務所	沖縄市				座間味村	○
	⑤うるま市福祉事務所	うるま市				渡名喜村	○
		宜野座村				粟国村	○
	⑥中部福祉事務所	恩納村			南大東村	○	
		金武町			北大東村	○	
読谷村			八重瀬町				
嘉手納町			宮古	⑬宮古島市福祉事務所	宮古島市	○	
北谷町		⑭宮古福祉事務所		多良間村	○		
北中城村		八重山		⑮石垣市福祉事務所	石垣市	○	
中城村				⑯八重山福祉事務所	竹富町	○	
				与那国町	○		

【沖縄県】 沖縄県の生活保護現状(令和2年3月時点)

- 生活保護世帯数 29,873世帯(過去最高)
- 生活保護受給者数 38,125人(過去最高)
- 保護率 26.3%(沖縄県の保護率は昭和40年代に30%以上を記録したことがある。)
- 生活保護受給者の半数以上(55.8%)が高齢者世帯
- 沖縄県でも全国と同様、高齢者世帯の割合が増加し、平成28年6月、初めて半数を超えた(50.1%)。(※全国では、平成28年3月、初めて高齢者世帯の割合が半数を超えた(50.8%)。)
- 全国と同様地域差があり、管内福祉事務所間の保護率にも差がある。(最低10.34%～最高39.53%)

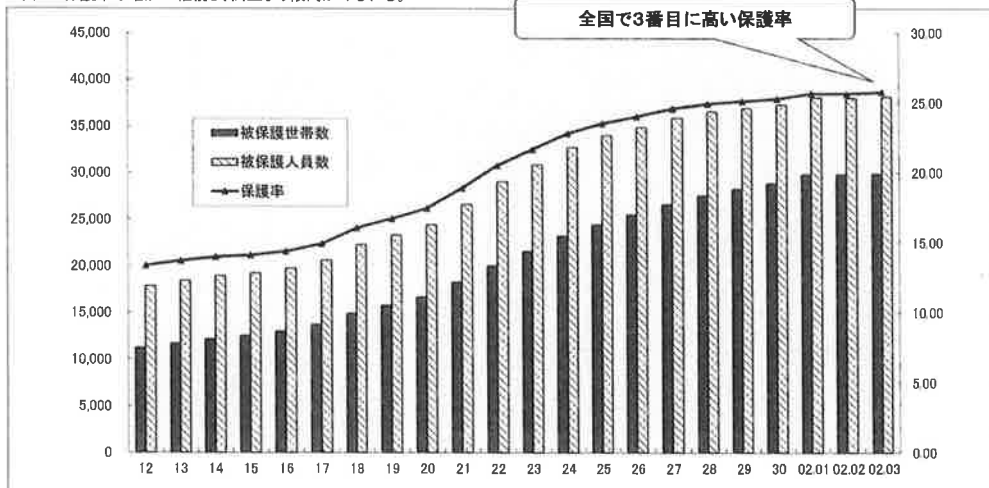
令和2年3月		被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の 世帯
沖縄 県	世帯数	29,776	16,601	1,253	5,212	3,621	3,089
	構成割合(%)	100.0	55.8	4.2	17.5	12.2	10.4
全国	世帯数	1,625,020	893,874	80,654	204,985	203,403	242,104
	構成割合(%)	100.0	55.0	5.0	12.6	12.5	14.9

(注) 停止世帯を除く。

39

【沖縄県】 被保護世帯数・被保護人員数・保護率の推移

県内の保護率は増加が継続し、高止まり傾向がみられる。



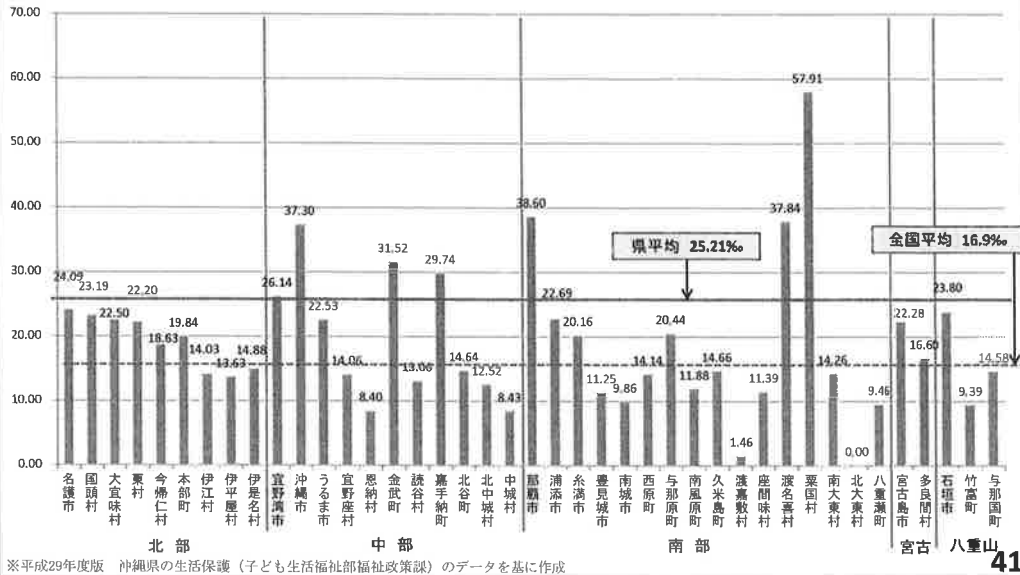
	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24	'25	'26	'27	'28	'29	'30	02.01	02.02	02.03	
被保護世帯数	11,203	11,651	12,114	12,461	12,941	13,671	14,941	15,731	16,664	18,229	19,941	21,558	23,179	24,781	25,471	26,581	27,531	28,211	28,821	29,791	29,873	29,873	
被保護人員数	17,811	18,391	18,901	19,111	19,701	20,571	22,201	23,271	24,291	26,571	29,021	30,641	32,601	33,951	34,641	35,851	36,531	36,891	37,201	38,051	38,911	38,125	
保護率	12.31	13.61	13.81	14.01	14.21	14.91	16.01	16.81	17.41	19.01	20.51	21.61	22.81	23.51	24.01	24.91	24.91	24.61	25.11	25.21	25.61	25.61	26.31

※子ども生活福祉部資料

40

### 【沖縄県】市町村別保護率(平成29年3月時点)

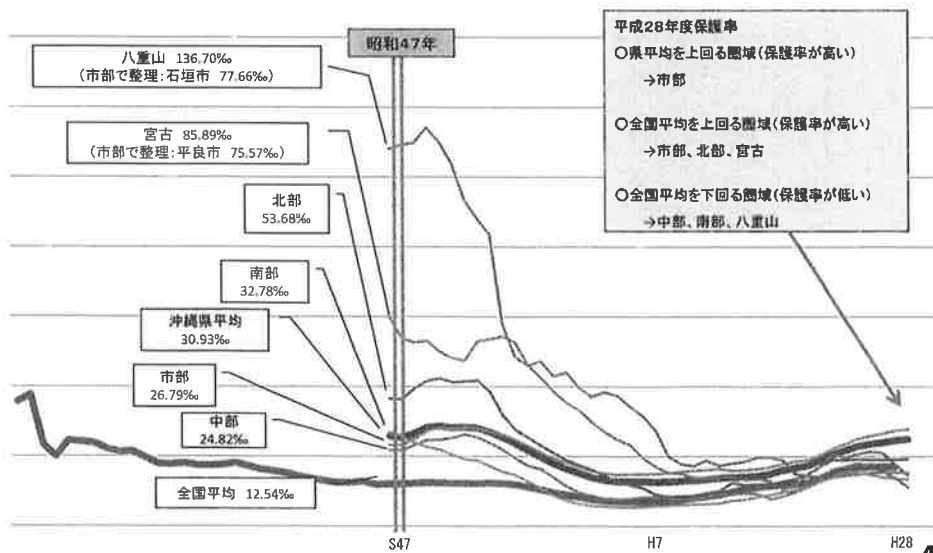
北部は比較的格差が少ないが、中部、南部は、市町村格差が大きく、特に市部の保護率が高い傾向がある。



41

### 【沖縄県】復帰時(昭和47年)における圏域ごとの保護率格差

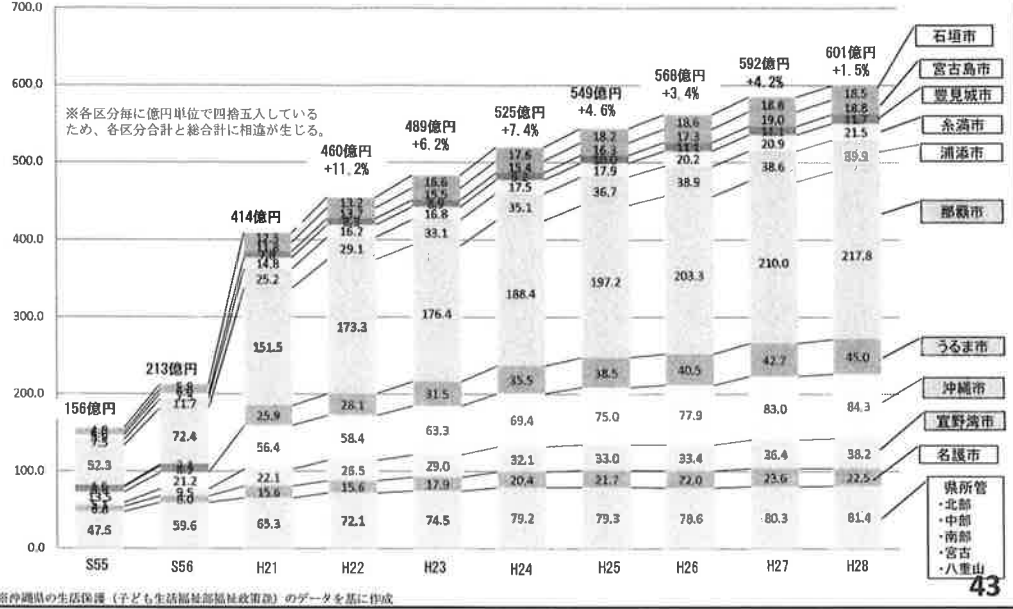
復帰時(昭和47年)、県内の平均保護率は、本土の2倍を超過しており、特に、八重山、宮古では厳しい生活水準であったことが推測される。



42

### 【沖縄県】生活保護費の推移(福祉事務所別)

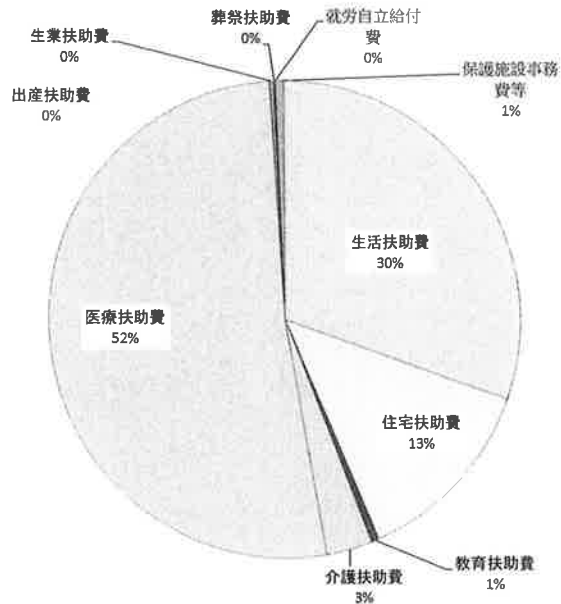
高齢化の進行により、所得が少ない世帯が増加していること等から、年々、保護費支出は増加傾向にある。  
特に、那覇市、うるま市、沖縄市、宜野湾市は、増加が顕著に見られる。



※沖縄県の生活保護(子ども生活福祉部福祉政策課)のデータを基に作成

### 【沖縄県】生活保護費の扶助別内訳(平成28年度支出)

扶助別	平成28年度支出額(円)	
生活扶助費	18,266,167,596	182.7 億円
住宅扶助費	7,899,385,971	79.0 億円
教育扶助費	320,679,172	3.2 億円
介護扶助費	1,905,248,043	19.1 億円
医療扶助費	31,103,204,012	311.0 億円
出産扶助費	13,231,442	0.1 億円
生業扶助費	151,500,509	1.5 億円
葬祭扶助費	75,188,310	0.8 億円
就労自立給付費	7,958,416	0.1 億円
保護施設事務費等	331,511,408	3.3 億円



※平成29年度版 沖縄県の生活保護(子ども生活福祉部福祉政策課)のデータを基に作成

## (5) 医療扶助

45

### 生活保護の医療扶助について

生活保護制度では、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助として医療を提供。

#### 医療扶助の対象

- 生活保護受給者は、国民健康保険の被保険者から除外されているため、ほとんどの生活保護受給者の医療費はその全額を医療扶助で負担。
- ただし、①障害者総合支援法等の公費負担医療が適用される者や、②被用者保険の被保険者又は被扶養者については、各制度において給付されない部分が医療扶助の給付対象。
  - \* 被保護者の被用者保険加入率は2.4%(平成18年被保護者全国一斉調査)

#### 医療扶助の範囲・方法

- 医療扶助は、①診察、②薬剤又は治療材料、③医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、⑥移送の範囲内で実施。
- 医療扶助は、原則として、現物給付。

#### 指定医療機関、診療方針、診療報酬

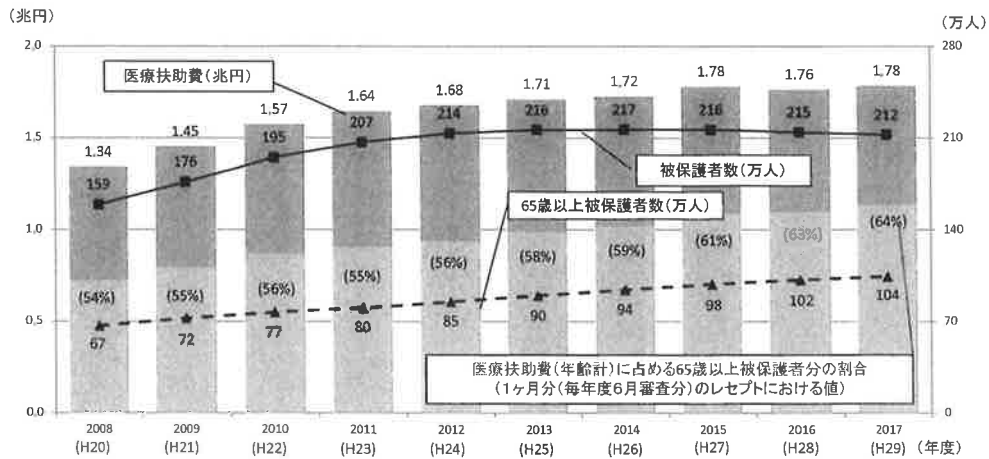
- 医療扶助による医療の給付は、生活保護法の指定を受けた医療機関等に委託して実施。
- 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、別に定める場合を除き、国民健康保険の例による。

46

## 医療扶助費の動向

### ○ 医療扶助費については

- ・ 世界金融危機(2007~2008年度)後、被保護者数の増加に伴い増加した。
- ・ 被保護者の高齢化の影響により、近年は高齢者が占める割合の増加傾向が顕著である。



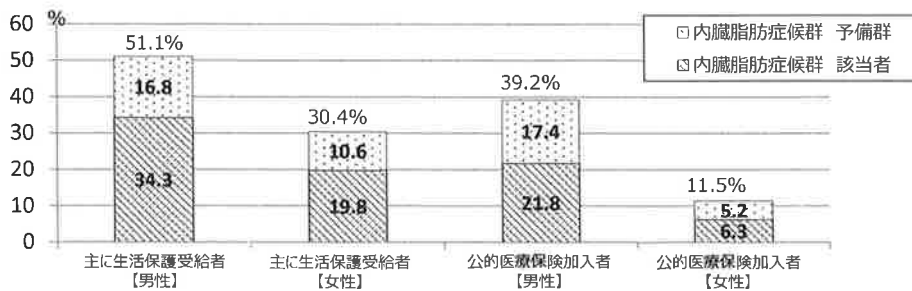
注1：医療扶助費（年齢計）に占める65歳以上被保護者分の割合については、医療扶助実態調査における医科及び調剤（平成19年度以前は医科のみ）の決定点数の計に占める65歳以上の者に係る決定点数の割合としている。  
 注2：65歳以上被保護者数は、被保護者数（年齢計）に被保護者調査（年次調査）における65歳以上被保護者割合を乗じた形で推計している。  
 資料：生活保護費負担金事業実績報告、被保護者調査（平成23年度以前は被保護者一斉調査）、医療扶助実態調査

47

## 被保護者の健康等に関する現状①

### 被保護者の健診受診状況および健診結果

- 被保護者の健診受診率は、特定健診の受診率と比較して低い。
  - ・ 健康増進法に基づく健康診査の結果（主に被保護者の健診受診率） 7.7%
  - ・ 特定健診の受診率：51.4%
- 被保護者の健診受診者における内臓脂肪症候群の該当者及び予備群の割合は、公的医療保険加入者よりも高い。



出典：平成28年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ及び平成28年度地域保健・健康増進事業報告より保護課にて作成

48

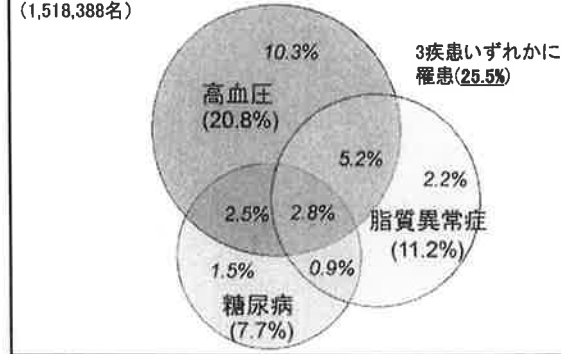


## 被保護者の健康等に関する現状②

### 生活保護受給者の生活習慣病 罹患割合 (%)

生活保護受給者 100% (2,161,442名)

調査月に医療機関を受診した医療扶助受給者 70.2% (1,518,388名)



・対象データ:平成27年6月支払基金審査分の一般診療(病院・一般診療所)の入院及び入院外、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書

・高血圧、脂質異常症、糖尿病の特定方法:傷病名(主傷病名に限定せず)および医薬品(当該病名に一般的に使用する医薬品が使用されていること)により病名を特定

平成29年度厚生労働科学研究:平成27年度医療扶助実態調査より特別集計

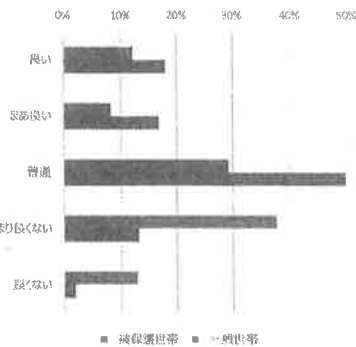
49

## 被保護者の健康等に関する現状③

### 被保護者の健康意識等

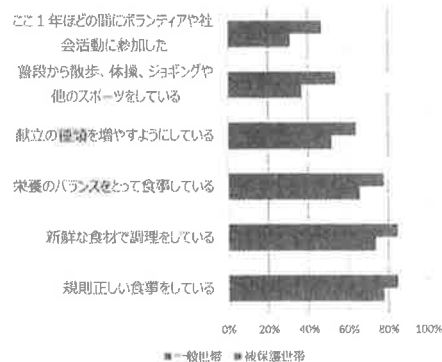
#### 生活保護受給者の健康意識

○ 生活保護受給者は一般世帯と比較して、健康意識が「あまり良くない」「良くない」である者が多い。



#### 生活保護受給者の食事、運動、社会活動の状況

○ 生活保護受給者は一般世帯と比較して、適切な食事や運動を実施していると回答した者が少ない。  
○ また、生活保護受給者は社会活動等について疎遠気味である。



【出典】

・平成22年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査  
・平成22年国民生活基礎調査

50

## 福祉事務所による被保護者の健診受診状況等の把握やそれに基づく支援の状況

○ 福祉事務所による被保護者の健診受診状況の把握やそれに基づく支援は十分ではない。

● 福祉事務所における健康診査結果の入手率

- ・入手している 17% (136自治体)
- ・入手していない 83% (675自治体)



● 福祉事務所における健康診査結果の主な入手方法 (重複回答あり)

- ・生活保護法第29条に基づき、市町村長から入手 90自治体
- ・本人から入手 60自治体
- ・医療機関からの聴取 9自治体

● 福祉事務所における健康診断結果を利用した健康管理支援の実施率

- ・実施している 75% (102自治体)
- ・実施していない 25% (34自治体)



- 福祉事務所における平成27年度の状況について調査を行った。
- 福祉事務所を設置する自治体全てを調査対象 (901自治体)
  - ※ 都道府県の郡部事務所が所管する町村における健診の実施状況と郡部事務所における健診を実施している町村からの健診結果の入手状況については、都道府県単位でまとめて計上している。
  - (例) 都道府県の郡部事務所が所管するすべての町村で健診を実施していれば、1自治体として計上

51

## (6) 自立支援 (就労支援)

52

# 自立支援プログラムの概要

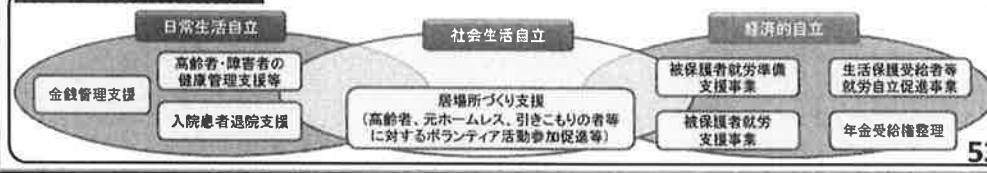
## 背景

- 生活保護制度の目的
  - ・ 最低生活の保証（保護費の支給）
  - ・ **自立の助長**
- 自立支援プログラム導入の背景
  - ・ 被保護者の抱える問題の多様化、被保護世帯数の増加
  - ・ 生活保護担当職員の不足と経験不足
- 自立の助長の内容
  - ・ 経済的自立 → 就労 等
  - ・ 日常生活自立 → 入院から在宅復帰 等
  - ・ 社会生活自立 → ひきこもり防止、社会参加 等

## 自立支援プログラムの導入(平成17年度～)

- 経済的給付に加え、福祉事務所が組織的に被保護者の自立支援を行う制度への転換を目的
  - 実施機関は、管内の被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、自立支援の具体的内容と手順を定めた自立支援プログラムを類型毎に策定
  - 様々なプログラムの中から、個々の被保護者に必要なプログラムを本人同意の上決定し、労働部局、医療・福祉施設、NPO等の関係機関と連携し、被保護者が自らの自立のため行う活動を組織的に支援
- 自立の概念
  - ・ 経済的自立: 就労による経済的自立等  
(例) 稼働能力を有する者→就労に向けた具体的な取組を支援し、就労を実現するプログラム
  - ・ 日常生活自立: 身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること  
(例) 精神障害者→長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラム
  - ・ 社会生活自立: 社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること  
(例) 高齢者→顔面や閉じこもりを防止し、社会貢献活動の参加等により健康的な自立生活を維持するプログラム

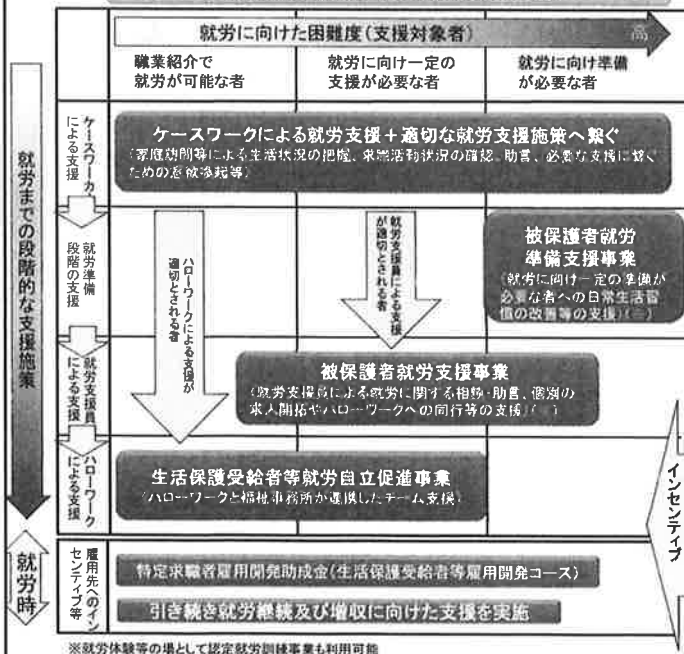
## 自立支援プログラムのイメージ



53

# 生活保護受給者に対する就労支援施策について

## 生活保護受給者に対する就労支援の実施



## 【参考】就労支援事業の参加状況 (H29年度)

事業対象者	参加者	参加率
323,624人	118,081人	36.5%
	就労増収者	就労増収率
	51,429人	43.6%

・改革工程表KPI (達成時期: 2018年度まで)  
事業参加率 60%  
事業参加者のうち就労増収者の占める割合 50%

## 【内訳】※ 重複して支援を受けているものも含めて計上

- 生活保護受給者等就労自立促進事業 (参加者) 61,814人 (就労増収者) 40,244人 (65.1%)
- 被保護者就労支援事業 (参加者) 79,600人 (就労増収者) 28,807人 (36.2%)
- 被保護者就労準備支援事業 (参加者) 7,541人 (就労増収者) 1,563人 (20.7%)
- その他自治体の独自事業 (参加者) 5,636人 (就労増収者) 2,661人 (40.4%)

## 就労・自立インセンティブの強化

- 就労自立給付金  
【保護受給中の就労収入のうち一定額を仮想的に積み立て、保護廃止時に支給するもの】  
(上限 単身世帯10万円 多人数世帯 15万円) 勤労控除
- 就労収入から一定額を控除し、収入の一部を手元に残す制度  
(最低控除額 15,000円)
- 就労活動促進費  
【積極的に就労活動に取り組んでいる者に就労活動に必要な経費の一部を支給するもの】  
(月5,000円 原則6ヶ月以内)

※就労体験等の場として認定就労訓練事業も利用可能

## (7) 外国人保護

55

### 生活保護における外国人の取扱い

#### ① 憲法と生活保護法との関係

生活保護制度は、生存権を保障する憲法第25条を根源とするものであるが、憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定していることから、生活保護法も日本国民のみを対象としている。

【生活保護法(昭和25年法律第144号)】

第一条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

#### ② 一定の外国人への行政措置

ただし、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、人道上的観点から、行政措置として、生活保護の決定実施の取扱いに準じて保護を行っている。具体的には、

- ① 出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)別表第2の在留資格を有する者(永住者、定住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等)
  - ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の特別永住者(在日韓国人、在日朝鮮人、在日台湾人)
  - ③ 入管法上の認定難民
- 等が生活保護に準じた取扱いの対象となる。

※入管法別表第1の5の特定活動の在留資格を有する者のうち日本国内での活動に制限を受けないもの等上記①～③以外の者についても対象となるケースがある

56

## (8) 制度の適正実施について

57

### 令和2年度生活保護法施行事務監査の重点事項

#### 1 査察指導機能の充実強化について

- 令和元年度監査の結果、査察指導機能については、
  - ① 訪問計画に沿った訪問調査活動について、適時適切な指導が行われていない
  - ② 訪問調査後のケース記録の回付ルールが決められていないことから、ケース記録の回付による適時適切なケース審査や査察指導が行われていない
  - ③ 現業員に対する指示及び事後の措置状況を管理する記録がなく、現業業務を進行管理するための査察指導台帳の活用が図られていない
  - ④ 現業事務を進行管理するための査察指導台帳の活用方法が査察指導員ごとに異なっているなど、平準化が図られていないなどの組織的な進行管理が不十分と認められる実施機関が多く認められ、そのような実施機関においては、結果として「訪問調査活動」、「援助方針」等の現業業務の基本的事項に課題が多く認められる。
- また、組織を正しく機能させるためには、査察指導員を指導監督する幹部職員(所長、課長等)において、査察指導の業務の実施状況を把握し、必要な助言・指導を行っているか等にも着目して組織の実態を把握し、指導を徹底する必要がある。

#### 2 適切な援助方針の策定及び的確な訪問調査活動について

- 令和元年監査において、援助方針については、
  - ① 個々の世帯員の課題に応じた具体的な援助方針が策定されていない
  - ② 世帯の状況の変化に応じ、適時に援助方針を見直していないなどが認められたため、訪問調査等で把握した世帯員の生活状況を踏まえ、個々の世帯員の自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じた具体的な援助方針の策定及び年1回以上の見直しが行われるよう指導を徹底する必要がある。
- また、訪問調査活動については、
  - ① 訪問調査活動が訪問計画に沿って着実に実施されていない
  - ② 1年以上の長期にわたって面接するべき者と寛容内面接が行われていないなどの課題が多くの実施機関で認められたため、被保護者の生活状況等に応じた年間訪問計画を策定し、訪問計画に沿って着実に実施するよう指導を徹底する必要がある。
- さらに、援助方針の策定と訪問調査活動は一体不可分の関係性であることを踏まえて、援助方針に基づく具体的な指導援助が行われるよう、指導を徹底する必要がある。

58

### 3 適正な保護の決定実施について

- 一部の実施機関では、加算の認定誤りや就労収入の認定漏れ等に伴う過支給分を法第63条返還させている事例が認められている。
- 加算の認定誤りや就労収入の認定漏れ等の「扶助費算定誤り」の未然防止、早期発見の観点から、前年度に引き続き、組織的な事務処理体制やケース審査の徹底及び進行管理、更には定期的な内部点検の実施等、適正な保護決定が行われる体制が構築されているかを把握することが重要。また、回収困難な債権発生等の未然防止、本来法第63条を適用する必要がないケースの縮減といった現業員の事務負担軽減の点から指導を徹底する必要がある。
- また、令和元年度監査の結果、経理事務の取扱いについては、
  - ① 生活保護費の支給、返還金・徴収金及び遺留金品の取扱いに関する役割分担や手順等を定めた事務処理規程等が未整備
  - ② 担当現業員が現金を扱っている等、事務処理規程等に基づかない取扱いが行われている
  - ③ 生活保護システムにおいて、特定の職員で現実事務と支出事務の双方実施可能であるなど、権限の分離が図られていない
 などが認められたため、生活保護関係職員による事故・不正事案発生防止の観点から、生活保護費の支給事務や返還金・徴収金の取扱いに係る事務処理規程等が整備されているか、保護担当と経理担当の事務の分離や決裁権者等について規程どおり運用されているか、内部牽制が有効に機能しているか等、実際の支給までの手順を確認しながら適正に実施するよう指導の徹底が必要。
- さらに、保護の変更決定に係る進行管理に当たって、
  - ① 保護変更申請書について、申請書受理簿等による管理が行われていない
  - ② 保護申請受理簿は整備されているものの、受理後の進捗状況等の記録がないなど、適切に進行管理がされていない
 など、多くの実施機関において課題が認められており、現業員等による事務懈怠事案の発生防止の観点から、一時扶助等の保護変更に係る申請書等の受理簿が整備、活用されているか、申請書類の保管方法がルール化されているか、随時厳格に重層的なチェック体制が構築されているか等に着目した指導を徹底する必要がある。

### 4 不正受給等の防止に向けた取組について

- 各実施機関による課税調査による控除収入の把握、年金調査による年金収入の把握など保護の決定実施の業務における適切な取組が進められてきた結果、平成30年度における不正受給件数及び金額は37,287件、140億円と、平成29年度の39,960件、155億3千万円に対し、件数、金額ともに減少。
- 一方、令和元年度監査の結果、一部実施機関においては、資産申告書や収入申告書の定期的な徴収ができていなかったり、課税調査において、課税収入額と収入申告額の突き合わせ及びその結果に対する組織的な確認が不十分又は調査後の処理が遅延しているなど、更なる取組みの徹底が必要。
- 引き続き、収入申告義務の周知について指導を徹底しつつ、各実施機関による課税調査による控除収入の把握、年金調査による年金収入の把握などの取組について指導を徹底する必要がある。

59

### 自立推進・指導監査室の令和元年度監査結果

都道府県・指定都市本庁	指摘件数	実施機関	指摘件数
実施体制の整備	57	訪問調査活動の充実強化及び援助方針の樹立	55
管内実施機関に対する指導の徹底	65	扶養能力調査及び扶養義務履行指導	40
援助方針策定及び訪問調査活動	22	査察指導機能の充実強化及び組織的運営管理の整備	38
課税調査の徹底	19	面接、申請、開始等の取扱い	33
適正な指導監査の実施	14	実施体制の整備	22
申請書類の管理に係る指導	10	申請書類の管理に係る指導	22
相談・申請・廃止	12	廃止の取扱い	21
現業員等の不正防止	10	課税調査の適切な実施	15
指定介護機関への指導	10	取下げ等の取扱い	14
保護費の天引き	3	経理事務及び現金の取扱い等	13
査察指導の充実強化	2	自動車保有ケースに対する指導	9
リバース・モーゲージの活用	1	資産の把握、債務整理プログラム	8
本庁の指導監査、指導監査体制	1	適切な債権管理	8
実施方針及び事業計画の策定	1	法第27条に基づく指導指示	7
自動車保有ケースに対する処分指導	1	適切な収入の把握	7
		法第63条及び第78条	6
		適正な保護実施のための改善	6
		他法他施策の活用及び各種台帳等の整備	5
		扶助費算定誤りの防止等	5
		保護費の天引き	5
		病状把握、就労指導等	4
		実施方針及び事業計画	3
		リバース・モーゲージの活用	1
		関係先調査	1
計	218	計	348

60

## 不正受給の状況

- 平成30年度の不正受給件数及び金額は前年度より減少。
- 内容の約6割は稼働収入の無申告や過小申告。

(1) 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の 金 額
26	43,021	17,479,030	406
27	43,938	16,994,082	387
28	44,466	16,766,619	377
29	39,960	15,530,019	389
30	37,234	14,005,954	376

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

(2) 不正受給の内容

内 訳	平成30年度	
	実数	構成比
	件	%
稼働収入の無申告	17,171	46.1
稼働収入の過小申告	4,486	12.0
各種年金等の無申告	7,278	19.5
保険金等の無申告	997	2.7
預貯金等の無申告	371	1.0
交通事故に係る収入の無申告	457	1.2
その他	6,473	17.4
計	37,234	100.0

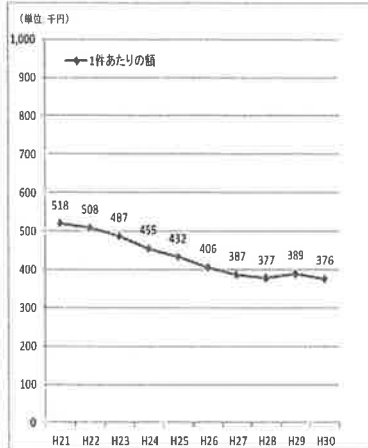
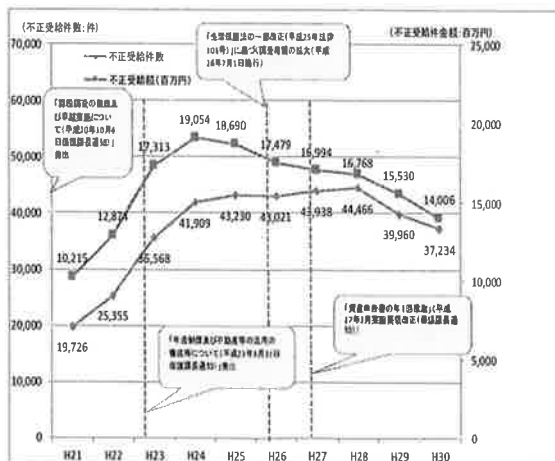
(注1) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したもの。

(注2) 「その他」の主なものとして、資産収入の無申告、仕送り収入の無申告などがある。

61

## 過去10年間の不正受給件数等の推移(H21～H30年度)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
不正受給件数	19,726	25,355	35,568	41,909	43,230	43,021	43,938	44,466	39,960	37,234
不正受給額(百万円)	10,215	12,874	17,313	19,054	18,690	17,479	16,994	16,768	15,530	14,006
1件あたりの額(千円)	518	508	487	455	432	406	387	377	389	376



62

福祉事務所における不祥事案件数（自治体報告より）

1 令和元年度の自治体からの報告状況(R2.3中旬時点)

詐取 3件 事務懈怠 16件 事務誤り 3件

※「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」(平成21年3月9日社会・福祉局保護課長通知)に基づく報告を集計

2 詐取の事例

○詐取事例(埼玉県和光市WO)

不正行為者:保健福祉部長 不正行為金額:2,000,000円 不正行為期間:詳細不明

【概要】

受給者の自宅から回収した現金200万円をだまし取ったとして逮捕。

3 事務懈怠の事例

○事務懈怠事例1(北海道釧路市WO)

不正行為者:現業員 不適正処理金額:過大支給(要返還) 約1,185千円 過少支給(要支給) 約157千円

不正行為期間:平成30年4月~令和元年7月

【概要】

担当者が休暇中に、別の係員が未処理の一時扶助等申請書、収入申告書を事務所机内から発見。(過大支給10世帯、過少支給10世帯)

○事務懈怠事例2(横浜市南区WO)

不正行為者:現業員 不適正処理金額:過大支給(過払い額) 約1,633千円 過少支給(未支給額) 約618千円

不正行為期間:平成28年9月~平成31年4月

【概要】

担当者が、保護費の認定をおり、保護費の一部を私費で補填、決裁次第に自ら購入した上司と同様の印鑑を押し、決裁済みを基つた。

4 事務誤りの事例

○事務誤り事例1(千葉市中央、若葉及び緑WO)

不正行為者:事務所 不適正処理金額:過大支給 約10,325千円 過少支給 約3,427千円

不正行為期間:令和元年12月19日朝日新聞報道契機

【概要】

若葉WOにおける障害者加算の誤認定が報道されたことを契機に、全6WOを調査。結果、3WOにおいて20人分の同加算の算定誤りが判明。

○事務誤り事例2(大阪市淀川区WO)

不正行為者:現業員 不適正処理金額:30,000円(返還金の過納)

不正行為期間:平成30年12月17日

【概要】

「年金支払通知書」に記載されている金額の誤入力により、返還金が3万円過納となっていた。

63

小田原市福祉事務所における不適切事例の概要

1. 事案の概要

- 複数の生活保護担当職員が、「保護なめんな」「不正を罰する」などと受給者を威圧するような文言をプリントしたジャンパー等を作成するとともに、それを着用して保護受給世帯を訪問(平成19年度以降着用)していたことが判明(現在は公私ともに使用を禁止)。(平成29年1月17日小田原市記者発表)ジャンパー以外にもボロシャツや関連物品(マグカップ等)の作成・使用が判明(2月9日同市記者発表)

【問題点】

- ・ 「保護なめんな」などのジャンパーは、受給者が不正を行っているような先入観を抱かせ、申請を萎縮させるおそれがあった。
- ・ ジャンパーを着用して家庭訪問をした場合に、当該家庭が保護を受けていることが知られてしまう可能性があった。

2. 小田原市の当該事案に対する認識・取組

- 小田原市から神奈川県に対して、公務員としての意識や人権に対する配慮の欠如などが主な要因と報告(29年2月7日)

【小田原市の取組】

- ・ 29年2月に全部局職員に対する人権に関する研修を実施。さらに、研修内容を充実し実施予定
- ・ 生活保護担当ケースワーカーについて、29年2月1日付けで1名の増員。さらに29年4月に4名増員(合計30名)
- ・ 小田原市長の下、外部有識者からなる「生活保護行政のあり方検討会」(座長:井手英策氏(慶応大経済学部教授))を設置し、29年2月28日に第1回会合を開催して、以後3回にわたり検討を重ね、29年3月25日の第4回会合において、改善策等について概ねまとまり座長一任となった。その後、29年4月6日に最終まとめが公表。

3. 厚生労働省の立場・考え方

- ・ 生活保護の実施に当たっては、受給者の立場や心情を理解し、支援が必要な人に確実に保護を実施していくということが大切であり、本事案は大変不適切であり遺憾
- ・ 厚生労働省としては、
  - ① 改めて適正な保護の実施について、全国の自治体を対象とした29年1月開催の全国厚生労働関係部局長会議や、3月開催の社会・福祉局関係主管課長会議等において周知・指導を行うとともに、
  - ② 29年2月23日、24日の2日間にわたる、神奈川県本庁に対する指導監査において、小田原市にも同席を求め、改善及び再発防止の個別指導を実施した。
- ・ 引き続き、神奈川県を通じ小田原市の改善状況を進捗管理するとともに、全国の自治体に対して、様々な機会を捉えて周知・指導を行い、再発防止を徹底。(その後、29年3月開催の社会・福祉局関係主管課長会議資料で注意喚起)

64



## 【沖縄県】生活保護法施行事務監査における主な指導指示内容

### ○的確な訪問活動の実施

世帯状況の的確な実態把握のためには訪問が基本となるが、稼働年齢層にある要保護者がいる世帯等への訪問が必ずしも十分とは言えない状況があり、就労による収入や金銭的援助を見逃し、返還に至るケースも見受けられることから、要保護世帯の生活実態を的確に把握するため、個々の世帯状況に応じた訪問活動の実施を的確に行う必要がある。

(例) 訪問基準に即した年間訪問計画を策定し、計画に沿った訪問調査を実施し、生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うこと。

### ○適切な援助方針の策定

要保護者の自立の助長のためには、個々の要保護者の課題を十分に把握した上で、課題に応じた具体的な援助方針の策定が必要不可欠である。しかし、援助方針の画一化や抽象的な援助方針の策定が多く見受けられる。

(例) 世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。

### ○扶養能力調査の徹底

生活保持義務関係にある者、重点的扶養能力調査を行うべき者に対して、十分な実地調査をしていないケースが見受けられる。

(例) 管内に居住する長男の父親(主の元夫)について、その職業、収入等を主その他から聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。その結果、直接照会することが真に適当でないと認められる場合(元夫からのDVがある場合等)を除いては、実地により扶養能力調査を行うこと。

### ○資産把握の徹底

本人名義の資産等の保有状況の把握が不十分なケースが見受けられる。

(例) 土地の評価額及び抵当権の設定の有無等について調査を行い、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」の貸付要件に該当するか確認すること。

65

## ケースワーカーの皆様へ期待すること

### <被保護者の状況の的確な把握>

#### 訪問調査の実施

- 援助方針に反映させる
- 訪問調査に基づき自立を助長するための指導を行う
- 年間訪問計画を策定のうえ行う  
(ただし、世帯状況に変化があり計画以外に訪問する必要がある場合には随時訪問を行う)
- 計画は被保護者の状況の変化等に応じて見直す

### <自立に向けた適切な援助方針の策定>

#### 援助方針の策定

- 訪問調査や関係機関調査によって把握した要保護者の生活状況を踏まえる
- 個々の要保護者の自立に向けた課題の分析と、それに応じた具体的な援助方針を策定
- 要保護者本人に説明し、理解を得よう努める
- 指導援助の結果を適宜適切な時期に評価し、見直しを行う(見直しは、世帯の状況等の変動に合わせて行うほか、変動がない場合であっても最低年1回以上行う)

66

### <組織的な判断等の徹底>

- 近年、審査請求が増大し、中には裁判に発展するケースもある。
- 「判らない」、「判断に迷う」等の場合には、査察指導員や他の現業員に意見を聞く。
- 重要な判断は、ケース診断会議等の組織的判断を仰ぐ。
- 必要と思われる事項(後で問題になりそうな事項や証拠となりそうな事項等)は、必ずケース記録等に残しておく。

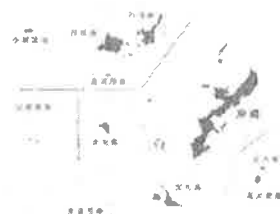
※ケース記録に書く際には要点を絞って必要事項を簡潔に

67



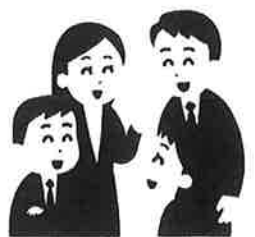
沖縄県  
Okinawa Prefectural  
Government

ご清聴ありがとうございました。



68

メ 毛 



---

**【講 義】**

**「利用支援事業/定着支援センターについて」**

**沖縄県社会福祉協議会 利用支援センター/定着支援センター**

**所長 久根次 薫**

---

## 日常生活自立支援事業について

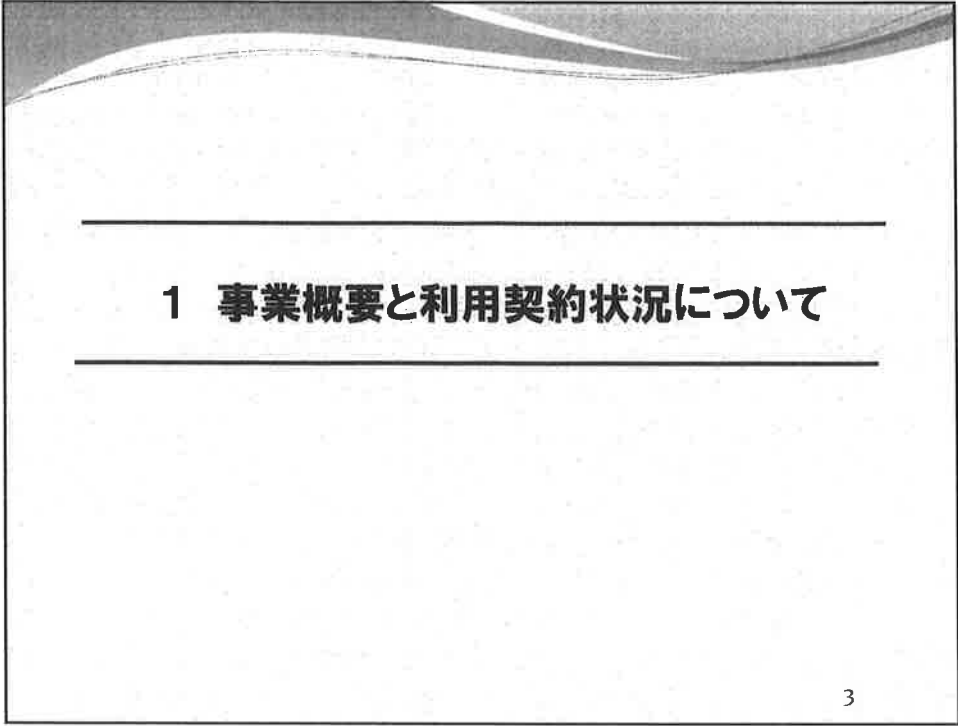
沖縄県社会福祉協議会/福祉サービス利用支援センター

1

### 【報告内容】

- 1 事業概要と利用契約状況について
- 2 支援事例から見た事業効果について
- 3 全市町村(社協)型移行後の成果
- 4 事業の課題について
- 5 生活保護ワーカーとの連携促進に向けて

2

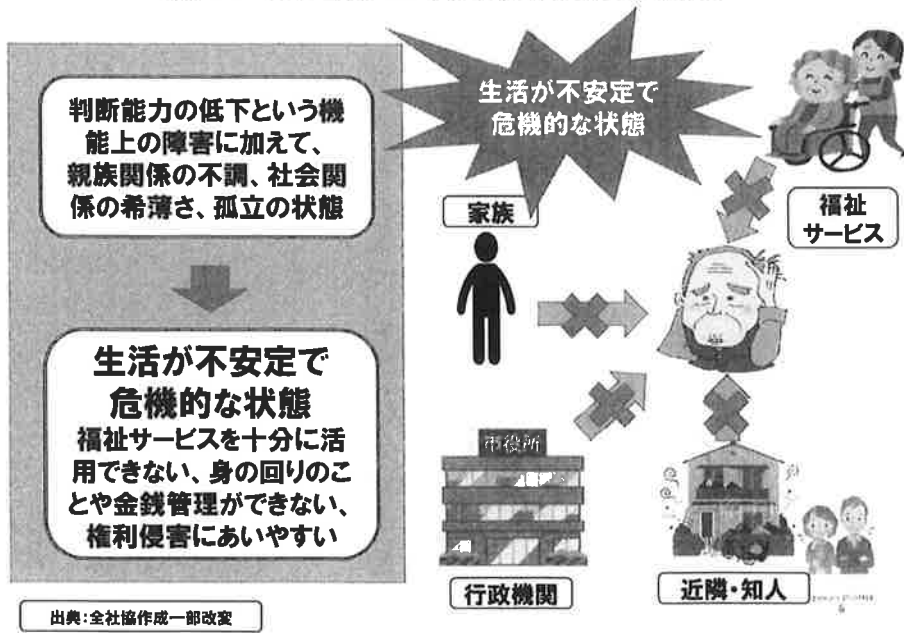


## 私たちの住む地域には・・・

- 消費者被害
  - 公共料金や家賃等の滞納
  - 家族等からの金銭搾取
  - 多重債務
  - アルコールやギャンブル等への依存・浪費 等
- ➡ 『経済的困窮』に陥る人々

- 本人や家族の複合的な生活課題
  - 生活苦や虐待があってもSOSを発せない
  - 被害妄想による家族関係の悪化
  - 地域との繋がりが希薄化 等
- ➡ 『社会的孤立』状態に陥る人々

## 浮かび上がってきた利用者象



## 主な相談理由①

### (1)対象者自身で金銭管理ができない、浪費癖あり

- 年金・給与・生活保護費をすぐに使い切ってしまう
- 金銭管理に対し不安をもっている
- 他人に奢ったり、不要なモノを購入してしまう
- 長期間施設入所し、自分で金銭管理したことがない

#### ※その結果(本人の困りごと)

- ・お金が無くなると、隣人・知人に無心し無用なトラブル発生
- ・次の年金支給、生活保護受給まで生活費が足りない
- ・金銭管理でストレス状態となり、自傷行為を繰り返す

7

## 主な相談理由②

### (2)家族または知人・友人からの金銭搾取の疑いあり

- 家族が管理するが、家賃・公共料金・医療費等の滞納あり
- 本人のお金目当てに、親族・知人が群がる
- カードローン等で新たな借金を繰り返す

#### ※その結果(本人の困りごと)

- ・生活が困窮している
- ・医療費滞納があり、必要な医療が受けられない
- ・新たな借金を抱えることで返済に困り、生活がさらに困窮

8



## 事業創設の背景と社会福祉法への位置づけ

判断能力が不十分な者の増大と社会福祉基礎構造改革

判断能力が不十分な者の増大  
(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等)

福祉サービスを十分に活用できない  
身の回りのことや金銭管理ができない  
家庭や施設での虐待、経済被害等の  
権利侵害

社会福祉基礎構造改革(2,000年)  
自己決定の尊重  
自らの選択、契約

本人の立場に立って(利用者保護の観点から)  
適切な福祉サービスの利用を援助するとともに  
必要に応じて日常生活上の金銭管理の直接的なサービス  
をあわせて提供する支援システムが必要

### 社会福祉法第2条第3項の12 福祉サービス利用援助事業

精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスの利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。

9

## 福祉サービス利用援助事業と日常生活自立支援事業

- 日常生活自立支援事業は、「福祉サービス利用援助事業」が全国あまねく実施されるよう、国が実施要綱を定めて国庫補助事業(負担割合:国1/2、都道府県1/2)により実施。

「日常生活自立支援事業」の名称は国庫補助予算上の名称。

- 都道府県社協は、都道府県内の区域内においてあまねく「福祉サービス利用援助事業」が実施されるよう、福祉サービス利用援助事業とともにその従事者研修や啓発を行う

(社会福祉法 第81条)

### 第81条 「都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等」

都道府県社会福祉協議会は第百八条第一項に各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及啓発を行うものとする。

10

## 日常生活自立支援事業の変遷

□平成11年10月

「地域福祉権利擁護事業」としてスタート

20年が経過

□平成12年6月 社会福祉法改正

法律上「福祉サービス利用援助事業」と規定

□平成19年度

「日常生活自立支援事業」へ名称変更

11

## 日常生活自立支援事業の実施体制

□本事業の実施主体：

都道府県・指定都市社協

□全国一律に制度利用ができる体制整備のため、社協を中心とする事業の位置づけ。

□都道府県社協から、一部業務委託を受けた市町村社協が利用者への直接支援を行う。

□沖縄県においては、令和元年度から事業実施形態を基幹的方式から、全市町村型方式へ移行。

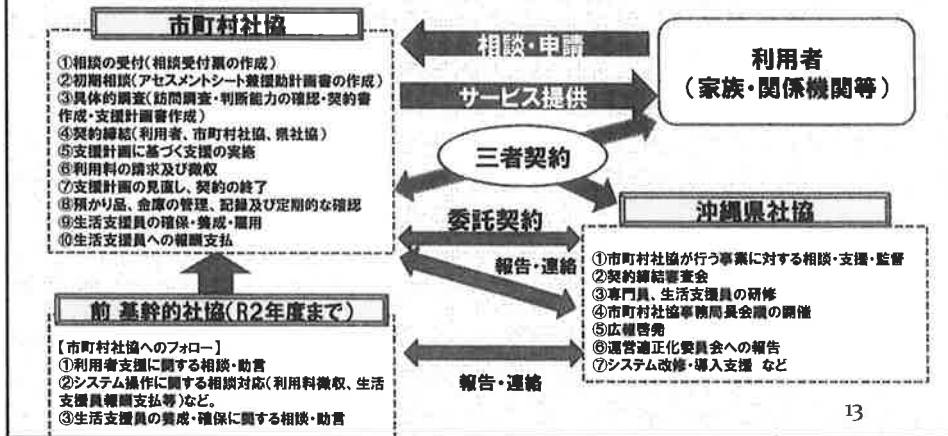


12

## 全市町村(社協)型における事業体制

日常生活自立支援事業の実施については、沖縄県社協を実施主体とし、令和元年度から全市町村社協へ一部業務委託し実施。沖縄県社協は全市町村社協の監督・支援などを行う。※元基幹的社協(名護市、恩納村、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、宮古島市、石垣市)は以前に管轄していた周辺市町村社協のフォローを行う。

### 全市町村での事業実施図



13

## 日常生活自立支援事業の概要①

### 目的

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人の権利擁護に資することを目的として、自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行うものである。

### 対象となる利用者

以下①②のいずれの要件にもあてはまる人が本事業の対象となる

#### ① 判断能力が不十分な人

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な人

#### ② 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる人

- (注1)認知症の診断、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳は必須ではない
- (注2)居宅において生活している人に限定されない
- (注3)「契約の内容に判断し得る能力」は、「契約締結ガイドライン」に基づいて判断する

14

## 日常生活自立支援事業の概要②

### 援助の内容

#### 福祉サービスの利用援助

- ① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ③ 住宅改造、居住家賃の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

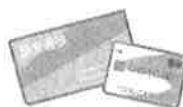
#### 日常的金銭管理サービス

- ① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預金預け入れの手続き

#### 書類等の預かりサービス

(保管できる書類等)

- ① 年金証書
- ② 預貯金の通帳
- ③ 権利証
- ④ 契約書類
- ⑤ 保険証書
- ⑥ 実印・銀行印
- ⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類(カードを含む)



定期的な訪問による生活変化の感知  
【見守り】

15

## 日常生活自立支援事業の概要③

### 利用料

●最初の1時間＝1,200円

(以降、30分ごとに400円加算)

※生活保護受給世帯＝1回あたり:400円

●交通費＝1キロ:10円

(生活支援員が支援に要した距離)

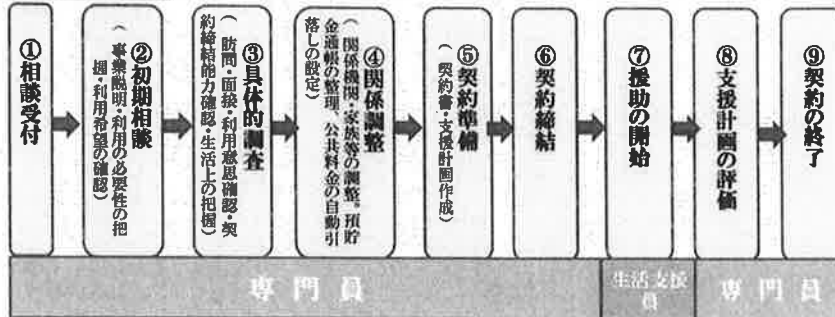
※利用料の負担が難しい場合は、利用料免除制度があり。  
(要件あり)

※利用料は都道府県・政令指定都市ごとに異なる。

16

## 担い手と役割、援助の流れについて

### 援助の流れ



- 専門員は、相談の受付、申請者の実態把握や本事業の対象者であることの確認業務、支援計画の作成、契約締結業務、生活支援員への助言・支援等を行う。
- 生活支援員は、専門員の指示を受け具体的な援助を提供する。

### 援助の方法

#### 福祉サービス利用援助

- ・ 相談、助言、情報提供
- ・ 連絡調整
- ・ 代行、代理

#### 日常的金銭管理サービス

- ・ 同行→一緒に出向き、利用者の手続きを見守る
- ・ 代行→金融機関や行政等への金銭支払いを行う
- ・ 代理→社会福祉協議会が代理人として金銭支払いなどを行う

#### 書類等の預かりサービス

- ・ 社会福祉協議会の金庫にて保管

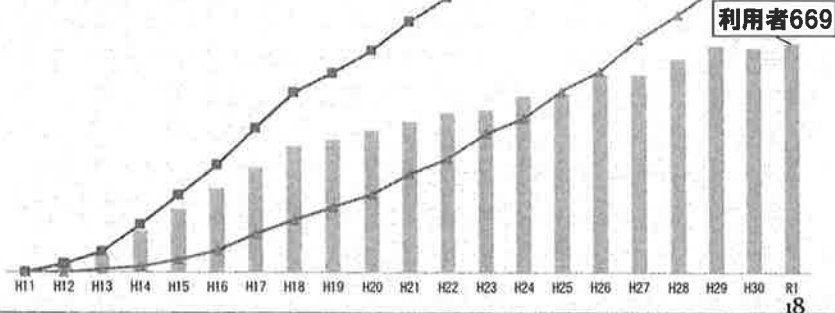
17

## 日常生活自立支援事業 利用者数推移 (沖縄県 令和2年3月末時点)

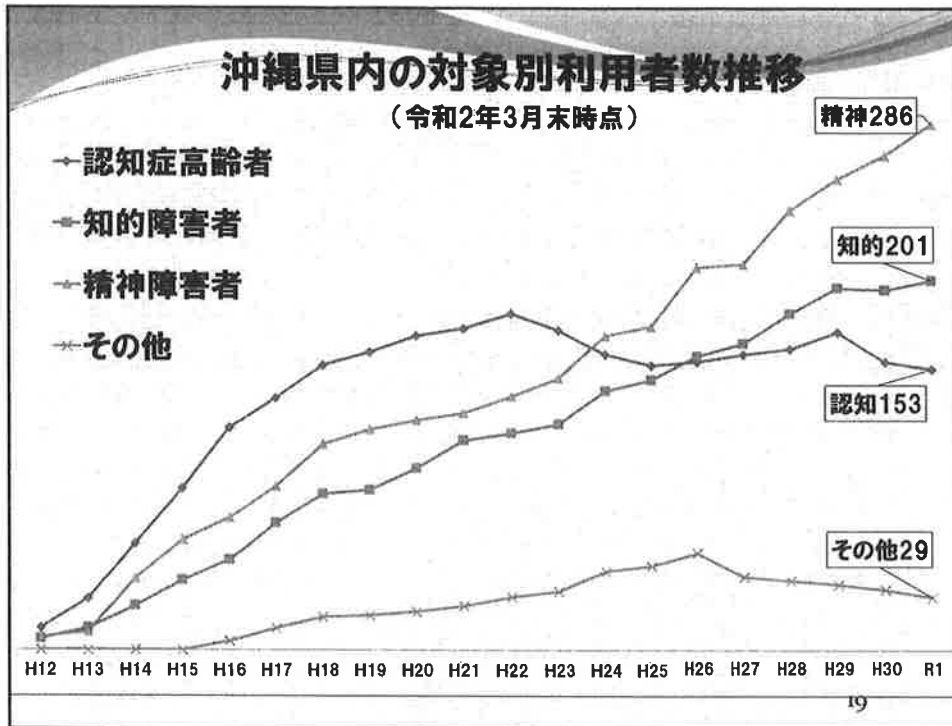
### 実利用者数推移

### 契約延べ件数

### 解約延べ件数



18



### 全国と沖縄県の対象別比較

	認知症 高齢者	精神 障害者	知的 障害者	その他
<b>全国</b>	23,414人 (43.8%)	14,640人 (27.4%)	12,596人 (23.6%)	2,834人 (5.3%)
<b>沖縄県</b>	173人 (26.1%)	256人 (38.6%)	197人 (29.7%)	36人 (5.4%)

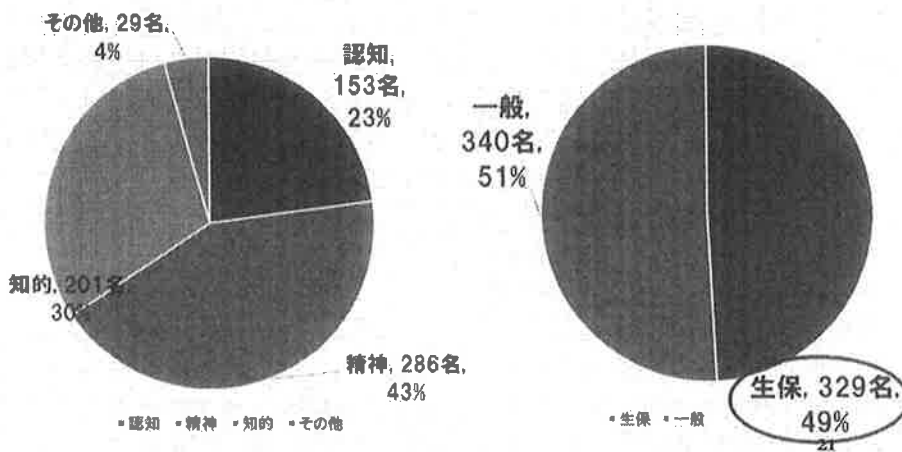
(平成29年度末(H30.3月)実利用者数)

全国は「認知症高齢者」の割合が高い  
沖縄県は「精神障害者」の割合が高い

20

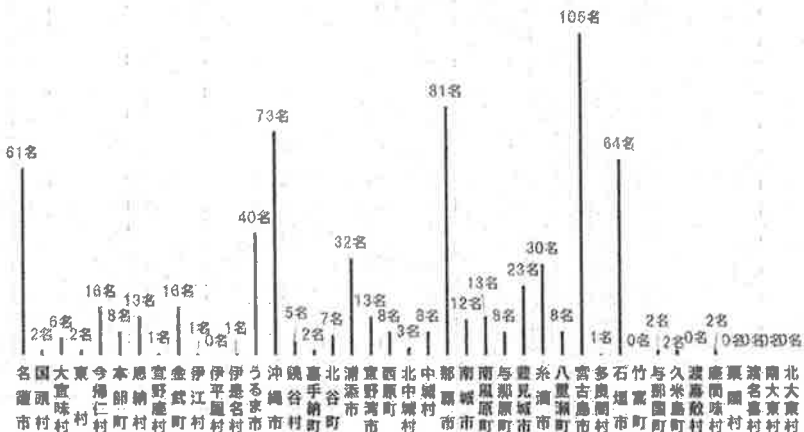
**日常生活自立支援事業利用状況(沖縄県全体)**  
**【障害種別／世帯別】** R2.3月末現在

障害種別(n=669名) 世帯別(一般・生保)(n=669名)



**日常生活自立支援事業市町村別利用者数**  
 (R2.3月末現在)

日常生活自立支援事業市町村別利用者数  
 ■利用者数

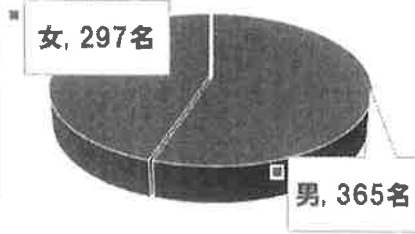


## データでみる沖縄県の利用状況 【男女別/年齢構成】

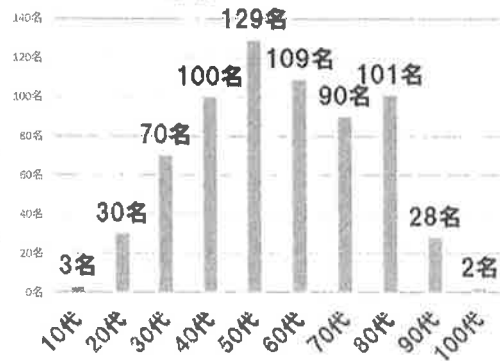
H30.3月末現在

最高齢104歳/最年少17歳

男女別(n=662名)



年齢構成(n=662名)

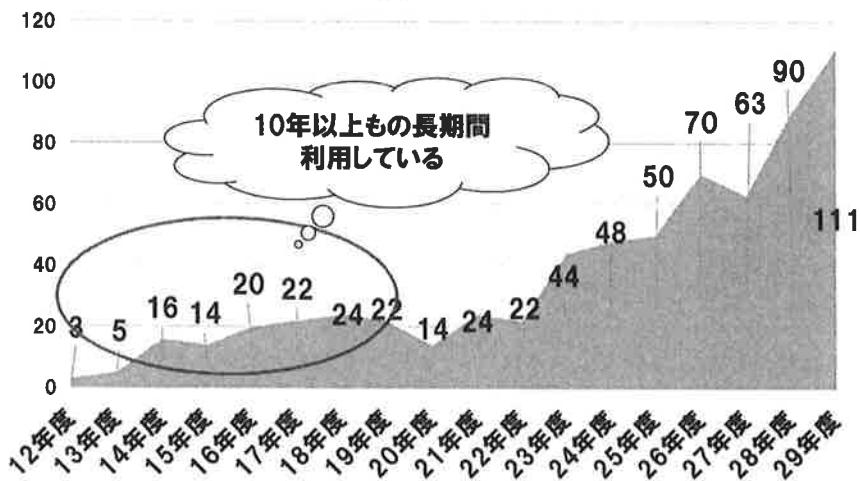


23

## データでみる沖縄県の利用状況 【利用期間別】

H30.3月末現在

利用期間(N=662名)



24



## 2 支援事例から見た事業効果について

25

### 実際の支援事例の考察

#### 【事例1】

息子による生活費搾取で、経済的に困窮した認知症高齢者(80代女性)

- 要介護2、肢体不自由
- 市営住宅において、生活保護・年金受給(月額15万円)で生活していたが、通帳やお金が見つからず困っているとの訴えが多くなり、服薬やデイサービスの日を忘れる等日常生活に支障をきたし、精神的にも不安定。
- 息子(生活保護)に毎月3~5万円くらいのお金が渡る等、息子夫婦に搾取されている可能性があり、社協で管理できないかとケアマネージャーから相談。

【社協が支援したことによる効果等】

- 日常生活自立支援事業の利用により、息子による金銭搾取がなくなり、本人の気持ちや生活にゆとりが出てきた。
- 今後も、息子からの金銭搾取の可能性もあるため、関係機関と連携して継続した見守り支援を行う。

#### 【事例2】

公共料金や家賃等の滞納が膨らみ、生活が崩壊した知的障害者(50代男性)

- 療育手帳B2、収入は生活保護と年金受給(月額13万円)受給。
- 中学卒業後、就労するも長続きせず転々とし、母親を亡くしてからは認知症の父親と二人暮らし。
- 父親への虐待やギャンブル・アルコール依存、公共料金や家賃の滞納(約50万円)もあり、地域包括支援センターから相談。

【社協が支援したことによる効果等】

- 父親への虐待、本人のギャンブル・アルコール依存症、金銭滞納等の課題に対して、様々な社会資源を活用することにより、世帯の生活環境を整えることができた。
- 障害サービス事業所と連携し本人の日中活動の場を確保したり、日常生活自立支援事業の利用により、毎月の支出状況や公共料金等の支払い計画を立て生活が安定する。

26

## 日常生活自立支援事業の利用により 生活能力の向上や社会性の獲得に繋がった！

- 金銭管理ができることで、自己肯定感のUPや生活基盤の安定へ
- 貯金ができることで、目標実現の意欲向上へ
- 定期通院することで、体調改善へ
- 見守り体制が整うことで、自宅生活の継続へ
- 福祉サービスを利用することで、新たな居場所へ
- 生活が安定することで、社会関係の再構築へ

27

## 日常生活自立支援事業の利用により 権利侵害の予防・防止に繋がった！

- 家族・友人からの経済的搾取がなくなった
- 家族・親族からの虐待・DVを防ぐことができた
- 消費者被害の防止 \*不利益な消費契約の防止
- 定期的な見守りによる生活課題の発見  
\*利用者の健康状態や生活の悪化を未然に防ぐことができる
- 早くから成年後見制度へ移行を検討できる

28

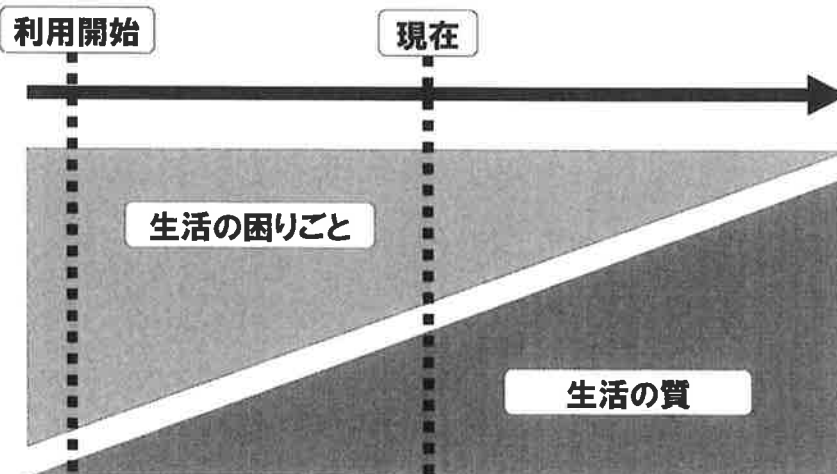
## 日常生活自立支援事業の利用により 生活困窮状態の解消につながる！

### 【A市の事例】

- 介護保険料の2年分の滞納額(約9万円)を分割返済し、完納できた
- 本人と計画的な収支計算を通して、フードバンク利用がなくなり、毎日の食事を確保できた
- 市営団地家賃、水道料、医療費の滞納額(約50万円)の返済計画をたて、順調に返済できた
- 生活保護と障害年金で生活していたが、収支計算して毎月預金を行い、生活保護受給が廃止
- 医療費滞納が約40万円あったが、毎月の生活費をやりくりして、支払いを終えた
- 金銭管理を通じて、食費や子供の養育費を確保 等

29

## 日常生活自立支援事業の利用により 「生活の困りごと」が「生活の質を高める」ことへ



20

### 3 全市町村(社協)型移行後の成果

31

### 全市町村(社協)型移行後の成果

#### 【成果】

- 相談から契約手続きの円滑化
- 日常生活圏域における細かな見守り・支援体制の強化
- 利用実績の少なかった市町村社協からの新規契約者増

32

## 4 事業の課題について

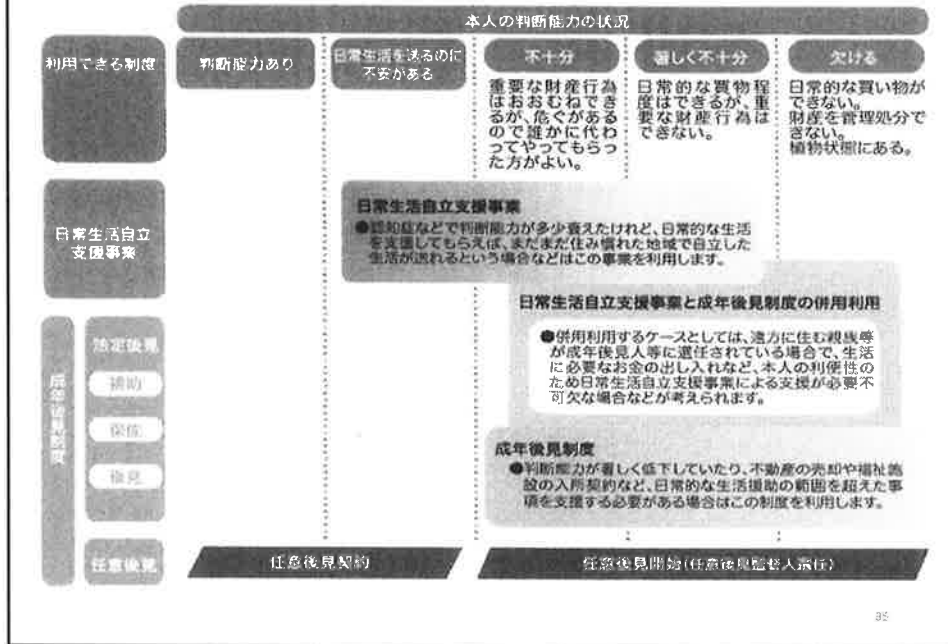
33

### 【課題】

- 利用ニーズの対応力強化(待機者の解消)
- 成年後見制度への移行が望ましい利用者への対応など
  - ➡ 市町村と連携した権利擁護体制の構築

34

## 日常生活自立支援事業と成年後見制度との関係



## 5 生活保護ワーカーとの連携促進に向けて

### 生保ワーカーとの連携(好事例)

- 利用希望者への事前の事業説明
- ワーカーと同行訪問による浪費癖のある利用者への(支出の優先順位づけの)指導・助言
- 臨時的支援(生活費の増額)を要求する利用者への指導・助言
- 利用者の債務に関する相談や親族確認への協力
- 利用者の生活状況が変化した際の情報提供
- 利用者死亡後の対応協力 など

37

### 福祉事務所(生保ワーカー)へのお願い

- 1 担当ケースの中で本事業利用者の確認を!
- 2 日常生活自立支援事業において、対応可能な範囲(できること・できないこと)の再確認を!
- 3 過度な支援を依頼する利用者への指導協力
- 4 人事異動でワーカーが交替しても、情報共有できる仕組みの検討(事例検討会の開催等)

〈本事業の専門員〉  
本人の意思に基づき、利用者  
へ金銭管理等の支援を行う

〈生保ワーカー〉  
生活保護法に基づき、受給者  
への指導・指示権限を有する

39

## 地域生活定着支援事業について

沖縄県社会福祉協議会  
沖縄県地域生活定着支援センター

## 目次

- I 地域生活定着支援センター設立の経緯と役割
- II 福祉の支援が必要な高齢・障害受刑者の現状
- III 沖縄県地域生活定着支援センターの支援の現状等
- IV 生活保護ワーカーとの連携促進に向けて



---

## Ⅰ 地域生活定着支援センター設立の経緯と役割

---

3

### 累犯高齢・障害受刑者への気づき

- 平成15年、元衆議院議員山本讓司氏の著作「獄窓記」により、刑務所の中に多くの高齢・障害受刑者の存在が明るみに。



\*「これまでの人生の中で刑務所が暮らしやすかったと思っているんだ。誕生日会やクリスマス会もあるし、バレンタインデーにはチョコレートももらえる。それに黙ってたって、面倒を見てくれる。こんな恵まれた生活は生まれて以来、初めてだったよ。ここは俺たち障がい者、いや、障がい者だけじゃなくて、恵まれない人生を送ってきた人間にとっちゃー天国そのものだよ」

(「獄窓記より抜粋」)

4

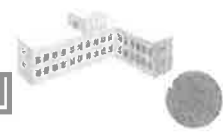
「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」から見えてくるもの(厚生労働科学研究 / H18~20)

■矯正施設から退所した後、社会で生きていけるようなフォロー(福祉的支援)がなされていない



■罪を犯した高齢・障害者等にとっての「安心出来る場所」が...

『社会 < 刑務所』



地域生活定着促進事業の沿革

平成15年 『獄窓記』

平成18年度 『罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』  
~20年度

⇒ 次のような点が示される



- ・犯罪をした知的障害者の主な罪名は軽微(窃盗等)
- ・受刑中に、出所後の福祉的支援につながる調整なし
- ・釈放後に、支援が受けられず⇒生活苦から再犯し受刑

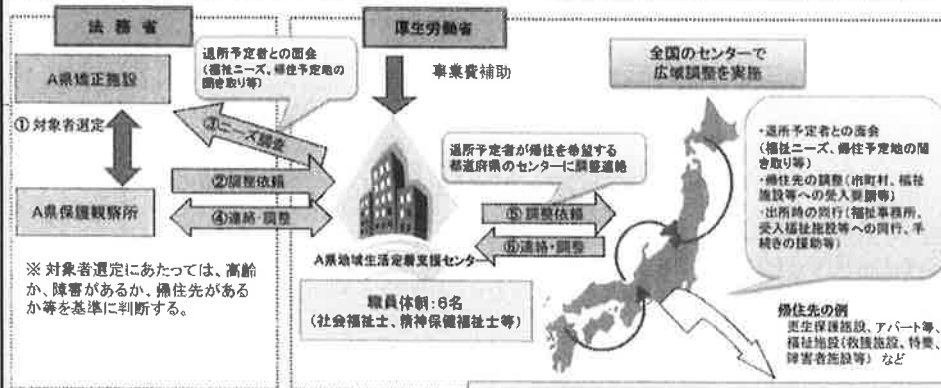
平成21年度 地域生活定着支援事業開始

平成24年度 地域生活定着促進事業へ改称

本事業「釈放後に福祉的支援を受けられれば再犯をしない人」に矯正施設入所中から必要な調整等をして、確実に支援が受けられるようにするために開始された。

## 地域生活定着促進事業

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から居住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。

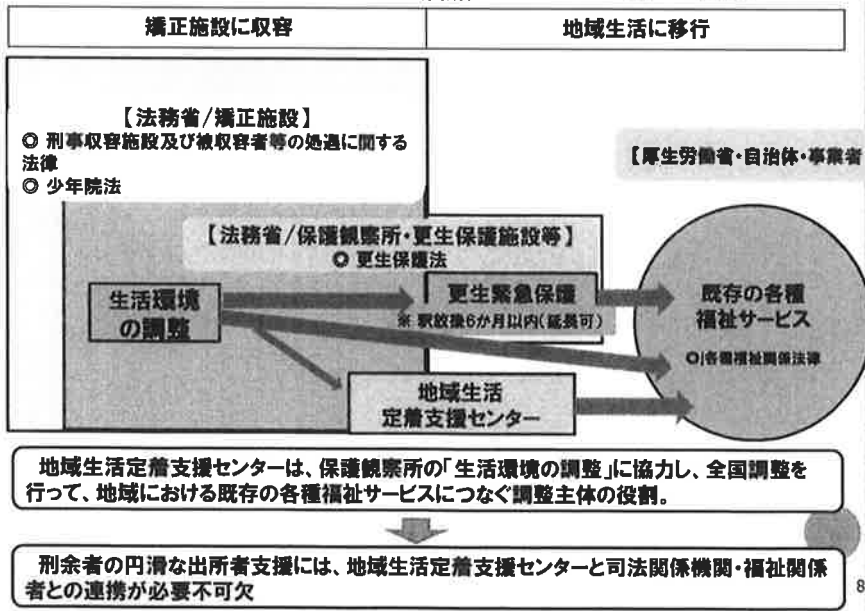


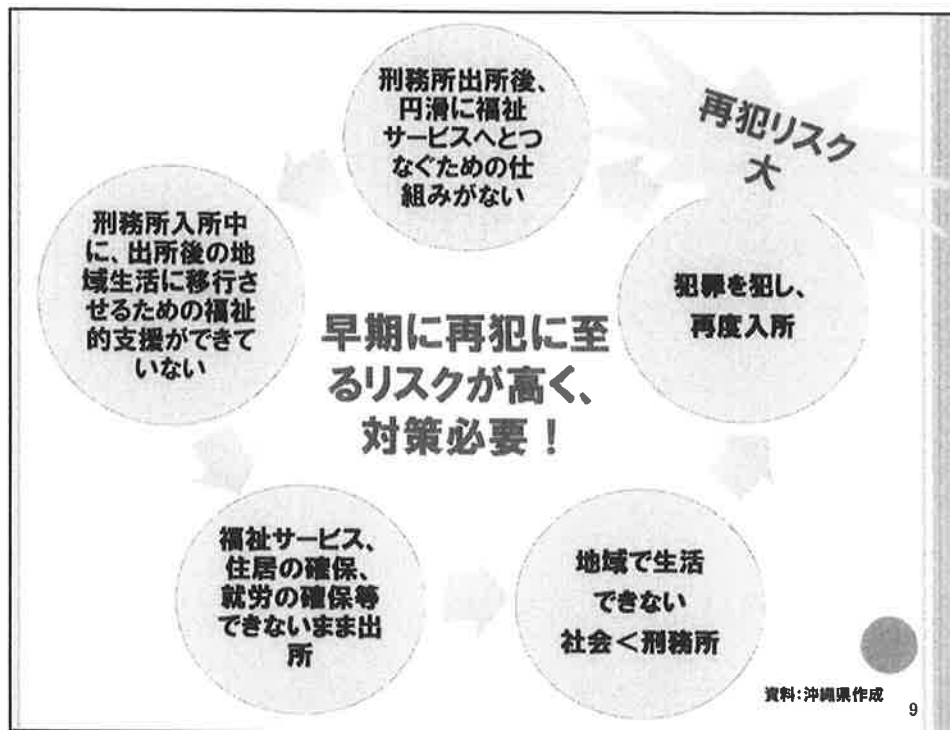
出典:厚生労働省

## 地域生活定着支援センターの位置づけ

退所(出所)

出典:厚生労働省資料を一部改変






---

## II 福祉の支援が必要な高齢・障害受刑者の現状

---

## 全国の高齢受刑者の割合

	H18年度	H27年度
入所受刑者 総数	33,032人	21,539人
65歳以上 入所受刑者数	1,882人	2,313人
うち 高齢者率	5.7%	10.7%

※出典：法務省矯正局

11

## 65歳以上の高齢受刑者の およそ6人に1人が認知症傾向

認知症傾向のある受刑者の概数調査  
(法務省矯正局 平成28年1月公表)

### ○調査の結果

⇒ 65歳以上の受刑者のうち、

**認知症傾向のある受刑者はおよそ17%**

**全国におよそ 1,100人いると推計**

### ○年齢階層別の認知症傾向のある受刑者の比率及び推定人数

	年齢階級				
	60-64	65-69	70-74	75-79	80-
認知症傾向のある受刑者比率(本調査結果)	6.5%	10.2%	21.6%	25.6%	28.6%
認知症傾向のある受刑者の推定人数	221人	328人	383人	227人	114人

12

## 知的障害受刑者の一刑務所あたりの 平均人員は16.5人

知的障害を有する受刑者の調査  
(法務総合研究所調査 平成26年3月公表)

(注)知的障害受刑者  
知的障害を有する受刑者及び  
知的障害の疑いのある受刑者

○調査の結果(平成24年末現在)

⇒ 知的障害受刑者は全国に1,274人

⇒ 受刑者総数に占める比率は2.4%

⇒ 一刑務所あたりの平均人員は16.5人

50人を超える施設は全国に5か所

区分	総数	男子	女子
知的障害受刑者の比率	2.4%	2.5%	1.7%
知的障害受刑者の人数	1,274人	1,207人	67人

13

---

### III 沖縄県地域生活定着支援センターの支援の現状等

---

14

## 沖縄県地域生活定着支援センターの紹介

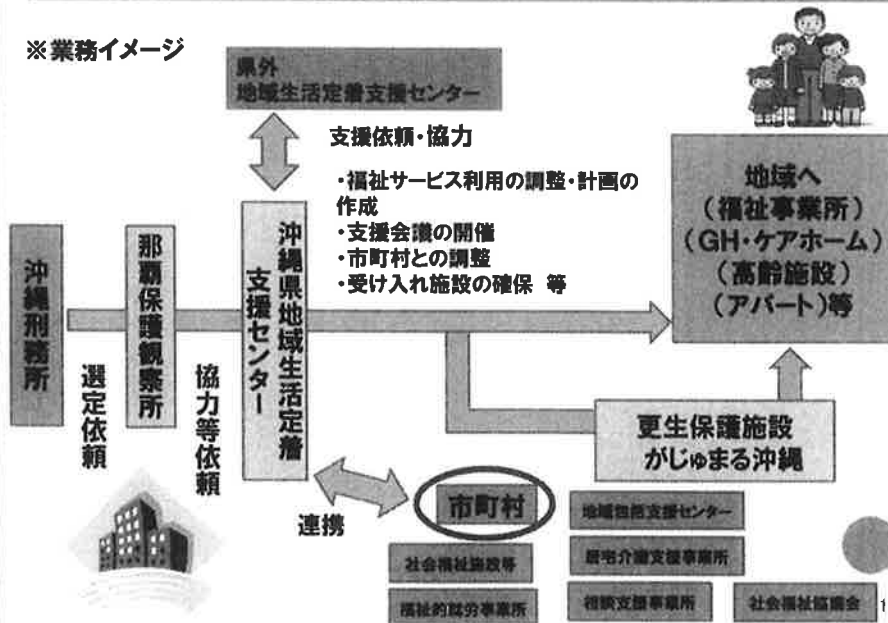
- (社)沖縄県社会福祉協議会が沖縄県より受託
- 開所日:平成22年9月
- 職員配置:センター長1名、相談員4名、事務補佐1名  
(計6名)
- 開所時間:月～金 8:30～17:15



15

## 地域生活定着支援センターの業務の流れ

※業務イメージ



16

## 定着支援センターの業務内容

### 【地域生活定着支援センターガイドブック】より

#### 1 コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所者を対象として、退所後に必要な福祉サービスのニーズ内容を確認し、事業所等のあわせんまたは必要な福祉サービスを受けられるように申請支援を行います。

#### 2 フォローアップ業務

コーディネート業務のあわせんにより矯正施設退所者を受け入れた事業所に必要な助言等を行います。

#### 3 相談支援業務

矯正施設から退所した対象者の福祉サービス等の利用に関して、本人やその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。

#### 4 その他必要な支援業務

コーディネート業務、フォローアップ業務、相談支援業務の各業務を円滑且つ効果的に実施するために必要な支援をします。

#### 5 啓発活動等

ソーシャルインクルージョンの実現へ向け、積極的に周知・啓発活動を行って行きます。

17

## 支援対象者

### 特別調整対象者

(法務省矯正局長 保護局長 通達より)

- ① 高齢(おおむね65歳以上)であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること。
- ② 釈放後の住居がないこと。
- ③ 高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。
- ④ 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること。
- ⑤ 特別調整の対象者となることを希望していること。
- ⑥ 特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること。

※被収容者であって、上記要件のすべてを満たすものとする

18



**沖縄県における対象者状況①**  
 ※令和元年度中のフォローアップ対象者(終了含む)

**【支援対象者の内訳】**

- ① 特別調整 55人(男 51人、女 4人)
- ② 一般調整 11人(男 9人、女 2人) 計 66人

**【年代別内訳】**

20歳未満	4人	60代	20人
20代	7人	70代	4人
30代	6人	80代	2人
40代	14人	90代以上	0人
50代	9人		

**【出所時の状況】** ※特別調整対象者のみ

- ① 満期釈放 53人
- ② 仮釈放 2人

19

**沖縄県における対象者状況②**  
 ※令和元年度中のフォローアップ対象者(終了含む)

**【高齢・障害の事由別内訳】**

- ① 精神障害 20人 ② 知的障害 13人
- ③ 高齢 6人 ④ 身体障害 4人 ⑤ その他重複障害 16人

**【主な障害疾患内訳】** ※重複含む

- ① 知的障害・その疑い 20人
- ② 統合失調症・その疑い 12人
- ③ 認知症・その疑い 10人
- ③ アルコール依存・その疑い 9人 ④ 聴覚障害 4人
- ⑤ 双極性障害/うつ病 各2人 他

**【特別調整依頼時における罪種別内訳】**

- ① 窃盗犯(常習・未遂含む) 33人 ⑤ その他 1人
- ② 粗暴犯(傷害、恐喝等) 9人
- ③ 凶悪犯(放火、強姦等) 7人
- ④ 知能犯(無銭飲食等) 5人 ※特別調整対象者のみ

20

**沖縄県における対象者状況③**  
 ※令和年度中のフォローアップ対象者(終了含む)

- 【要介護認定状況】 ※支援後に認定を受けた件数
  - ◇ 受刑中
    - 要支援1(2人) 要介護1(2人) 要介護2(1人) 計 5人
  - ◇ 出所後
    - 非該当(2人) 要支援1(3人) 要支援2(2人)
    - 要介護1(4人) 要介護2/要介護3(各1人) 計13人
- 【介護保険サービスの援護地】
  - 県内7自治体(5市1町1村)/県外2自治体(2市)
- 【自立支援医療受給状況】 34人 ※支援後に受給につながった件数
- 【各種障害者手帳取得状況】 ※支援後に手帳取得につながった件数
  - ◇ 受刑中 療育・身体・精神 各1人
  - ◇ 受刑後 療育 2人 精神5人 計 10人

**沖縄県における対象者状況④**  
 ※令和年度中のフォローアップ対象者(終了含む)

- 【障害福祉サービス受給者証発行状況】 ※支援後に発行できた件数
  - 区分なし(20人) 区分1(2人)
  - 区分3(4人) 区分4(1人) 計 27人
- 【障害福祉サービス受給者証の援護地】
  - 県内10自治体(5市3町2村)
- 【生活保護受給状況】 43人
- 【生活保護の援護地】
  - 県内10自治体(8市/2県福祉事務所)
- 【年金受給状況】 ※支援後に年金受給又は再開に至った件数
  - ① 新規受給者 9人 ② 再開者 5人 計 14人
- 【日常生活自立支援事業】 1人 ※日常的な金銭管理支援 等

**沖縄県における対象者状況⑤**  
 ※令和年度中のフォローアップ対象者(終了含む)

【出所直後の帰住先】 ➡ 【現在or最終帰住先】

①更生保護施設 12人	①障害者共同生活住宅 12人
②自立準備ホーム 12人	②障害者GH 11人
③障害者GH 9人	③有料老人ホーム 7人
④有料老人ホーム 7人	④アパート・実家 7人
⑤病院 5人	⑤病院 4人
⑥障害者共同生活住宅 3人	⑥救護施設 3人
⑦障害者支援施設 2人	⑦サービス付き高齢者向け住宅 3人
⑧養護老人ホーム 1人	⑧養護老人ホーム 1人
⑨救護施設 1人	⑨自立訓練施設 1人
⑩アパート・実家 2人	⑩自立準備ホーム 1人
⑪その他 1人	⑪その他 5人

※特別調整対象者のみ  
23

**地域生活定着支援センターが支援する  
対象者の特徴**

- 1 アルコール絡みのケース  
⇒ 断酒の意識が低い。飲酒から犯罪に繋がる場合が殆ど
- 2 長い間、ホームレス生活を続けるケース  
⇒ 自由な生活からルールのある生活への抵抗
- 3 窃盗以外の事犯のケース(放火・障害・性犯など)  
⇒ 重大犯罪になると受入施設の確保が困難
- 4 本人の障害受容が上手くできないケース  
⇒ 障害認定を受けるも、本人の自覚が乏しくサービスに繋がらない
- 5 家族との関係が上手くいっていないケース  
⇒ 家族と関係が疎遠になったり、関係を拒否される

24

## 1 矯正施設入所中に係る支援(その①)

### 支援対象者と矯正施設において面談

- ① 本人の生活・福祉ニーズの把握
- ② 帰住希望地の確認
- ③ 必要な福祉サービス等のヒヤリング



↓  
出所後の「生活イメージ」の擦り合わせ



- 帰住地は本人の希望を踏まえ選定
- 受刑前の生活拠点や以前福祉サービスを受けていた地域が候補となることが多い
- やむを得ない事情で、他の地域で調整する場合あり

25

## 1 矯正施設入所中に係る支援(その②)

### 福祉サービス等支援計画の作成

#### 【項目】

- ① 住まい、② 収入、③ 家族関係、④ 法令順守
- ⑤ 生活管理、⑥ 日中活動・就労
- ⑦ 福祉サービス、⑧ 医療・健康管理

※受入施設や地域の相談系事業所等との役割分担をイメージしながら作成



#### 【① 住まい】

- 出所後すぐに福祉施設等へ帰住できない場合、保護観察所と連携し、一時的に更生保護施設や自立準備ホームの利用を検討
- 更生保護施設入所中に福祉サービスの各種手続きを行い、円滑な福祉施設等の入所を目指す（措置入所も検討）

26

## 1 矯正施設入所中に係る支援(その③)

### 【① 住まい】

- 賃貸物件への入居の場合、身元保証人が必要。保証人不要物件等の利用あり



### 【② 収入】

- 生活保護・受刑前からの利用者多い。出所後も必要
- 年金…出所後に新規申請や再開手続きを行う場合あり



### 【③ 家族関係】

- 断絶した家族・親族関係は、支援を通じて再構築を働き掛ける場合あり
- 家族以外のキーパーソンを確保する

27

## 1 矯正施設入所中に係る支援(その④)

### 【④ 法令順守】

- 規範意識は鈍化 ⇒ 生活環境の調整等を通して意識向上を図る



### 【⑤ 生活管理】

- 受刑中の本人の生活能力の見極めが困難なため、受入施設において能力に見合った支援の組み立てを想定
- 金銭管理能力が乏しい対象者が多く、受入施設での金銭管理支援や日常生活自立支援事業の利用を検討

### 【⑥ 日中活動・就労】

- 過去の職歴や刑務作業内容等を考慮し、就労可能性や趣味活動等本人の希望を考慮した日中活動の検討



28

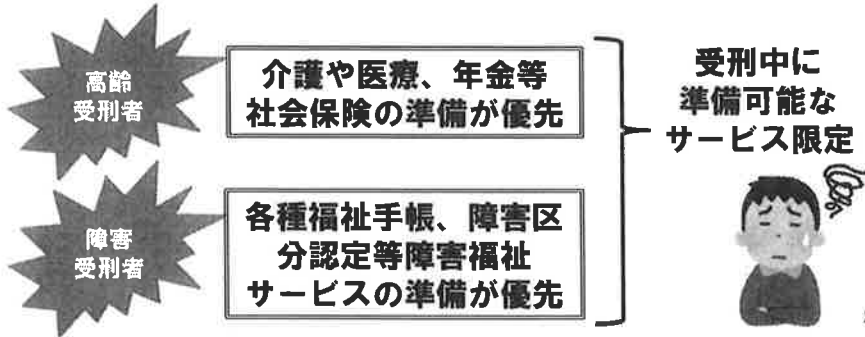
## 1 矯正施設入所中に係る支援(その⑤)

### 【⑦ 福祉サービス】

- 本人の状態等を踏まえ、各種福祉サービスの利用を検討
- 受刑中に利用手続きを終える（申請する）場合あり

### 【⑧ 医療・健康管理】

- 本人の医療ニーズを踏まえ、出所後の病院受診を計画



## 1 矯正施設入所中に係る支援(その⑥)

### 入所中の段階から定着が主導したネットワーク構築へ



## 2 矯正施設退所後の支援(その①)

### 出所直後（出所当日）の支援

#### ① 矯正施設へ支援対象者の迎え

男 性…沖縄刑務所、那覇拘置所

女 性…那覇拘置所

未成年…沖縄少年院、那覇少年鑑別所等

※ 沖縄本島に帰住する場合

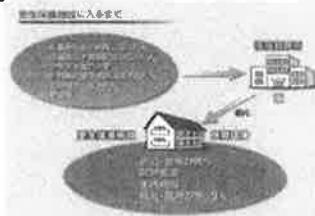


#### ② 更生緊急保護制度利用による 一次帰住先への入所支援

※ 那覇保護観察所  
(保護カードの取得)



※ 更生保護施設 or  
自立準備ホームへ入所



31

## 2 矯正施設退所後の支援(その②)

### 出所直後（出所当日～2日目）の支援

#### ③ 行政機関における各種手続き

1) 住民票の設定支援

2) 生活保護の申請支援

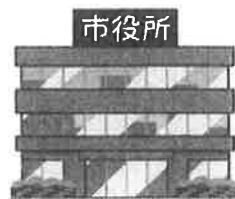
3) 要介護認定の申請支援

4) 障害者手帳の申請支援

5) 障害者福祉サービスの申請支援

6) 国民健康保険等の取得

7) 年金受給申請・再開手続き等



※ 福祉サービス等支援計画に基づき、必要な手続きを行う  
※ 本人が不穩にならないよう留意した対応を図る

32

## 2 矯正施設退所後の支援(その③)

### 出所直後（出所当日以降）の支援

#### ④ 生活日用品等の買い物支援



#### ⑤ 病院受診の手続き、同行支援

#### ⑥ 障害福祉サービスの認定調査の同行支援



#### ⑦ 二次帰住先への移行に向けた福祉サービス援護地の変更手続き、個別支援調整会議の開催等

※ 出所後の「新しい生活の一步」が踏み出すために必要な支援を行う

33

## 2 矯正施設退所後の支援(その④)

### 二次帰住先（福祉施設）への入所支援

#### ① 一次帰住先から二次帰住先への送迎支援

#### ② 生活日用品等の買い物支援

#### ③ 住所変更手続き

#### ④ 入所契約手続きの同席

#### ⑤ 病院の変更・予約手続き等



原則、入所後の支援は受入施設側で対応していただく。なお、契約内容以外の支援が生じた場合は、施設と相談の上対応する場合あり



34



## 2 矯正施設退所後の支援(その⑤)

### 福祉サービス等支援計画に基づく支援

#### ① 就労移行先の見学や体験利用支援



- 就労意欲はあっても、一般・A型就労事業に繋がるケースは殆どなし
- 知的・精神障害の場合、B型就労事業に繋がるもケースは少ない

#### ② 受入施設・事業所への訪問・連絡等による対象者支援に係る必要な助言

- 本人の意向確認や家族・親族調整等による助言、情報提供等



#### ③ 対象者への定期的なモニタリング

35

## 2 矯正施設退所後の支援(その⑥)

### 相談系事業所を軸としたネットワーク構築

地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・計画相談事業所等

- 支援対象者の地域生活を定着（安定）させていくために定着が息の長い支援（フォロー）には限界がある
- 定着としては、地域の社会資源を活用したネットワークで支える仕組みを構築していくという視点を重視
- 地域のネットワークの「軸」（地域の高齢者・障害者等の相談系事業所）への円滑なバトンタッチ（移行）



定着センター

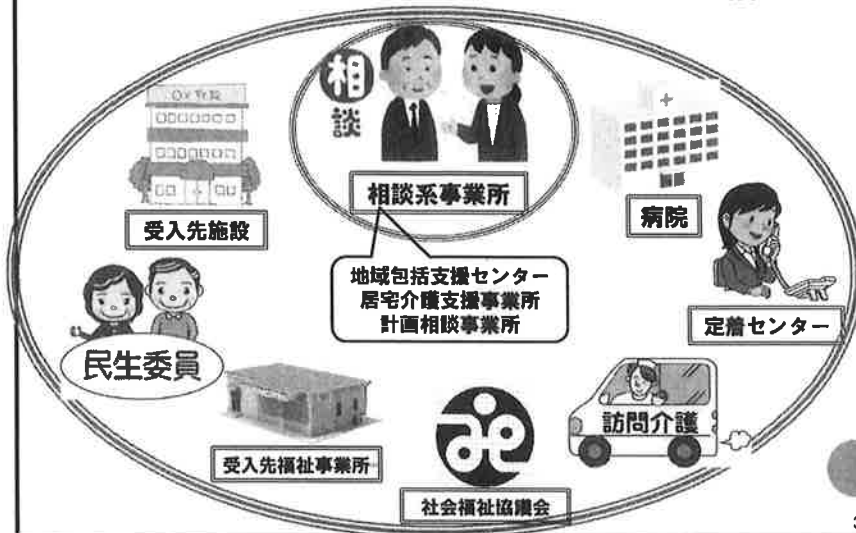


相談系事業所

36

## 2 矯正施設退所後の支援(その⑦)

### 相談系事業所を軸としたネットワーク構築へ



37

## 3 支援終了(終結)の判断

### フォローアップ業務の終了(支援終結)

- 本県では、原則矯正施設退所後『概ね6か月』を目途に、受入施設での支援対象者の生活が安定、または相談系事業所が支援の軸になった場合等において、受入施設や地域の相談系事業所等と協議の上、支援終了と判断する
- 上記以外に、本人死亡、失踪、支援拒否、医療調整、再犯等による終了あり
- なお、支援終了後も、本人や家族、受入施設等の支援機関からの相談に対しては、対応可能な範囲で助言、情報提供を行うこととしている

38

## 高齢・障害受刑者の出所後支援の課題

- 本人の真のニーズの把握
- 本人の生活能力を高める支援
- 受刑中に必要な福祉サービスの申請手続きの実施
- 帰住先(受入施設等)の確保
- 収入の確保(生活保護、年金等)
- 身元引受人や保証人の確保
- 法令順守の理解
- 金銭管理・債務整理の支援
- 健康管理、病識の理解促進
- 就労(移行)支援
- 地域の支援ネットワークの構築
- 本人の人・地域・社会関係の回復 等

生活保護



39

---

## IV 生活保護ワーカーとの連携促進に向けて

---

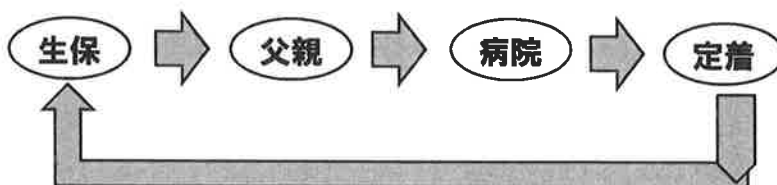
40

## 生保ワーカーとの連携(好事例)

### Aさん

33歳、男性、傷害、4入  
 知的・精神(知的B1、物質関連障害、統合失調症)  
 精神手帳(1級)、生保受給中、父親(精神・生保受給)  
 出所後 ⇒ 精神科病院へ措置・任意入院 ⇒ 父親と同居

**課題**：世帯の金銭管理支援と支援ネットワークの構築

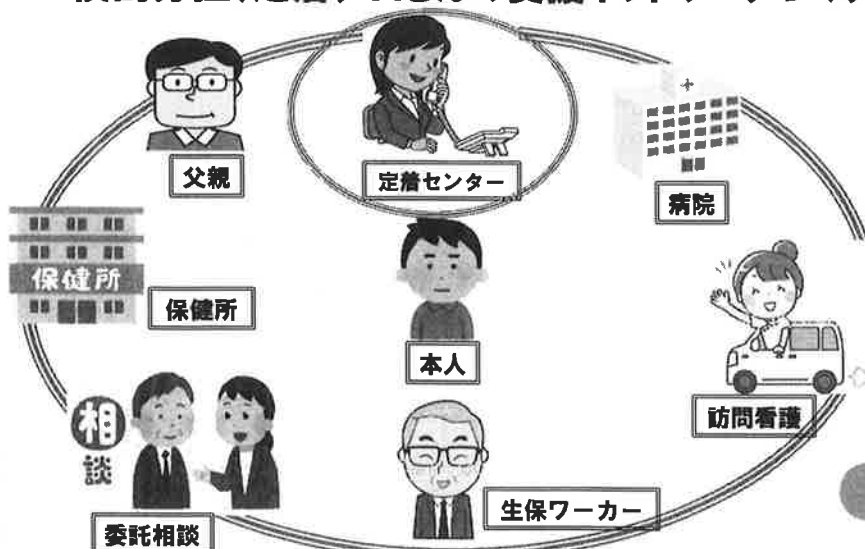


相互の「報・連・相」「役割分担」の確立

41

## 生保ワーカーとの連携(好事例)

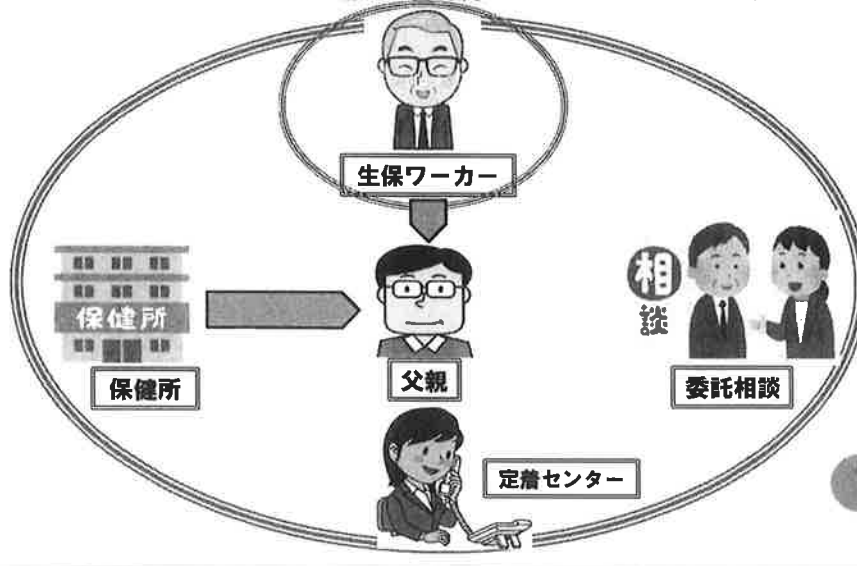
### 役割分担(定着): Aさんの支援ネットワークづくり



42

## 生保ワーカーとの連携(好事例)

役割分担(生保): 父親の支援ネットワークづくり(進行中)



43

## 生保ワーカーとの連携上の課題

Bさん

67歳、男性、詐欺、6入

精神+身体(アルコール依存、うつ、右大腿骨骨折後遺症)  
要支援2、精神障害手帳(2級)、年金受給、生保受給中  
一次帰住先(更生保護施設) → 二次帰住先(アパート)


**課題**：前刑時からの生保返還金の計画的な支払い

定着センター ⇒ 本人と収支計画を立案

生保ワーカー ⇒ 本人と返還金の返済額調整

返還金の調整がワーカーから定着に情報提供されず、  
本人の収支バランスが崩れ → 収支計画の見直し  
**相互の「報・連・相」の徹底が必要!**

44

メ 毛 



---

**【講 義】**

**「生活福祉資金貸付事業について」**

**沖縄県社会福祉協議会 民生部  
部長 大木 陽一郎**

---

# 生活福祉資金貸付事業について

沖縄県社会福祉協議会 民生部長 大木陽一郎

---

1. 生活福祉資金制度とは
2. 生活福祉資金と生活保護の連携
3. 新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に生活困窮の世帯への貸付



# 生活福祉資金貸付事業について

社会福祉法人  
沖縄県社会福祉協議会  
民生部長 大木 陽一郎

1

## 生活福祉資金貸付制度とは①

- 対象 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯
- 目的 対象世帯に資金の貸付と相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにする。
- 沿革 昭和27年、滋賀県大津市で開催された第7回全国民生委員・児童委員大会で「世帯更生運動実践申合決議」が採択され、全国運動として展開。  
昭和30年度に厚生省予算で「世帯更生資金貸付制度」として誕生。  
沖縄県では昭和44年スタート。  
平成2年度に「生活福祉資金貸付制度」と名称変更。

## 生活福祉資金貸付制度とは②

### ◆世帯単位の貸付制度

申込者は、原則として生計中心者。

### ◆他制度の活用が優先

日本学生支援機構の奨学金、母子父子寡婦福祉資金、沖縄金融開発公庫等、他の貸付制度の利用が優先される。

### ◆民生委員の援助活動

相談・申込から返済が終了するまで、地域を担当する民生委員が援助活動を行う。

### ◆連帯保証人を立てた場合は無利子

総合支援資金、福祉資金福祉費の利用において、連帯保証人を立てた場合は無利子。連帯保証人を立てられない場合は、据置期間経過後、年1.5%の貸付利子がかかる。緊急小口資金、教育支援資金、臨時特例つなぎ資金は無利子。臨時特例つなぎ資金を除き、償還期間内に償還完了できない場合には、残元金に対し年5%の延滞利子が発生する。

### ◆申請窓口は市町村社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会にて相談、申請を行う。その後沖縄県社会福祉協議会にて貸付審査を行い正式な決定が出る。申請から送金までにかかる時間は資金種別によっても異なるが、緊急小口資金は3～5日、福祉資金福祉費は3～4週間程度かかる。

3

## 生活福祉資金と生活保護の連携(1)-①

### ◆緊急小口資金◆

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となる場合の資金。

連帯保証人、連帯借受人は不要。

⇒生活保護の初回支給開始までに必要な経費の貸付を行うことができる。

貸付限度額・・・10万円

据置期間・・・貸付の日から2か月以内

償還期間・・・12か月以内

貸付利子・・・無利子

## 生活福祉資金と生活保護の連携(1)-②

### ◆臨時特例つなぎ資金◆

住居のない離職者で公的給付制度または公的貸付制度の申請を受理されている者であり、かつ給付が始まるまでの生活に困窮している方に貸付けるもの。

⇒生活保護の申請が受理されている住居のない方の場合、初回支給開始までに必要な経費の貸付は「臨時特例つなぎ資金」で行うことができる。

※借入申込者名義の金融機関の口座を有していることが条件。

貸付限度額・・・10万円

償還期間・・・1か月以内

※申請中の公的給付制度又は公的貸付制度の給付金交付を受けた日が償還開始の起算日となる。

貸付利子・・・無利子

5

## 生活福祉資金と生活保護の連携(1)-③

### ◆緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金◆

事前に福祉事務所と社会福祉協議会が以下の点について十分調整を行い、迅速かつ円滑に貸付を行えるようにしておく必要がある。

①借入申請の際は、福祉事務所の職員が同行して行う。

⇒申請者の負担軽減、円滑な申請の為。

②福祉事務所は「貸付の依頼書」を発行する。

⇒貸付の必要性や妥当な金額に関する意見、生活保護の初回支給予定日、支給予定額などを記入。

③貸付金は、初回の生活保護費の支給時に一括で償還する。

⇒保護決定までに真に必要な額で一括償還が可能な額に設定する。

## 生活福祉資金と生活保護の連携(2)-①

### ◆福祉資金 福祉費、教育支援資金◆

生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）運営要領（厚労省社会・援護局長通知）第7生活保護法その他の施策の関係（抜粋）

- 3 生活保護法にいう被保護者については、保護の実施機関において当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に限り、必要な資金を貸し付けることができる。
- 4 借受人が生活保護法にいう被保護者である場合及び被保護者となった場合においては、生活保護法による保護の実施要領に定めるところにより、資金は、原則としてその者の収入認定において収入から除外して認定されるとともに、貸付金の元金及び利子を償還する場合にあっては、その者の収入認定において、その償還金を控除して認定されることとなっている。

7

## 生活福祉資金と生活保護の連携(2)-②

### ◆生活必需品購入費用（福祉資金 福祉費）◆

貸付限度額・・・50万円

据置期間・・・6か月以内

償還期間・・・3年以内

貸付利子・・・連帯保証人が立てられない場合は、据置期間経過後年1.5%

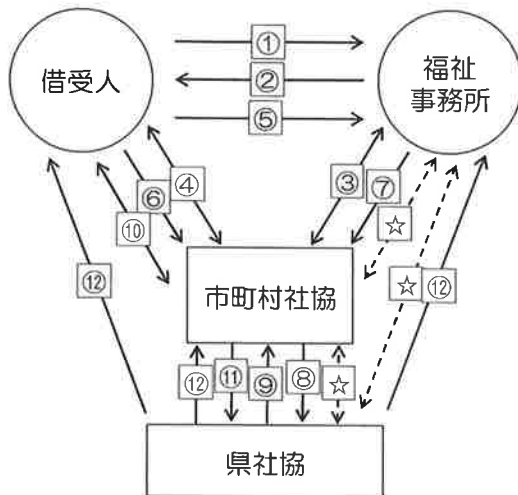
対象品目・・・日常生活において利用の必要性が高い生活用品であって、福祉事務所の事前の承認を得たもの。  
（福祉事務所は意見書を発行）

償還方法・・・借受人による償還の他、福祉事務所による代理納付での償還。

## 生活福祉資金と生活保護の連携(2)-③

### ◆生活必需品購入費用（福祉資金 福祉費）◆

－ 借入までの流れ －



- ① 生活必需品購入に関する相談
- ② 生活福祉資金貸付制度の案内
- ③ 生活福祉資金借入に関する調整
- ④ 資金説明、申請書類配布
- ⑤ 意見書記入の依頼
- ⑥ 申請書類の提出
- ⑦ 意見書の提出
- ⑧ 申請書類一式を提出
- ⑨ 借用書等の送付
- ⑩ 借用書の締結
- ⑪ 借用書提出
- ⑫ 送金決定の通知
- ☆ 必要に応じて調整

9

## 生活福祉資金と生活保護の連携(2)-④

### ◆国民年金任意加入保険料の貸付（福祉資金 福祉費）◆

貸付限度額・・・50万円

据置期間・・・6か月以内

償還期間・・・3年以内

貸付利子・・・連帯保証人が立てられない場合は、据置期間経過後年1.5%

対象者・・・任意加入期間の保険料（過去の未納分に係る追納保険料も含む）を50万円の範囲内で貸付けを行うことにより、老齢基礎年金の受給資格を満たす60歳以上70歳未満の者。

償還について・・・最終の保険料の貸付から据置期間が始まり、3年以内に月賦償還。

※貸付の必要性等について、福祉事務所は意見書を発行する。

## 生活福祉資金と生活保護の連携(2)-⑤

### ◆国民年金任意加入保険料の貸付(福祉資金 福祉費)◆

—申請前の確認事項—

- 60歳以上70歳未満の方ですか？
- 任意加入が必要な期間は何月ですか？(保険料は年度ごとに金額が変わるので、1年度分ずつ納付します。年度を超えて任意加入が必要な場合は、貸付の申請も1年度分ずつ行う必要があります。)
- 老齢基礎年金の受給資格を満たすため、納付が必要な金額は合計で50万円以内ですか？
- 年金の初回受給予定月はいつになる見込みですか？(保険料の最終貸付を行ってから、最長でも6か月後には償還開始となります。)
- 年金の受給見込み額は、月額に換算するといくらになる見込みですか？
- 月額に換算した受給見込み額の範囲内で毎月償還すると仮定した場合、3年以内の償還計画が立てられますか？

11

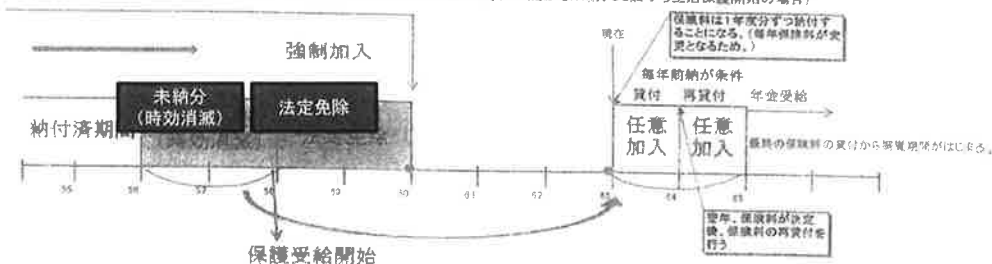
## 生活福祉資金と生活保護の連携(2)-⑤

### ◆国民年金任意加入保険料の貸付(福祉資金 福祉費)◆

参考資料 任意加入による保険料の納付に必要な資金の貸付けを行うモデルケース

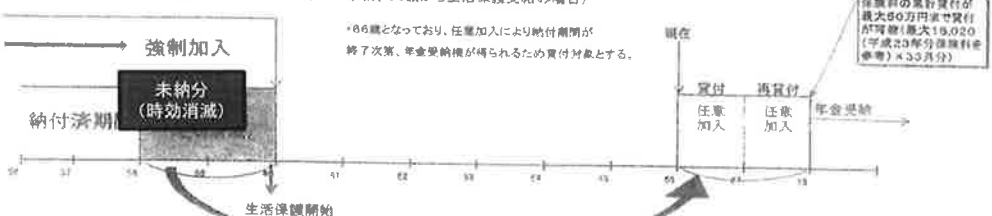
ケース①

●Aさん63歳の場合(納付済等期間は23年間[納付21年+法定免除2年]、56歳から未納、58歳から生活保護開始の場合)



ケース②

●Bさん66歳(納付済等期間は23年間、58歳から未納、60歳から生活保護受給の場合)



## 生活福祉資金と生活保護の連携(2)-⑦

### ◆教育支援資金◆

就学の際に必要な経費、または入学の際に必要な経費を貸付けるもの。対象校は学校教育法に定められている学校（高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学）。日本学生支援機構第一種奨学金、母子父子寡婦福祉資金、沖縄振興開発金融公庫等、他の制度利用が優先されます。

資金種類	仕途内容	貸付限度額	償還期間	償還(返済)期間	貸付利率
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短大・専修学校含む)又は高等専門学校に就学するために必要な経費	ア(高校)月3.5万円以内 イ(短大・専修)月5.0万円以内 ウ(大学)月6.5万円以内 ※特に必要と認められる場合には、ア～ウの種の1.5倍の額まで可設。	卒業後 9ヶ月以内	前年就学期間の3倍以内。ただし教育支援費と就学支度費を併用で借入した場合は、前年就学期間の4倍以内を目安として20年を越えないこと。	無利子
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短大・専修学校含む)又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	90万円以内			

◎次のような費用にご利用頂けます

**教育支援費** (在学期間中に毎年必要とする費用)

- |        |               |
|--------|---------------|
| ①授業料   | ⑤実習費          |
| ②施設設備費 | ⑥テキスト・ユニフォーム代 |
| ③教材費   | ⑦後援会費         |
| ④体育会費  | ⑧通学交通費        |

**就学支度費** (入学に際し1回限り必要な費用)

- |         |          |
|---------|----------|
| ①入学金    | ⑤引越し費用   |
| ②校友会費   | ⑥敷金・礼金   |
| ③学生保険料  | ⑦家財道具購入費 |
| ④航空賃・船賃 |          |

13

## 生活福祉資金と生活保護の連携(3)-①

### ◆不動産担保型生活資金◆

居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金。貸付期間は借受人の死亡時までの期間、又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。

⇒社協で扱っている不動産担保型生活資金は2種類。

「不動産担保型生活資金」と「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」がある。

## 生活福祉資金と生活保護の連携(3)-②

### ◆要保護世帯向け不動産担保型生活資金◆

#### 一貸付対象・条件一

- 借入申込者及び配偶者が65歳以上であること
- 借入申込者単独所有の土地・建物であること
- 借入申込世帯が本制度を利用しなければ保護世帯となると保護の実施機関が認めた世帯
- 集合住宅（マンション）可
- 土地・建物に貸借権等の利用権や抵当権等の担保権が設定されている場合は不可
- 同居人がいる場合でも可（配偶者以外は承継不可）。ただし、契約終了時には退去すること
- 土地のみで評価額（固定資産税評価書）が概ね500万円あること（下限350万円）

15

## 生活福祉資金と生活保護の連携(3)-③

### ◆要保護世帯向け不動産担保型生活資金◆

#### 〈貸付額について〉

- 貸付限度額は評価額に基づき県社協会長が決定（評価額の70%、集合住宅の場合は50%）。
- 月の限度額は当該世帯の最低生活費等を勘案し、保護の実施機関が定めた額（生活扶助基準額×1.5倍－収入充当額）。  
1月ごとに貸付金を交付。

〈貸付期間〉 元利金が限度額に達するまでの期間

〈貸付利率〉 年3%又は4月1日時点の日本銀行の長期プライム  
レートのいずれか低い方を基準とする。

〈申請の際の費用〉 不動産鑑定料、根抵当権設定費用は保護の実施機関が  
負担することになっている。



## 生活福祉資金と生活保護の連携(3)-④

### ◆要保護世帯向け不動産担保型生活資金◆

ー初期相談から貸付、償還までの流れー

- (1) 福祉事務所において、以下について確認する
  - ①要保護世帯かどうか
  - ②登記簿謄本(土地・建物)により不動産について他の抵当権等設定されていないかどうか
  - ③固定資産税評価書により、土地の評価額が基準以上であるか
- (2) (1)の確認ができれば、福祉事務所において申請書類を作成する。  
※借入申込者の記入する書類も含めて準備する。
- (3) 借入申込者と福祉事務所の担当者が一緒に市町村社協の窓口へ申請。
- (4) 市町村社協、県社協連携の元、不動産鑑定士の依頼、貸付審査、貸付契約の締結、根抵当権の設定依頼を行い、完了後、貸付金の送金。このとき、生活保護を受給している場合は保護が停止される。
- (5) 借受人が死亡し、配偶者がいない場合は、相続人による償還となる(不動産売却もしくは支払資金の用意)。相続人による償還が行われない場合、県社協による不動産競売で償還金を回収。

17

## 新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に生活困窮の世帯への貸付

### ◆緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付を実施◆

令和2年3月25日貸付スタート(135件)

従来の貸付条件を緩和、拡大

令和2年7月には、32,000件を超える件数に

※ 生活保護受給者は、対象外なんです。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

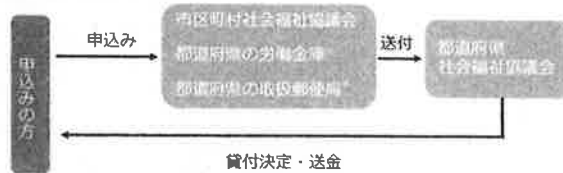
### 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。


#### 貸付手続きの流れ



※ 労働金庫及び取扱郵便局で申込みを受け付けるのは緊急小口資金のみであり、総合支援資金については、お住まいの市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

- 一般的なお問い合わせは相談コールセンター  
0120-46-1999 ※ 9:00～21:00 (土日・祝日含む)
- お申込みはお住まいの市区町村社会福祉協議会  
又は労働金庫、取扱郵便局 ※ 郵送でのお申込みもできます。  
(郵送時は窓口へお持ち込みの扱いとなります)

※ 多くの都道府県・指定都市社会福祉協議会では、「リンク先」や「印刷用・区別編一覧(名称)」として市区町村社会福祉協議会掲載しております。  
右のQRコードよりご確認ください。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。



今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

#### 主に休業された方向け(緊急小口資金)

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

##### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。  
① 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

##### ■貸付上限額

20万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。

- 1 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患歴等があるとき
- 2 世帯員が4人以上いるとき
- 3 医療費に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に送る子供の世帯を行うことが必要となった労働者がいるとき
- 4 世帯員の中に新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に送る子供の世帯を行うことが必要となった労働者がいるとき
- 5 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に支障する期間が不足するとき
- 6 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

##### ■据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

##### ■償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

##### ■貸付利率・保証人

無利率・不要

##### ■申込先

市区町村社会福祉協議会  
又は  
お住まいの都道府県内の  
労働金庫、取扱郵便局

#### 主に失業された方等向け(総合支援資金)

※総合支援資金のうち、生活支援員

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

##### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困難し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。  
※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

##### ■貸付上限額

- ・ (二人以上) 月20万円以内
  - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

##### ■据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

##### ■償還期限

10年以内

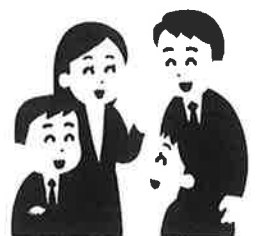
##### ■貸付利率・保証人

無利率・不要  
※ 従来、保証人ありの場合は無利率、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

##### ■申込先

市区町村社会福祉協議会

× ㄗ 



---

**【講 義】**

**「ひきこもり支援は総合力だ」**

沖縄県立総合精神保健福祉センター  
主任 保健師 伊禮 嘉宣

---

# ひきこもり支援は 総合力だ

ひきこもり専門支援センター  
総合精神保健福祉センター  
伊禮 嘉宣

## 本日のテーマ

ひきこもりとは

家族に向き合う。どのように？

ひきこもりの本人に出会ったら

8050問題

関係機関との連携について

## 「ひきこもり」とは

- 自宅にひきこもっている

親密な会話を必要としないところは、安定してくると行くこともある。  
書店やコンビニなど。

- 学校や職場にも行かない

- 家族以外の親密な対人関係が無い

家族を避けている場合もある

- 長期(6ヶ月以上)に続いている

- 統合失調症などの精神疾患でない

初期は分かりづらいこともある

ひきこもりは病名ではなく、症候群です。「ひきこもり」という病気があるわけではありません。また、この定義は、統計や調査などを行うときの基準に使われますが、決して診断の基準ではありません。

### ニート



学校に行かない



仕事に行かない



訓練も行かない

### ひきこもり



自宅から出ない  
親密な対人交流がない

## ひきこもりに関する実態調査（内閣府）

NEW

・全国の推計数（万人）

	15～39歳 (2016年調査)	40～64歳 (2018年12月)
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事 のときだけ外出する	36.5	24.8
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなど には出かける	12.1	27.4
自室からは出るが、家からは出ない、又は自室 からほとんど出ない	5.5	9.1
合計	54.1万人	61.3万人
	115.4万人	

沖縄県の人口推計1万3800人

## ひきこもりに関する実態調査（2018年40～64歳対象）

実態調査から見たこと（KHJ全国ひきこもり家族会連合会HP、同会取材記事より）

- ◆ ひきこもりになった年齢…40歳以上が約6割
- ◆ ひきこもり期間 3～5年…21%  
7年以上…合計46.7%  
(このうち30年以上が6%)
- ◆ 専業主婦や家事手伝いの中にも、ひきこもっている方がいる
- ◆ 「退職したこと」がきっかけ→その後社会とのかかわりを持たずにいた
- ◆ IT社会はコミュニケーションを求められる職業が優先
- ◆ ひきこもり≠若者、どの世代でも、どの世代からでもひきこもる
- ◆ これまでの支援では支援からこぼれ落ちる人がいる、働くことをゴールとする支援は実態にそぐわない

## ひきこもることが必要なときもある

いじめを受けた

長時間労働を  
強いられた

挫折した

ストレスを  
うまく解消できない

創造行為や鍛錬



ひきこもって  
心と体を  
休養する



ひきこもって  
自分と向き合う、  
作品と向き合う

ただし、長期化すると、支援が必要となる場合が多い

## ひきこもりの経過（15～39歳の場合）

ひきこもった人の40%が1年以内

66%が3年以内

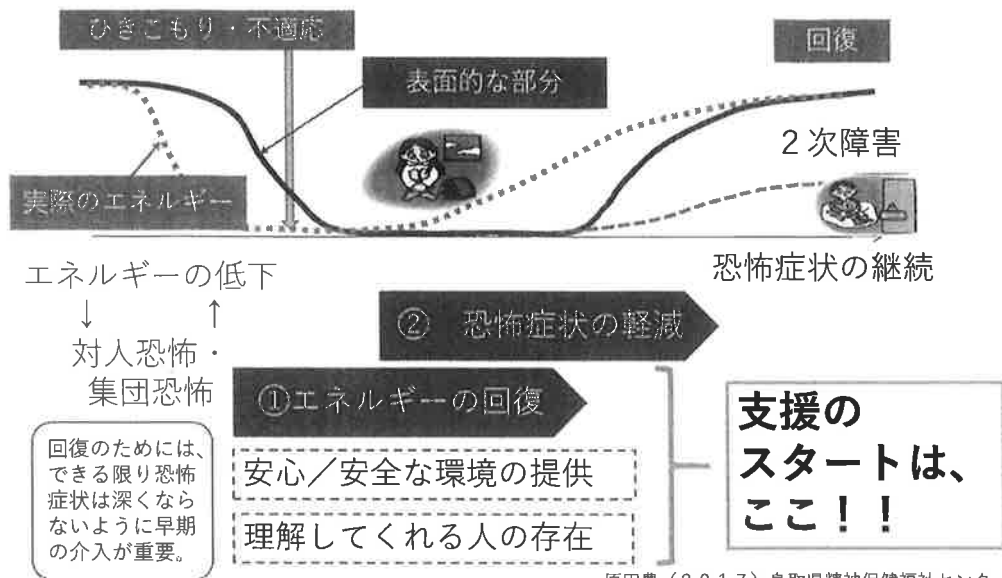
にひきこもりの状態が改善しています。

一方で、20%が改善に5年以上を要しています。

2015年内閣府調査



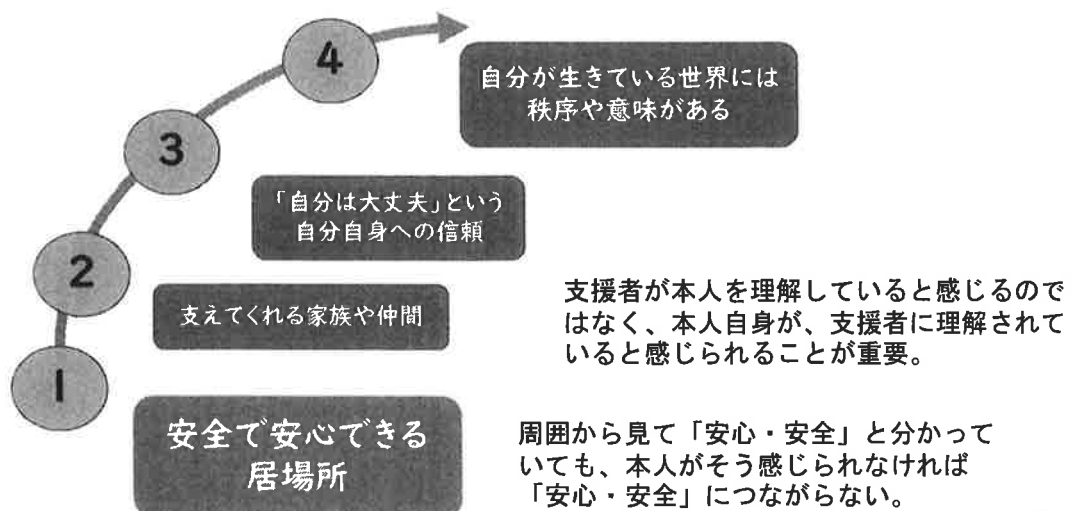
# ひきこもりからの回復



原田豊 (2017) 鳥取県精神保健福祉センター研修資料

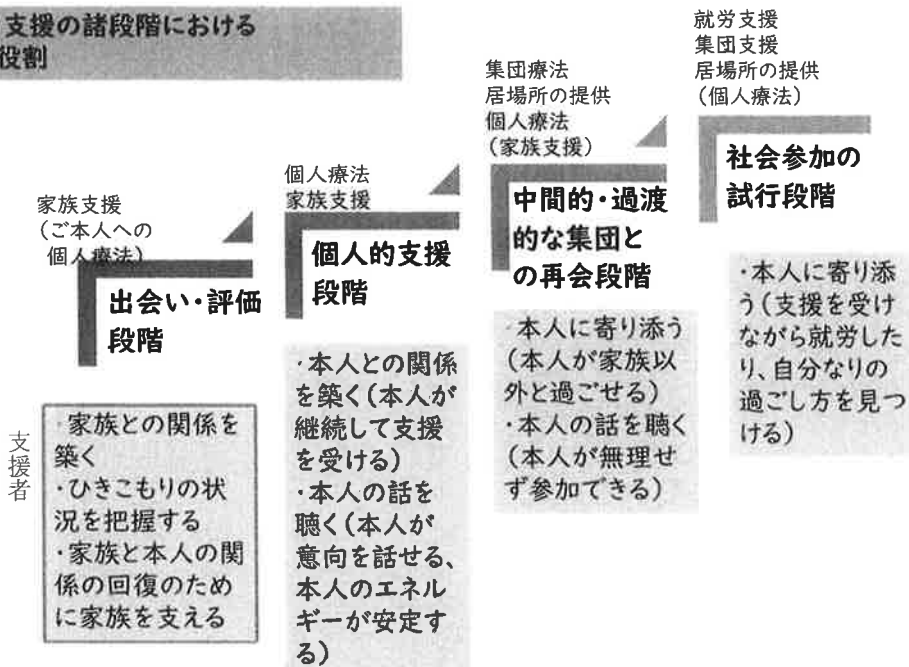
## エネルギーの回復に必要なこと

まずは、安心・安全な環境での生活

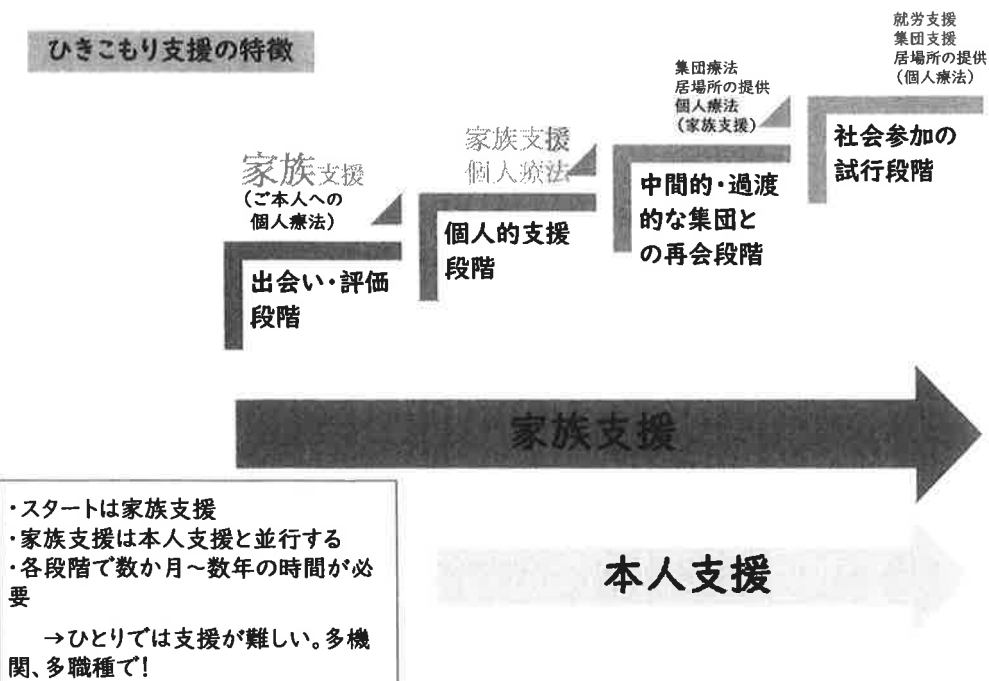


10

ひきこもり支援の諸段階における支援者の役割

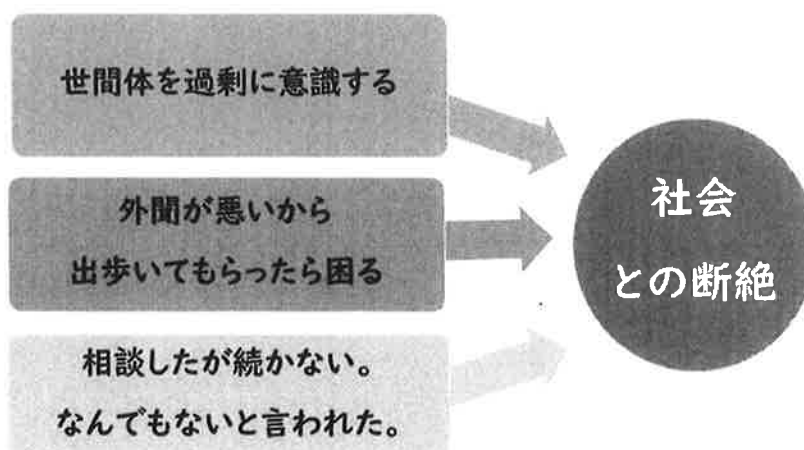


ひきこもり支援の特徴



## 家族に向き合う どのように

### 家族も社会と関わりを持ちにくくなる

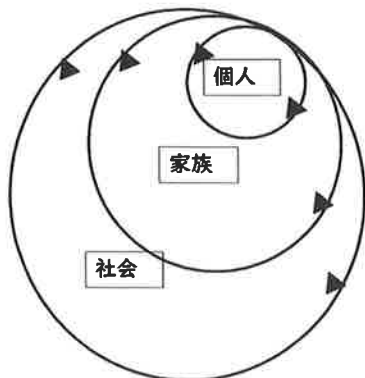


家族は、社会からの批判を先取りしてしまうため、  
社会と関わるができずにいる。

# ひきこもりシステム

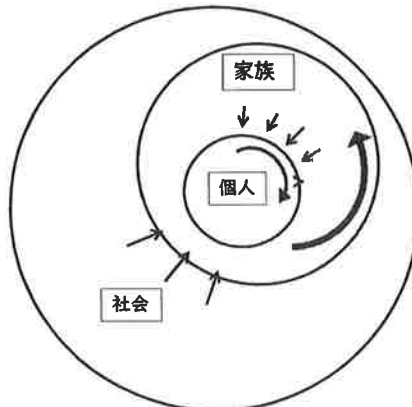
(斉藤、1998)

図1 健全なシステム



境界(円)の接点においては、システムは交わっている。  
三つのシステムは互いに接し合って連動し、なおかつ、境界も保たれる。

図2 ひきこもりシステム



相互に交わらず連動しない。  
力が働くと、システム内部で力はストレスに変換され、悪循環を助長する。

15

## 家族への相談対応

### じっくり話を聴きましょう

- ・「自分の大変さを理解してもらえたんだ」と感じてもらう
- ・情報をしっかり収集する
- ・関係性を構築する



16

### ご家族に対して、温かい言葉かけを

- これまでがんばってきたんですね
- 大変でしたね
- 辛かったですね
- 話してくれてありがとう
- 勇気がいることだったでしょう
- 心配なんですね
- 体調は大丈夫ですか など

批判するような言葉や厳しい言葉はNG。  
まずは、温かい言葉で関係作りを。

〈例〉  
あなたが悪い、  
〇〇すれば良かったのに、  
私ならこうするよ、  
〇〇したらダメ、  
△△すべき、 など

17

アドバイスすると  
したら…

- ありのままを認めてもらえる
- 否定されない、指示されない
- 自分の気持ちに耳を傾けてもらえる
- 気遣ってもらえる

本人



18

アドバイスしたら…

## 家族からご本人への言葉かけのポイント

- ①穏やかで明るく、ゆっくりした声で話す
- ②できていること、やっていることに目を向ける  
そのことを認める言葉をかける。
- ③ご本人の苦しさに目を向ける  
ご本人の体験や辛さ、苦しさを想像してみる。
- ④返事がなくてもいいことを伝える  
「新しいお菓子買ってきたよ」「暑いね」
- ⑤メッセージ(私メッセージ)で伝える  
「私は〇〇と思うよ」「私は嬉しい」
- ⑥具体的に、短く伝える  
「〇〇してくれてありがとう」など



19

アドバイスしたら…

## 家族自身の生活を豊かにする

家族自身が明るい気持ちで過ごしましょう

自分を大事にする

楽しい

嬉しい

笑う

リラックス

穏やか

好き



一緒に暮らしている家族が楽しそうにしていると、ご本人の気持ちも落ち着きます。

反対に、家族が苦しんでいる様子を見ると、ご本人も苦しくなります。

20

# 本人に出会ったら

## ひきこもりご本人の基本的な心理

- 不安
- 自信の喪失
- 自己を守りたい
- 無気力、生きていても意味ない
- 同世代の人、他の人と比べる気持ち
- 自己万能感と現実能力のギャップ
- 親の言うことは、良いことは一つもなく、むしろ悪くなる一方だった
- いまさら社会に出ても大きく変わることはない、今の生活がいい



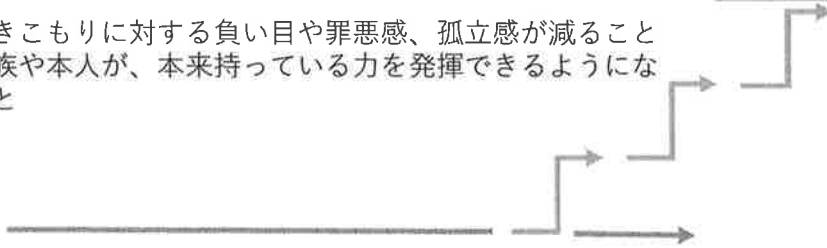
引用:境泉洋編著(2017)地域におけるひきこもり支援ガイドブック—長期高齢化による生活困窮を防ぐ

22

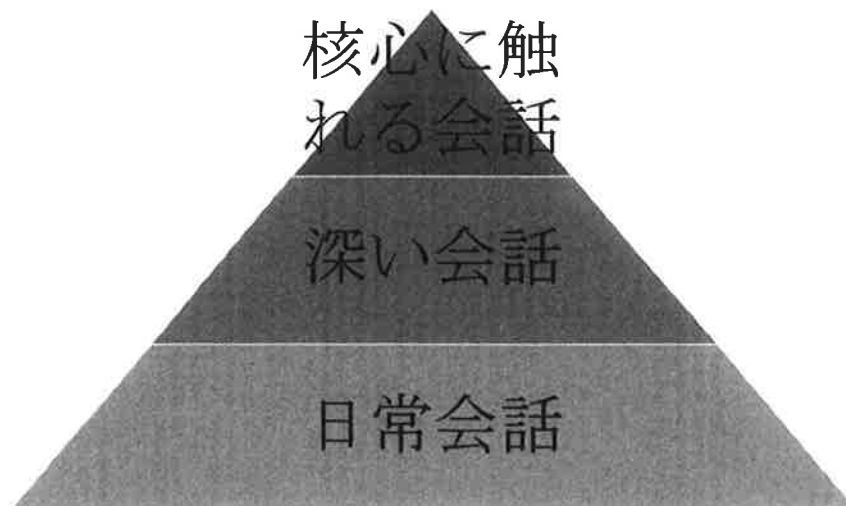
## 就労に限らず多様なゴールがあつていい

- ・ 本人や家族が「今」を生き生きと生きていけること
- ・ 生きるエネルギー・意欲が上がること
- ・ 今よりも生活の質（生活の居心地）がよくなること
- ・ 自分が居てもいい場所、受け入れられる場所があること
- ・ 安心して自分を出すことができる家族関係や環境があること
- ・ 引きこもりに対する負い目や罪悪感、孤立感が減ること
- ・ 家族や本人が、本来持っている力を発揮できるようになること

本人が納得いく人生  
従来の働き方にとらわれない就労  
自分らしい生き方



本人に働きかける話の内容は回復の段階によって変える





## ひきこもりケースの包括的アセスメント

Global Assessment for Social Withdrawal(GAW) 近藤(2017)

第1軸 ひきこもりに関連する情緒体験・症状

第2軸 パーソナリティと発達の特徴

第3軸 心理的資質

第4軸 ひきこもりに関連する身体的問題

第5軸 ひきこもりに関連する環境要因の評価

第6軸 社会的機能水準の評価

25

## 第1軸 ひきこもりに関連する情緒体験・症状

ひきこもりの直接的な原因・背景となっている情緒体験ないし精神症状を同定する



### 不安・恐怖

- ・「～させる不安」
- ・「～してしまう不安」
- ・分離不安
- ・「わからない」ことによる困惑・不安
- ・失敗する不安
- ・恥をかく不安
- ・自己愛が傷つく不安



### 抑うつ

- ・抑うつ気分
- ・意欲低下
- ・集中力低下
- ・思考抑制
- ・自責感
- ・疲労感
- ・不眠、過眠
- ・空虚感
- ・無価値観
- ・希望の喪失
- ・自殺や死に関する観念・行為

まずは、  
この4つ！

- 統合失調症
- うつ病
- 不安障害
- 強迫性障害



## 統合失調症



特徴	情報収集のポイント	治療・支援
<p>〈陽性症状〉 妄想や幻聴・幻覚が見られ、これに基づく強い不安や恐怖から外出を控えたり、妄想に根ざした警戒心から家庭に閉じこもったりすることもある。</p> <p>〈陰性症状〉 意欲の低下に基づいて外出頻度が低下したり、人との交流を求めなくなったりすることがある。</p> <p>〈認知機能障害〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幻覚妄想等異常行動の有無</li> <li>・感情の変化（起伏・焦燥感等）</li> <li>・奇異な言動の有無（会話は成立するか、場の状況に関係なく笑っていたり、独り言を言っているか）</li> <li>・意欲・集中力の低下</li> <li>・特徴的な対人関係（協調性・自発性・つきあいがどうか）</li> <li>・閉じこもりの有無（カーテンを閉め切る等の部屋の様子）</li> <li>・身の回りの衛生面の様子（歯磨き・入浴）</li> </ul>	<p>薬物療法 + リハビリテーション</p>

## うつ病



特徴	情報収集のポイント	治療・支援
<p>ひきこもりと親和性の高い障害。主に抑うつ気分、意欲の減退、集中力の低下、食欲低下、睡眠障害などが起こる。また、自殺念慮が高くなり、自殺企図も行う場合があるので注意が必要。自分自身に対する感情も否定的になる。対人場面で「取り返しのつかないことをしてしまった」「他人に迷惑をかけてしまった」と苦しむことが多い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前と比べて表情が暗い、元気がない</li> <li>・体調不良の訴えが多くなる（身体の痛みや倦怠感等）</li> <li>・不眠や過眠、食欲不振や過食がある。</li> <li>・体重の増減</li> <li>・仕事や家事の能率の低下、ミスの増加</li> <li>・周囲との交流、外出しなくなる</li> </ul>	<p>抗うつ剤を中心とした薬物療法と支持的な環境での認知行動療法などの治療が有効</p>

## 不安障がい



特徴	情報収集のポイント	治療・支援
<p>人前で行動するなどの社会活動に対する回避傾向が強く、特に失敗や挫折を恐れるあまり緊張の強さがあり、ひきこもりへ向かう可能性が少なくない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人前で極端に嫌うような言動</li> <li>・手の震え、顔が赤面する</li> <li>・明確な原因のない動悸、発汗、めまい、筋のこわばり</li> <li>・苛立たしさ、集中力の低下</li> <li>・パニック発作の有無（動悸、呼吸困難、死ぬのではないかという恐怖感）</li> </ul>	<p>抗うつ薬・抗不安薬 + 予期不安に対して認知行動療法</p>

## 強迫性障がい



特徴	情報収集のポイント	治療・支援
<p>ある考えやイメージが何度も頭に浮かび（強迫観念）、それを打ち消すために何度も同じ事を行う症状（脅迫行為）が現れる。このような症状が強くなったときに、日常生活の習慣的行動をスムーズにこなせなくなり、ひきこもり状態となることがある。ひきこもりの2次症状として現れることも多く、注意が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頻回に手洗いがある</li> <li>・入浴やトイレに時間がかかる</li> <li>・自分なりのルールを守って行動しないとパニックを起こす。</li> <li>・ドアノブなどを、ティッシュを使って触る</li> </ul>	<p>薬物療法 + 認知行動療法</p>

## 第2軸 パーソナリティと発達の特徴

### パーソナリティ特性

- ・ナルシシズム・・・自己愛的な傷つき、自己評価の動揺、万能的理想化と幻滅
- ・シゾイド・・・他者と親密になることに伴う不安・恐怖、漠然とした抑うつ感や空虚感
- ・回避性、依存性、強迫性

### 発達障害・特性

- ・自閉症スペクトラム症、知的障害、学習障害、チック症など
- ・確定診断に至らなくても、ひきこもりに関連する発達特性

特性のある人と  
うまくつきあいたい

- 回避性・依存性パーソナリティ障がい
- 知的障がい・学習障がい
- 注意欠陥多動性障がい（ADHD）
- 広汎性発達障害



## 回避性・依存性パーソナリティ障害



特徴	情報収集のポイント	治療・支援
他者との交流を避けようとする。自分は人より劣っているといった自尊感情の低さ 他者への心理的依存が強く、何事も1人で出来ない。	精神疾患や発達障害に含まれず、 青年期以降に症状が出ているか？	カウンセリングなどが有効

## 知的障がい・学習障がい



特徴	情報収集のポイント	治療・支援
<p>知的障害は、IQ70以下であり、発達期から全般的に知能が低下している。</p> <p>学習障害は、全般的な知的な遅れは無いが、特定の分野が苦手。保護的で支持的な環境や適切な能力に応じた活動の機会を提供されなかった場合、社会的活動の場を回避して家庭へのひきこもりを生じる可能性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出生時のトラブルの有無</li> <li>・ 乳幼児検診、就学前検診の状況</li> <li>・ 学業成績</li> <li>・ 運転免許の取得の有無</li> <li>・ 聞く、話す、読む、書く、計算、推理の偏りの有無</li> </ul>	<p>周囲が本人の特性を理解することや福祉サービスの利用により、適切な環境の提供が有効</p>

## 注意欠陥・多動性障害 (ADHD)



特徴	情報収集のポイント	治療・支援
<p>不注意、多動性、衝動性のため社会生活に不応が生じているといった特徴がある。特に思春期に入ると仲間集団から孤立するといった状況に陥りやすい。こうした状況が長期化すると、極端に反抗的になり、不登校・ひきこもりになる可能性が高まる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児期・学童期のエピソード</li> <li>・ 忘れ物が多い、何度注意しても改まらない、じっと座っていることが困難、しゃべりまくる、待つことが困難、思ったことをすぐ言葉に出すなどの有無</li> </ul>	<p>周囲が本人の特性を理解することや、福祉サービスの利用により、適切な環境の提供が有効</p>

## 自閉症スペクトラム障害

特徴	情報収集のポイント	治療・支援
<p>常識が理解できない、他者の気持ちを感じ取ることが苦手、会話の苦手さ、こだわりの強さ、突然の予定変更に弱い。</p> <p>特に思春期に入ると集団から孤立したり、からかいやいじめの対象になることが多く、そのことをきっかけにひきこもることがある。</p> <p>社会への関心の低さ、ゲームなどの没頭のしやすさは、ひきこもりに向かいやすい強力な力となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期のエピソード（かんしゃくの程度、ごっこ遊びをするか、偏食傾向かなどこだわりの強さ、極端な怖がりがあるか）</li> <li>・入学進学時の環境変化の様子</li> <li>・人との距離感、間が取れない</li> <li>・言葉を字面通りに受け取り、冗談が通じない。</li> <li>・会話で食い違うことが多いか</li> <li>・ものへの極端なこだわり</li> <li>・運動の苦手、不器用さが有無</li> <li>・音や光に敏感、パニックになる。</li> </ul>	<p>周囲が本人の特性を理解することや、福祉サービスの利用により、適切な環境の提供が有効</p>

### 第3軸 心理的資質

- ・問題認識の的確さ、内省力、洞察力、思いを巡らせ考える能力、言語化する能力、援助者との間で安定した関係を維持できるかどうかを評価
- ・抽象的な思考ができるかどうか、抽象的/具体的な思考の整合性について検討

## 第4軸 ひきこもりに関連する身体的問題

- ・アトピー性皮膚炎や摂食障害による肥満などの身体的問題が社会参加、対人関係を回避する一因になることがある
- ・身体疾患への治療ニーズがあるケース

39

## 第5軸 ひきこもりに関連する環境要因の評価

ひきこもりの成因や長期化に関連していると思われる家族関係、家族機能、友人関係、その他の環境要因（学校の状況、職場の人間関係や就労状況など）、経済・雇用状況



40



## 第6軸 社会的機能水準の評価

・対人関係の特徴や、集団、社会的場面への適応について評価する。

過去と現在における生活状況、社会参加の経験とその水準、交際相手や友人の存在、繰り返されてきた対人関係パターンなどを記載

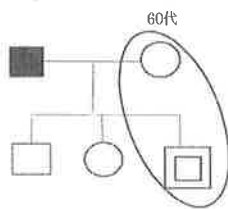
(不登校、休職・離職、友人関係の遮断、相談・受信の中断など、関連エピソードを詳細に把握)



41

### 20代男性 Aさん (※複数事例をもとにした架空事例です) その1

#### 母から聞き取り



大人しくて育てやすい、良い子。成績良い。サッカーをし、足が速かった。工業高校志望したが母親の勧めで進学校入学。部活動もせず帰宅していた。本土の専門学校入学、1年で辞める。本土に残り、1年は飲食店でバイトして過ごす。21才沖縄へ帰ってきてひきこもり。この間アルコール性疾患で父が亡くなる。23才～本土へ正社員として働きに行き、2年で仕事がきつかったと辞めて帰って来てそのままひきこもる。

#### 本人の様子

- ・食事は母親が作っておいたら夜中食べているが、一日一食
- ・風呂には入っている
- ・会話はなくメモでやりとりしている
- ・貯金で母にパソコンを購入してくれた
- ・仕事のことを聞くが、答えてくれない
- ・ドアノブにタオルをかけているのを見たことがあり、自死が心配

42

## Aさん

### ひきこもりケースの包括的アセスメント その1

#### 第1軸 ひきこもりに関連する情緒体験・症状

抑うつ?自死の危険、対人不安?

#### 第2軸 パーソナリティと発達の特徴

回避性?専門学校や仕事を辞めてしまっている

#### 第3軸 心理的資質

不明だが、知的には問題なさそう

#### 第4軸 ひきこもりに関連する身体的問題

特になし

#### 第5軸 ひきこもりに関連する環境要因の評価

母との会話がな、母が将来の話をするに抵抗?

元々の母子関係に大きな問題はなさそう。

父との関係はわからないが、父は病死

#### 第6軸 社会的機能水準の評価

中学までは対人関係良好。高校から不適応?

43

### 20代男性 Aさん(※複数事例をもとにした架空事例です) その2

#### 本人との面接

- 言葉がゆっくり、表情は硬く変化が乏しい
- 1日1食しか食べない、睡眠とりにくい
- 自死への気持ち「家族に迷惑をかけていると思う」「仕事のことを母に聞かれるなら、死のうと思った」「お金がなくて死ねなかった」
- 「人付き合い苦手」「仲良くなることは怖いので辞めた」
- 「仕事を辞めたら、ひきこもりになる。ひきこもりになるのはまずい」
- 「病院を予約したことはあるが、何を話せばいいかわからなくなり、行かなかった」
- 「母が予約したというから、まずは話をしようと思った。でも昨日は頭いっぱい何もできず、眠れなかった」

44

Aさん

## ひきこもりケースの包括的アセスメント その2

第1軸 ひきこもりに関連する情緒体験・症状

抑うつ症状

第2軸 パーソナリティと発達の特徴

回避性の傾向あり。発達障害はなさそう。

第3軸 心理的資質

良好。体験を言語化できる。

第4軸 ひきこもりに関連する身体的問題

特になし

第5軸 ひきこもりに関連する環境要因の評価

家族へ気兼ねしている。やりとりはあるが話し合うことはできない

第6軸 社会的機能水準の評価

基本的には機能水準は保たれている

45

## 訪問支援

### ポイント

訪問に対する本人の負担感、プレッシャーをいかに減らすか

本人に会うことを目的にせず、「家族の状態を見る」ことをきっかけにし、「会いたくなければ会わなくていい」ことを伝える。

## 訪問時、守って欲しいこと

- 本人の部屋のドアを開けるのは絶対NG！
- ドアノックは絶対NG！
- 訪問は30分以内
- 帰りの挨拶も短く「お邪魔しました」
- 本人・家族それぞれの思いや生活を尊重する

## 本人に会えない場合

不在 ⇒ 介入への拒否が強い。再度の訪問は検討しなোস

在宅 ⇒ 本人が出てこなくても、訪問者のことは意識している場合が多い。自室などから、こちらの様子を気にしている。その時に、「誰かが来てるが、無理矢理自分と会わずにいてくれる」と本人が感じられることが大切になる。

相談員の〇〇です。今日はお邪魔しました。  
よかったら、また次回お会いできたら嬉しいです。

## 本人に会えた場合

- まず相談員さん自身のことを知ってもらう
- 本人との会話の守秘義務
- 制度説明をする場合の配慮
- 会えた後、帰る前に

## 中高年のひきこもり支援

8 0 5 0

## 中高年の課題

- ・ 介護が必要な高齢者と同居するひきこもり者への支援
- ・ ひきこもり者の親亡き後

事例化するまで  
(親から相談があった)

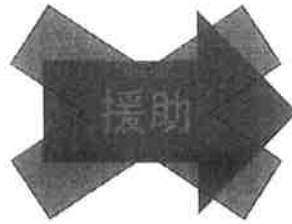


生活面

経済面



## 事例化するまで



生活面

経済面

親の援助が困難となった場合の、情報・相談経路

1. 親族から別居しているひきこもり当事者の「兄弟」など
2. 関係機関から  
市町村、地域包括支援センター、民生委員、社協など

## 親族（特に兄弟）からの相談



今すぐにでも、何とかして欲しい  
働かないなら、ケシカラン  
親が心配  
親に迷惑をかけて欲しくない  
親が同居していなければ関わりたくない  
親が甘やかしすぎ



何とかなって欲しいが、それは難しい  
自分（親）にも責任がある  
親だから仕方ない  
他の人には迷惑かけたくない  
自分たちが我慢すれば  
可哀想

## 関係機関からの相談



親の介護支援に入ったところ、ひきこもり者がいたというもの。

時には、

親の介護支援を拒否された  
暴言・暴力・金の無心している  
などの相談もある。

地域包括支援センターとの連携が求められる

## 8050の支援



社会的自立



生活面

経済面



連携





## 8050支援ポイント

- ・高い対人不安・緊張、こだわり、強迫性など精神症状が背景にある人もいる。
- ・親へ支援介入があっても、ひきこもり者の生活は脅かさない
- ・親への支援介入があっても、安心・安全を感じてもらう
- ・安心安全が保証されると、少しずつひきこもり者との関係も生まれる。

## 8050支援目標

- ・親への介護支援
- ・自立するための生活支援、経済支援

**就労を目標としない。**

目標が大きすぎて、たぶんたどり着かない

これで最後

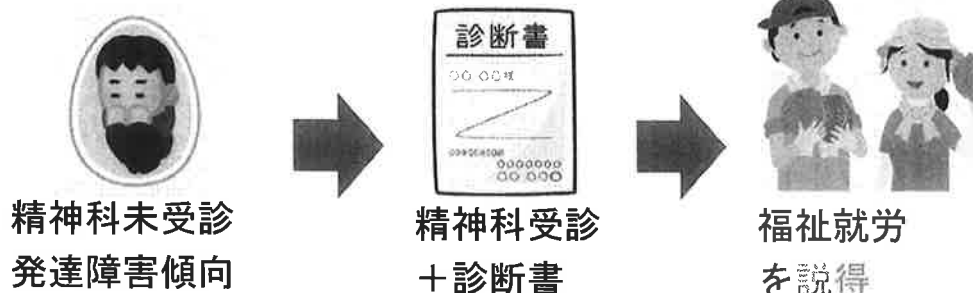
## 関係機関との連携について

### 就労支援を考える

一般就労 . . . . . 収入はよいが、配慮は少ない

福祉就労（障がい者就労） . . . 配慮はあるが、収入が少ない  
「障がい」を受けいられるか

## この流れは難しすぎる



まずは、本人が福祉就労に関して、理解して、了解するかが重要！  
本人が福祉就労を希望するなら、診断書等の検討を。

## ひきこもりからの就労支援機関

### 一般就労

ハローワーク  
若者サポステ  
パーソナル・サポ  
ート・センター (PSC)  
沖縄県おしごと応援  
センターOnexOne (ワ  
ンバイワン)

### 福祉就労

ハローワーク  
(専門相談窓口)  
障害者職業センター  
総合支援法による  
障害福祉サービス



## クッジョブセンターおきなわについて

トップページ > クッジョブセンターおきなわについて

「クッジョブセンターおきなわ」とは??

就労や生活にかかわる機関と緊密に連携し、相談から就職までワンストップで支援を行うセンターです。

様々な支援機関がセンター内に入居し、また、外部の支援機関とも連携をとりながら、様々なお悩み、ご相談に対応しています。

### クッジョブセンターおきなわの目的

就職・雇用等に関する求職者や事業主などの様々なニーズに対応し、沖縄県の雇用情勢の改善に取り組むことを目的としています。県民の皆様の「働きたい」「雇用したい」気持ちを支援します。

### クッジョブセンターおきなわ入居機関

ハローワーク  
沖縄県キャリアセンター  
就職・生活支援パーソナルサポートセンター  
沖縄県おしごと応援センターOne×One (ワンバイワン)  
沖縄県女性就業・労働相談センター  
事業主向け雇用相談  
労福協 就労サポートセンター

- セミナー情報
- 出張相談窓口
- お子様の一時預かりサービス
- お問い合わせ
- 来所が難しい方へ
- 個人情報取扱いについて
- よくあるご質問
- サイトマップ

ご相談はお気軽に!  
☎ 098-865-5006  
受付 9:00~17:00(月曜~金曜)

## 対人恐怖・疲労は大きな課題



過程にエネルギーがいる。作業能力的には十分できていても、そこで新たに出会う人への不安感、ストレスの方が就労へのハードルが高い。

## 精神科につなぐには??

精神医療が必要な人もいますが、全ての人が必要としているわけではない。連携が求められるのは、

- ①統合失調症などの精神疾患の鑑別診断が求められる。
- ②精神症状の軽減に、精神科治療が有効と考えられる場合 など

①・②であっても、精神科への治療導入を優先しすぎず、まずは、本人・家族の理解・関係作りから。

## ひきこもり専門支援センターのご紹介

ひきこもり専門支援センター

### 1 相談支援

電話相談、来所相談、訪問支援等

### 2 地域連絡協議会の設置

医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関からなる連絡協議会を設置し、恒常的な連携を確保する。

### 3 情報発信

ひきこもりに関する普及啓発、相談支援機関情報を発信する

### 4 関係機関、市町村への後方支援

支援関係機関や市町村に助言や相談対応等を行い、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援の充実・強化を図る

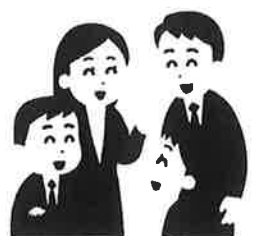
### 5 その他

・支援者研修の開催 ・家族教室、家族向け講演会の開催

## 参考資料・書籍紹介

- 厚生労働省(2010)ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000006i6f.html>
- 一般社団法人日本臨床心理士会(2017)ひきこもりの心理支援 心理職のための支援・介入ガイドライン, 金剛出版
- 斉藤環(2003)ひきこもり文化論, 紀伊国屋書店
- 斉藤環(2002)「ひきこもり」救出マニュアル, PHP研究所
- 境泉洋編著(2017)地域におけるひきこもり支援ガイドブック—長期高齢化による生活困窮を防ぐ, 金剛出版
- 境泉洋・野中俊介(2013)CRAFT ひきこもりの家族支援ワークブック—若者がやる気になるために家族ができること, 金剛出版
- 近藤直司(2017)青年のひきこもり・その後 包括的アセスメントと支援の方法論

メ 毛 



---

**【講義・演習】**

**「相談援助職の記録の書き方」**

**「記録のフォーマットを作ってみよう」**

沖縄大学 人文学部 福祉文化学科  
教授 玉木 千賀子

---



# ケース記録の書き方について

講義 玉木千賀子  
（沖縄大学人文学部福祉文化学科）

## 自己紹介



ソーシャルワークの主流

◎面接技術

◎ソーシャルワークプロセス

\* 教育・研究領域

ソーシャルワーク

\* 研究関心の推移

支援関係の構築可能



支援関係の構築困難

# 社会的な要因で支援関係の構築が困難な人 ヴァルネラビリティ (Vulnerability)

- ・ 意向を表さない人
- ・ 支援を拒む人
- ・ 支援者任せの人
- ・ 意向が二転三転する人
- ・ 声を荒げる、暴力的な人



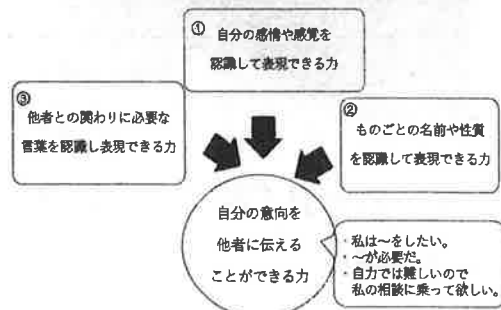
3



## 今日のソーシャルワークの課題



## 自分の考えを表すために必要な要素



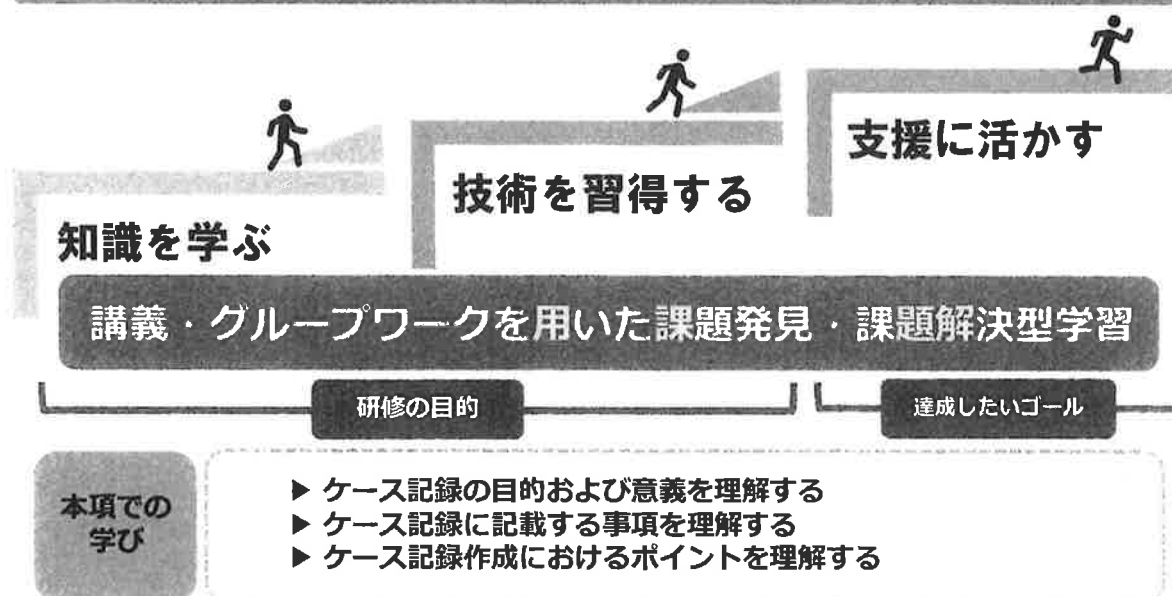
玉木 (2018)

4

# 研修内容

- ・グループワーク「記録について思うこと」
- ・研修目的の確認
- ・相談支援記録の考え方ー 概論「ソーシャルワーク記録」  
    ソーシャルワーク記録とは  
    記録の課題  
    記録の種類と取り扱い
- ・グループワーク「支援記録の書き方」
- ・生活保護の経過記録（ケース記録）の書き方
- ・グループワーク3「研修の振り返り」

## 研修の目的



◎ あなた（受講者）自身が考える、この研修の目的を書いてみましょう。

## グループワーク1 自由に話してみましよう

### テーマ「記録について思うこと」

1. 5～6人のグループになってください。
2. アイスブレイク 「GOOD&NEW」
  - ①所属と名前
  - ②24時間以内に起こった楽しいことや嬉しいこと、発見など。
  - ③聞いた人は一緒に喜んだりお祝いの言葉を贈りましょう。
  - ④全員終了後、気になった話題を掘り下げてもOK。
3. グループワーク1のテーマについて自由に話し合う。  
ルール：批判しない、みんなの意見を聞く、答えを出さない。
4. いくつかのグループから話し合いの内容を発表していただきます。

## 調査報告書にみるケースワーカーの業務上の悩み

「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業報告書」  
2019年3月 日本総合研究所

1. 現業員が担当経験のある被保護世帯と困難さを感じたケース(上位3つ)
  - ▶ 「ひきこもり」「アルコール依存」「薬物依存」「児童虐待」「不登校」
2. 現業員が感じる業務負担
  - ▶ 「業務の量が多い」(73.1%)
  - 「他法他施策に関する知識の不足」(52.0%)
  - 「対人援助業務に係る負担が大きい」(46.5%)
  - 「対人援助に関する知識や技術の不足」(36.4%)
  - 「担当ケース数が多い」(35.6%)
3. 負担であると感じる業務の内容(業務量の多さを指摘した回答者)
  - ▶ 「新規申請処理」(58.6%)
  - 「訪問調査活動」(56.8%)
  - 「生活困窮者からの面接相談、電話相談」(50.8%)
  - 「ケース記録の作成」(50.7%)
  - 「保護費の決定や支給事務」(46.6%)

## ケースワーク業務の援助段階別に感じる困難さ（現業員向け調査）

### 1. 受付～申請受理

該当なし

### 2. 調査と要否判定

収集した情報に基づいてニーズを把握し、申請者・世帯の能力や良い面を検討する (70.3%)

保護が却下となった相談者を支援し、今後の生活の目的をたてられるようにする (70.4%)

### 3. 援助方針の策定

被保護者が生活上の問題を自分の言葉で表現し、それに向き合えるよう支持的に関わる (70.8%)

被保護者がもっている強さ・力・可能性を見出し、本人に伝える (75.5%)

### 4. 保護の実施

被保護者の就労に向けた具体的な相談援助（社会資源の活用も含む）を行う (77.2%)

被保護者が自立した日常生活を送ることができるよう、具体的な相談援助を行う (77.9%)

被保護者が地域社会の一員として生活を送ることができるよう具体的な相談援助を行う (82.4%)

被保護者からの相談や要望・苦情を受け止め、適切に対応する (79.5%)

課題を抱える子どもがいる世帯に対して、学校などの関係機関と連携して対応する (79.6%)

関係者からの情報提供や苦情、相談を受け止め、速やかに対応する (79.3%)

### 5. 訪問調査

該当なし

### 6. 評価・見直し

被保護者の強さ・力・可能性を、被保護者や関係者と共有する (70.2%)

### 7. 保護の廃止

該当なし

出典：29年度調査

日本総合研究所『自治体の社会福祉行政職員の業務や役割及び組織体制等の実態に関する調査研究事業報告書』2019 P.16を引用

## 生活保護ワーカーの業務上の困難

(1) 複雑な社会生活課題をもつ被支援者への対応と担当ケース数の多さ  
→ 質的・量的な業務過重

(2) 他法他施策の知識不足を感じている  
→ 多機関多職種連携を効果的に活用できていない？

(3) 被支援者の意向の受け止め、支持的な対応の困難  
→ 援助方針の策定の段階では、(1)の要因から援助関係の基盤を形成する余裕がなく、保護の実施段階では(2)の要因から相談支援の困難をサポートするバックアップシステム（多機関多職種連携）を適切に活用できていない？

### 記録のもつ意義と活用方法の理解



業務の負担軽減・効果的な相談支援



休憩後      ソーシャルワーク記録（概論）

11

## 1. ソーシャルワーク記録とは

12

# ソーシャルワーク記録

ソーシャルワーカーが行う一連の支援活動（支援の対象・内容・過程・結果等）と、それに関連する事項について記述した文書。

## 支援記録

- ①相談援助記録（個人・家族への支援の記録）
- ②集団援助記録（集団援助活動の記録）
- ③地域援助記録（地域援助活動の記録）

## 運営管理記録

- ④会議記録（カンファレンス、委員会等）
- ⑤業務管理記録（日誌、日報、登録台帳等）
- ⑥教育訓練用記録（事例検討会、スーパービジョン等）

副田あけみ 小嶋章吾『ソーシャルワーク記録 改訂版 理論と方法』誠信書房 2018 P.2を引用・一部改変

13

## 記録の意義の変遷

社会福祉基礎構造改革（2000年～）  
サービス提供方式の転換：措置→契約

利用者、社会全体に対するサービス提供過程・結果の説明責任

個人情報保護法（2005年）

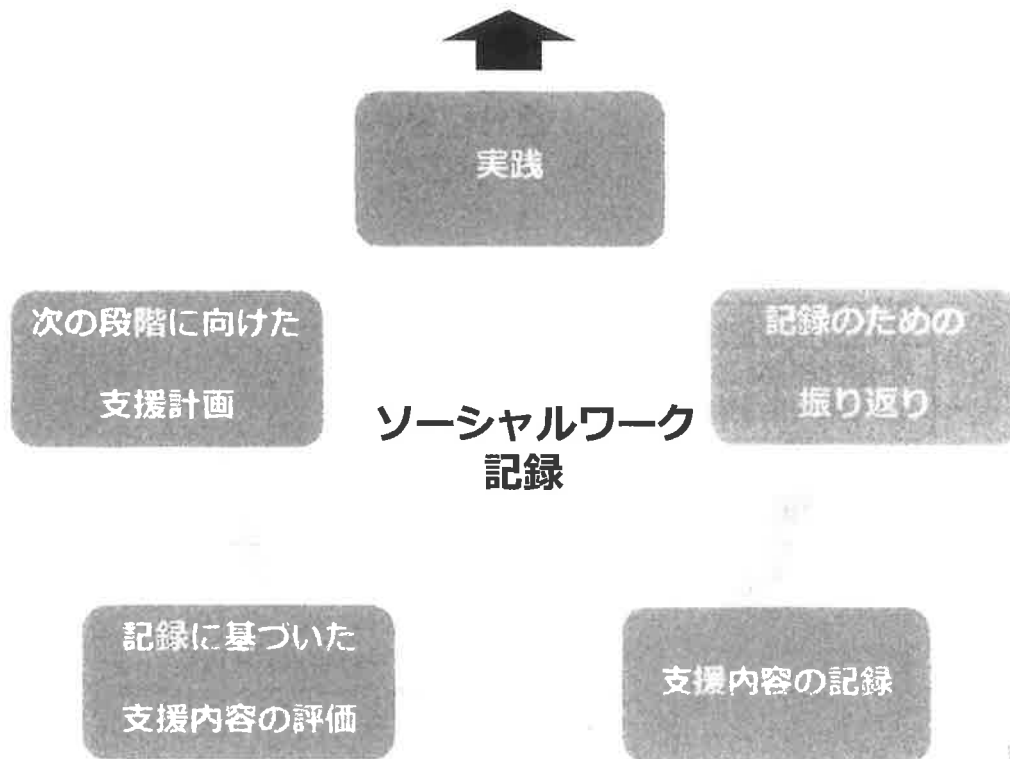
支援記録（情報）に対する利用者の権利の明示

地域包括ケアシステム（2012年～）

利用者を含めた多様な専門機関連携に伴うルール・認識の共有

14

## 実践力の向上・アカウンタビリティ（説明責任）



## 2. 個人情報とプライバシーの保護



## 個人情報・プライバシーの尊重

### 個人情報

「個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（第2条第1項の2）

「個人識別符号が含まれるもの」（第2条第1項の2）

### 要配慮個人情報

「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」（第2条第3項）

17

## 社会福祉士の倫理綱領・社会福祉士の行動規範

### 7.（プライバシーの尊重）

**社会福祉士は、利用者のプライバシーを最大限に尊重し、関係者から情報を得る場合、その利用者から同意を得る。**

7-1

社会福祉士は、利用者が自らのプライバシー権を自覚するよう働きかけなければならない。

7-2

社会福祉士は、利用者の個人情報を収集する場合、その都度利用者の了解を得なければならない。

7-3

社会福祉士は、問題解決を問題解決を支援する場合であっても、利用者が了解しない場合は、個人情報を使用してはならない。

18

## 社会福祉士の倫理綱領・社会福祉士の行動規範

### 8. (秘密の保持)

社会福祉士は、利用者や関係者から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する。秘密の保持は、業務を退いた後も同様とする。

8-1

社会福祉士は、業務の遂行にあたり、必要以上の情報収集をしてはならない。

8-2

社会福祉士は、利用者の秘密に関して、敏感かつ慎重でなければならない。

8-3

社会福祉士は、業務を離れた日常においても、利用者の秘密を保持しなければならない。

8-4

社会福祉士は、記録の保持と廃棄について、利用者の秘密が漏れないように慎重に対応しなければならない。

## 社会福祉士の倫理綱領・社会福祉士の行動規範

### 9. (記録の開示)

社会福祉士は、利用者から記録の開示の要求があった場合、本人に記録を開示する。

9-1

社会福祉士は、利用者の記録を開示する場合、かならず本人の了解を得なければならない。

9-2

社会福祉士は、利用者の支援の目的のためにのみ、個人情報を使用しなくてはならない。

9-3

社会福祉士は、利用者が記録の閲覧を希望した場合、特別な理由なくそれを拒んではならない。

# 社会福祉士の倫理綱領・社会福祉士の行動規範

## 10. (情報の共有)

社会福祉士は、利用者の援助のために利用者に関する情報を関係機関・関係職員と共有する場合、その秘密を保持するように最善の方策を求める。

10-1

社会福祉士は、利用者の情報を電子媒体等により取り扱う場合、厳重な管理体制と最新のセキュリティに配慮しなければならない。

10-2

社会福祉士は、利用者の個人情報の乱用・紛失その他あらゆる危険に対し、安全保護に関する措置を講じなければならない。

10-3

社会福祉士は、電子情報通信等に関する原則やリスクなどの最新情報について学ばなければならない。

21

## 9. (記録の開示) に関して

### 本人に対する記録の開示の適用除外

(個人情報保護法第28条第2項)

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法律に違反することとなる場合

22

## 9. (記録の開示) に関して

### 第三者に記録を開示する場合の本人への 同意の適用除外 (個人情報保護法第23条第1項)

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

23

## 9. (記録の開示) に関して

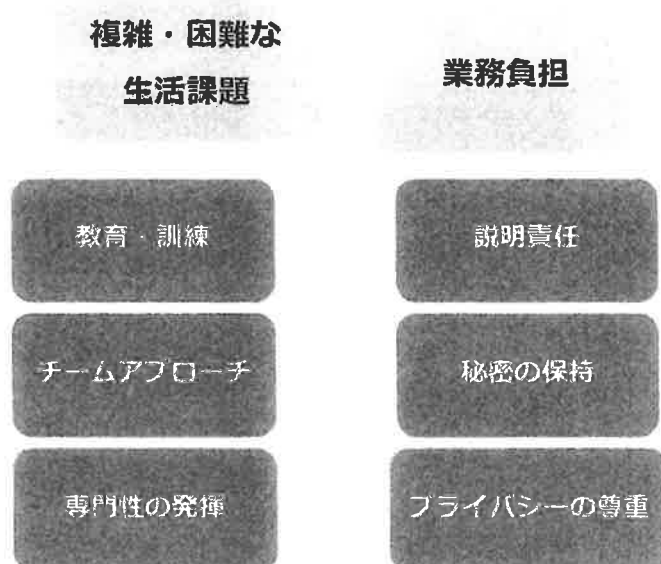
### 要配慮個人情報を除くオプトアウト方式 による第三者提供 (個人情報保護法第23条第2項)

あらかじめ以下の内容を利用者に通知、または容易に知り得る状態におくこと

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
- (5) 本人の求めを受け付ける方法

24

## 支援者の状況・記録の意義・遵守事項を踏まえた記録のあり方



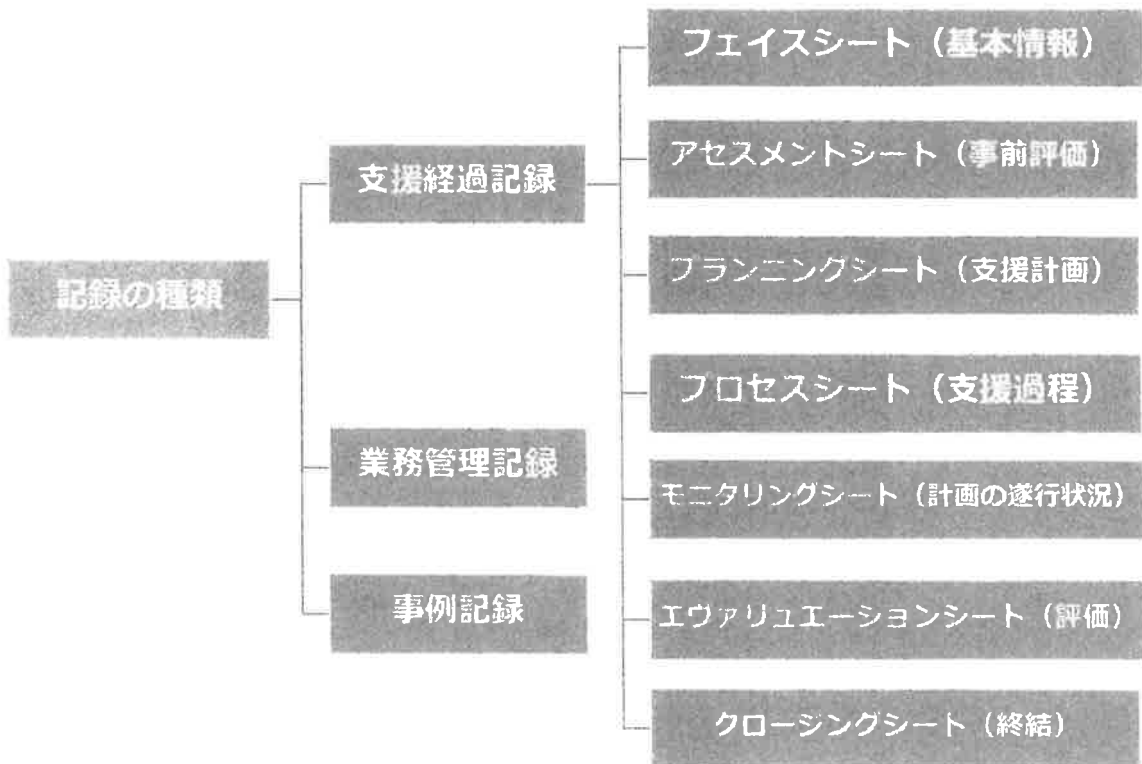
記録の基本的考え方を踏まえた実践上の工夫

25

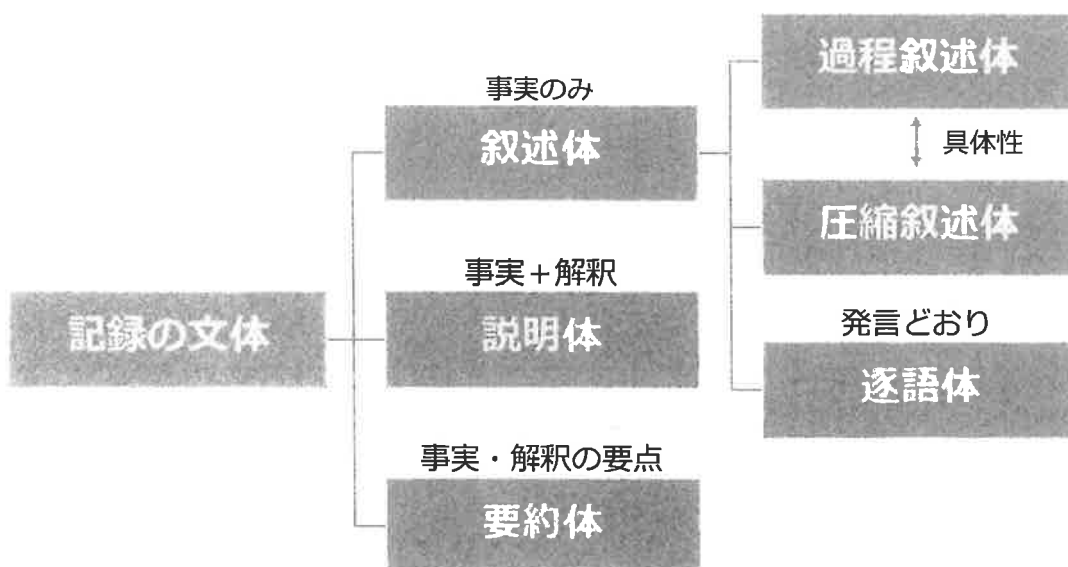
## 3. 記録の種類と方法

26

## 記録の種類



## 記録の文体



## 過程叙述体

予定していた時間より少し遅れて、夫婦で医療相談室へ来室。MSWから自己紹介後、入院以前の飲酒状況について尋ねると、夫は答えに躊躇している様子で、妻が涙ながらに話を切り出す。妻によると、入院以前「毎晩帰宅すると、まずビールを開け……」（中略）……MSWから、アルコール専門医の受診を提案したところ、妻は同意したが、夫は「診てもらっても無駄だ」と……（中略）仕事上のストレスなど、夫の話を傾聴しながら、……（中略）……退院後、次の通院の際に再度医療相談室に来室することについては、夫も同意した。

## 圧縮叙述体

夫婦で来室。入院以前の飲酒状況について、夫から返答はなく、妻から話を聞く。毎晩帰宅後、日本酒換算で2~3合飲酒し、休日は昼から飲酒していたとのこと。アルコール専門医への受診を提案したところ、妻は同意したが、夫本人は拒否的な返答。次回通院時の再来談を約束した。

## 説明体

予約していた時間より少し遅れて夫婦で来室。来室当初から夫の表情は硬く、相談に乗り気ではない様子が見える。

MSWから自己紹介の後、入院以前の飲酒状況について尋ねると、夫はうつむき加減で答えに躊躇している様子で、妻が涙ながらに話を切り出す。妻の様子から、夫の飲酒に相当に悩んでいたのではないかと推察された。「入院前は毎晩帰宅後1日2~3合、休日には昼から飲酒していた」との回答から、アルコール専門医への受診が必要と判断された。しかし、MSWから受診を提案したところ、夫は受診に拒否的。（中略）次回通院の際に再度来談することを提案した。ただし、夫の言動から、約束どおり来室するか不安が残る。

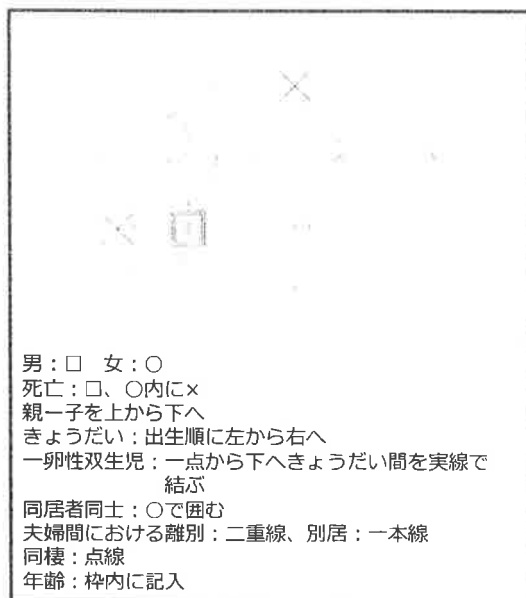
## 要約体

飲酒問題についてMSW初回面接。夫婦で来室。妻から入院以前の夫の飲酒状況を聴取。危険飲酒と判断し、アルコール専門医への受診を提案したところ、夫本人は拒否、次回通院時に再度来談することを約束。

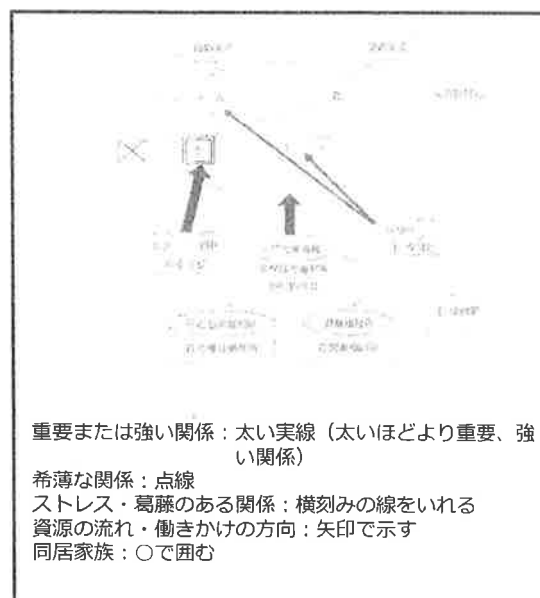
副田あけみ 小嶋章吾『ソーシャルワーク記録 改訂版 理論と方法』誠信書房 2018 P.47-48を引用

## 図表を用いた記録

### ・ジェノグラム



### ・エコマップ



副田あけみ 小嶋章吾『ソーシャルワーク記録 改訂版 理論と方法』誠信書房 2018 P.50-51のマップを引用、表記方法は一部改変

## 情報の性格と記録方法

### 静態的記録

- 被支援者氏名
- 生年月日
- 初回面接時の主訴・ニーズ
- 初期アセスメント結果
- 初期支援計画

- フェイスシート
- アセスメントシート
- 支援計画表

(定形)

### 動態的記録

- 支援者と被支援者の相談（関わり）
- 被支援者の生活状況の推移
- 主訴、ニーズ、支援目標、支援計画
- 支援者と他職種、他機関との相談

- 経過記録

(非定形)

副田あけみ 小嶋卓吾『ソーシャルワーク記録 改訂版 理論と方法』誠信書房 2018 P.52-53を引用・一部改変

## 項目形式の経過記録法

### — 問題指向型記録・フォーカスチャーティング —

#### 問題指向型記録 (Problem Oriented Record : POR)

- S (Subject data : 主観的データ)
- O (Objective data:客観的データ)
- A (Assessment : アセスメント)
- P (Plan : 計画)

#### フォーカスチャーティング (Focus Charting : FC)

- F (Focus : 焦点)
- D (Data : データ)
- A (Action : 行為)
- R (Response : 反応)

看護領域の経過記録

↓  
電子カルテ

↓  
保健医療領域のSW記録

- いずれかの項目形式
- 項目形式 + 叙述体形式



## 【記載例】

### 問題指向型記録 (Problem Oriented Record : POR)

本人の飲酒の状況について妻同席の面談

- S: 本人の表情硬く答えに躊躇している様子がみられる。妻は涙ぐみながら夫の飲酒について話、夫の飲酒に深く悩んでいたことがうかがわれる。
- O: 妻、「夫は1日2~3合、休日は昼から飲酒している」本人は「診察受けても無駄」と話す。
- A: 本人は遅刻、投げやりは言動はあるものの来談していることからこの状態を変えたいという意思があると推察される。飲酒に対する医療的支援の必要性、本人の気持ち・支援の意向を聞くための相談の継続の支援が必要と考えられる。
- P: 本人のアルコール専門外来の受診、次回通院時の夫とMSWとの面接。

### フォーカスチャートニング (Focus Charting : FC)

F: 本人の飲酒について妻を交えた対処策の検討

- D: 予定時間より少し遅れて来室。本人の表情硬く躊躇している様子。妻が涙ぐみながら夫の飲酒状況を話す。飲酒は1日2~3合、休日は昼から飲酒している。本人は「診てもらっても無駄」だと述べ、この状況を変えるのは無理だと考えている様子がうかがわれる。
- A: 本人にアルコール専門外来の受診紹介、本人とMSWとの次回通院時の面接の申し入れ。
- R: 本人、渋々だが専門外来の受診、MSWとの次回面談に応じる。

副田あけみ 小嶋章吾『ソーシャルワーク記録 改訂版 理論と方法』誠信書房 2018 P.47の事例をもとに作成

## 記録作成の留意点

### 正確性

- 6W3H (when, where, who, why, what, whom, how long, how much) 、主語-述語、時制

### 客観性

- 客観的事実と支援者の解釈の区別

### 明確性

- 要点を示す (段落、タイトル、箇条書き等)

### 迅速性

- 可能な限り早く記録

### 秘密保持

- 必要な情報のみ記録、場面に応じた人や場の匿名性の確保

### 伝達性

- 他者への伝達可能 (読みやすさ、専門用語の配慮)

副田あけみ 小嶋章吾『ソーシャルワーク記録 改訂版 理論と方法』誠信書房 2018 P.61-62をもとに作成

これで午前の講義を終了します。おつかれさまでした。



午後はワークショップを中心とした研修を行います。

35

課題解決型の学習に取り組みましょう

## 4. グループワーク2

明日から役立つ（役立たせたい）

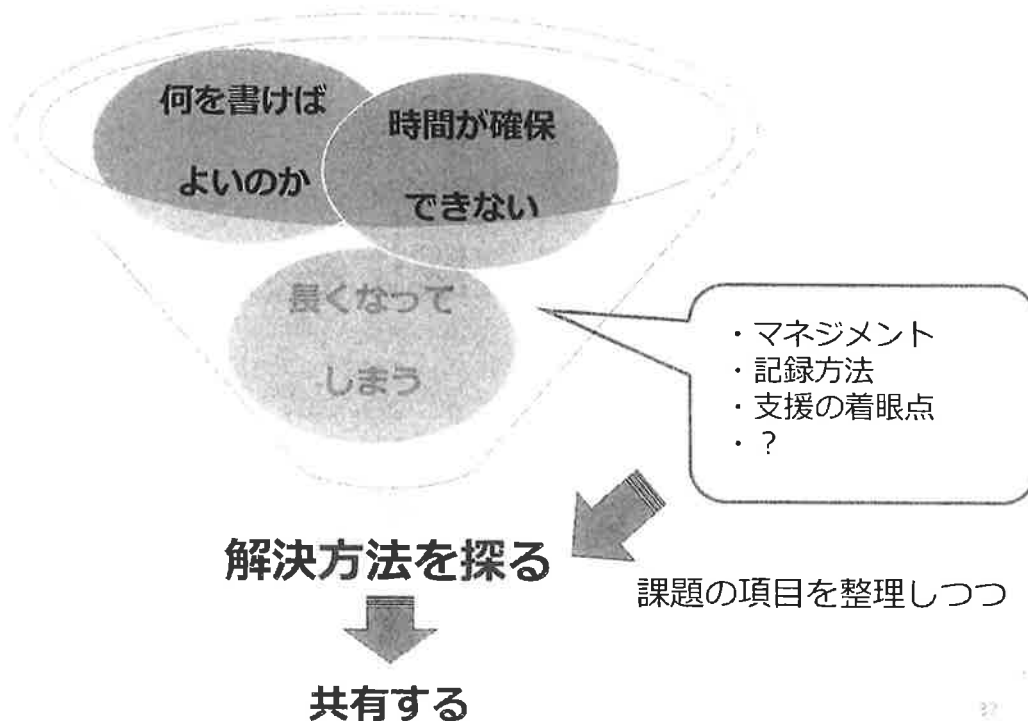
### 支援記録の書き方についての検討

皆さんはどのような記録に関する課題（疑問、難しさ、戸惑い等）をお持ちでしょうか？現業員として業務に取り組み始めた皆さんだからこそ直面している課題があり、その課題の対処には個人・仲間・組織等で各々取り組んでいるのではないかと思います。

このように皆さんが各々もっている資源、グループメンバーの相互作用によって生じる課題解決力を活用し、支援記録の作成に関する課題の解決方法について考えます。

36

## 支援記録についての課題 例え



## グループワーク2の手順

1. 5～6人のグループになってください。
2. アイスブレイク 「実現したいこと」
  - ①再度、所属と名前を伝えます。
  - ②「実現したいこと」すぐに、やや長いスパン、ずっと先、どちらでも良いです。実現したいと願っていることをメンバーに伝えてください。
  - ③聞いた人はその人が実現している姿を想像してエールを贈ってください。

ポイント：全員が参加できる／参加しやすい雰囲気をつくる。

3. 進行、記録、発表役の人を決めてください。
4. 次の手順を進めると作業がスムーズになるのではないかと思います。参考にしてください。

支援記録について個々が感じている／直面している課題のリスト化  
→ リストの整理 → 整理した項目ごとの検討

## 5. 生活保護実践における記録

39

### 生活保護実践における記録の目的・意義

#### 保護決定の根拠・保護実施の過程を明示すること

生活保護法の目的のひとつである「最低生活保障」が、法律の趣旨や実施要領に基づき適切に行われているかを検証する

#### 要保護者の置かれている実情の把握・ケースワーカーの援助・支援の過程を明示すること

「自立の助長」に向けた援助・支援が、生活保護における自立の考えに則して実施されているかを検証する

## 経過記録を書く上でのポイント

1. 面接や訪問の目的を記しておくこと
  - ▶世帯、関係者との面談、訪問
  - ▶何のための訪問、面接か
2. 面接や訪問を通じて得られた情報は項目をつけて整理して記録すること
  - ▶ポイントの把握を容易にする
3. 保護の決定の根拠を明らかにすること  
(根拠となる実施要領上の通知の記載)
  - ▶一時扶助の認定
  - ▶収入として認定しないものの取り扱い

出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会 2018、P.28-29をもとに作成

## 経過記録を書く上でのポイント

4. 事実とケースワーカーの所見を分けて書くこと
  - ▶把握した事実の記録
  - ▶ケースワーカーの所見
5. ケースワーカーの対応・利用者の状況を具体的に記述すること
  - ▶何をどのように説明したか
  - ▶どのような方法で伝えたか
6. 援助方針を記録すること
  - ▶状況の変化に応じて援助方針を見直し記載する

出典：新保美香『生活保護実践講座－利用者とともに歩む社会福祉実践－』全国社会福祉協議会 2018、P.28-29をもとに作成

## 被支援者の自立に向けた支援の 視点と方法

### 1. 言語に表れない被支援者の意向を反映する主観的 情報・客観的情報の収集、記録

▶主観的情報：身体の動き、表情、目線、对人的空間

▶客観的情報：居室の様子、生活用品、服装

- ・言語を用いて自らの希望や意見を表出することが困難な人の増加
- ・経済的困窮の背景にある社会的な脆弱性



支援計画・支援の実施へ

43

## 被支援者の自立に向けた支援の 視点と方法

### 2. 社会生活自立の要件充足のための多機関多職種連携に よる支援



第一歩は、多機関・多職種と出会い、相互理解に取り組むことから



休憩後、最後のグループワークを行います。皆さん、もう一息です。

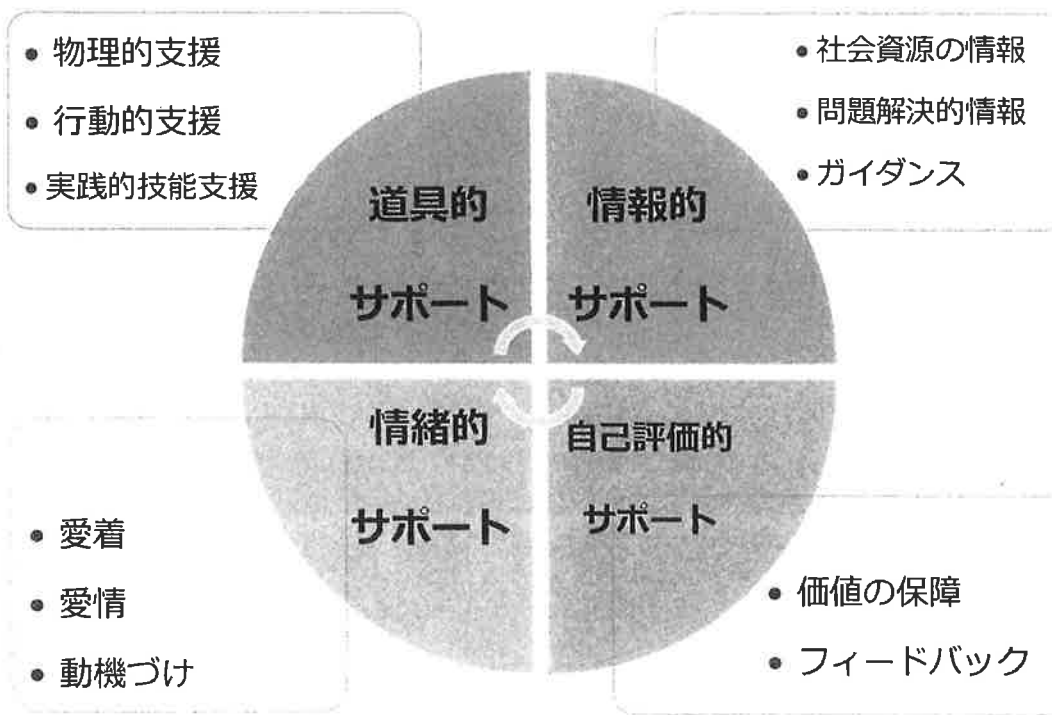
## クロージング

### 6. グループワーク3

#### ソーシャルサポートの視点を取り入れた 研修の振り返り

次の資料の「ソーシャルサポートの分類」を参考にして、次の2点を振り返りグループのメンバーと共有してください。

- (1) 講義内容やグループ活動をとおして、どのようなサポートが得られたのか
- (2) 明日からの仕事にどのように活かすのか



浦光博『支え合う人 - ソーシャルサポートの社会心理学』1992 P.60をもとに作成 47

## 引用文献

一般社団法人 日本総合研究所 (2019) 『自治体の社会福祉行政職員の業務や役割及び組織 体制等の実態に関する調査研究事業報告書』

一般財団法人 日本総合研究所 (2019) 『生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業研修教材の説明書』

新保美香 (2018) 『生活保護実践講座 - 利用者とともに歩む社会福祉実践 -』全国社会福祉協議会.

副田あけみ 小嶋章吾 (2018) 『ソーシャルワーク記録 改訂版 理論と方法』誠信書房.

玉木千賀子 (2019) 『ヴァルネラビリティへの支援 - ソーシャルワークを問い直す -』相川書房.

浦光博 (1992) 『支え合う人と人 - ソーシャルサポートの社会心理学』サイエンス社.



× ㄟ 

